
戸田市地域防災計画改訂（案）

[災害応急対策計画編（震災対策編）]

[災害復旧計画編]

目 次

【災害応急対策計画編（震災対策編）】 【災害復旧計画編】

第1編 災害応急対策計画（震災対策）

第1章 震災対策計画	1- 1
第1節 活動体制計画	1- 1
第1 計画の方針	1- 1
第2 地震準備体制	1- 1
第3 監視体制	1- 1
第4 災害警戒本部	1- 3
第5 災害対策本部	1- 5
第2節 動員配備計画	1- 52
第1 計画の方針	1- 52
第2 配備要員	1- 52
第3 動員方法	1- 52
第3節 災害救助法適用計画	1- 54
第1 計画の方針	1- 54
第2 災害救助法の適用	1- 54
第3 減失世帯の算定基準	1- 55
第4 災害救助法の適用手続き	1- 56
第5 救助の実施者及び救助の内容	1- 57
第4節 相互応援協力計画	1- 58
第1 計画の方針	1- 58
第2 県への応援要請及び県からの応援要請	1- 58
第3 国への応援要請及び国、地方公共団体等からの応援受入	1- 60
第4 協定締結自治体への応援要請及び協定締結自治体からの応援要請	1- 61
第5 消防相互応援協定等締結自治体への要請及び消防相互応援協定等締結自治体からの応援要請	1- 62
第6 その他協定締結機関・民間事業者等への応援要請	1- 62
第5節 地震情報等の収集伝達計画	1- 63
第1 計画の方針	1- 63
第2 地震情報等の収集伝達体制	1- 63
第3 情報伝達の措置	1- 65
第6節 災害情報通信計画	1- 66
第1 計画の方針	1- 66
第2 情報連絡体制	1- 66
第3 被害報告	1- 71
第4 体制報告	1- 76

第7節	災害広報広聴計画	1- 77
第1	計画の方針	1- 77
第2	災害広報活動	1- 77
第3	報道機関への対応	1- 78
第4	被災者への広聴活動	1- 80
第8節	防犯・交通対策計画	1- 81
第1	計画の方針	1- 81
第2	防犯対策	1- 81
第3	交通対策	1- 81
第9節	避難対策計画	1- 84
第1	計画の方針	1- 84
第2	避難活動	1- 84
第3	避難所の設置・運営	1- 88
第4	広域避難	1- 96
第10節	救急救助・医療救護計画	1- 98
第1	計画の方針	1- 98
第2	救急救助における活動	1- 98
第3	傷病者搬送	1- 99
第4	医療救護	1-100
第5	後方医療	1-102
第6	被災者等への医療	1-102
第7	保健衛生	1-103
第11節	災害時要配慮者の安全確保対策計画	1-104
第1	計画の方針	1-104
第2	災害時要配慮者の安全確保対策	1-104
第3	社会福祉施設等入所者の安全確保対策	1-104
第4	避難行動要支援者の避難支援	1-105
第5	避難所内外の要配慮者支援	1-106
第6	外国人の安全確保対策	1-107
第12節	帰宅困難者対策計画	1-108
第1	計画の方針	1-108
第2	帰宅困難者対策	1-108
第13節	遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画	1-110
第1	計画の方針	1-110
第2	遺体の搜索	1-110
第3	遺体の収容・処置	1-110
第4	遺体の埋・火葬	1-111

第14節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画	1-113
第1 計画の方針	1-113
第2 給水計画	1-113
第3 食料供給計画	1-115
第4 生活必需品等供給計画	1-118
第5 地域内輸送拠点の開設・運営	1-119
第6 物資配布場所の開設・運営	1-120
第15節 応急住宅対策計画	1-121
第1 計画の方針	1-121
第2 応急住宅の供給	1-121
第3 被災住宅の応急修理計画	1-123
第16節 建築物及び公共施設等の応急対策計画	1-124
第1 計画の方針	1-124
第2 建築物	1-124
第3 ライフライン施設	1-126
第4 交通施設等	1-130
第5 その他公共施設	1-131
第17節 障害物除去計画	1-132
第1 計画の方針	1-132
第2 障害物の除去	1-132
第18節 文教対策計画	1-134
第1 計画の方針	1-134
第2 応急教育・応急保育	1-134
第3 社会教育施設等の対策	1-137
第19節 緊急輸送計画	1-138
第1 計画の方針	1-138
第2 輸送対象	1-138
第3 陸上輸送	1-138
第4 その他の輸送の確保	1-141
第5 災害救助法が適用された場合の費用等	1-141
第20節 要員確保計画	1-142
第1 計画の方針	1-142
第2 要員の確保	1-142
第3 被災地へのボランティア派遣支援	1-142
第21節 自衛隊災害派遣要請計画	1-143
第1 計画の方針	1-143
第2 災害派遣要請依頼	1-143
第3 自主派遣	1-145
第4 派遣部隊の受入	1-145
第5 撤収要請依頼	1-146

第22節	環境衛生整備計画	1-147
第1	計画の方針	1-147
第2	し尿の処理	1-147
第3	清掃	1-148
第4	防疫活動	1-150
第5	検病調査・健康診断	1-150
第6	避難所における衛生管理	1-151
第7	動物の保護及び飼養	1-151
第23節	応援受入計画	1-153
第1	計画の方針	1-153
第2	地方公共団体からの応援受入	1-153
第3	ボランティアの応援受入	1-155
第4	ボランティアの活動	1-156
第5	連携体制の確保	1-158
第6	公共的団体からの応援受入	1-158
第24節	消防活動計画	1-159
第1	計画の方針	1-159
第2	消防活動	1-159
第3	応援要請	1-161

第2章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	1-162
第1節	基本方針	1-162
第1	趣旨	1-162
第2	南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件	1-163
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	1-164
第1	南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達	1-164
第2	活動体制の準備等	1-165
第3	市民、企業等への呼びかけ	1-166

第2編 災害復旧計画

第1章 迅速な災害復旧	2- 1
第1節 災害復旧事業	2- 1
第1 災害復旧事業計画の作成	2- 1
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	2- 2
第3 激甚災害に係る財政援助措置	2- 2
第4 災害復旧事業の実施	2- 3
第2章 計画的な災害復興	2- 5
第1節 災害復興事業	2- 5
第1 災害復興対策本部の設置	2- 5
第2 災害復興方針・計画の策定	2- 5
第3 災害復興事業の実施	2- 5
第3章 生活再建等の支援	2- 6
第1節 被災者の生活確保	2- 6
第1 被災者に対する職業斡旋等	2- 6
第2 市税等の徴収猶予及び減免の措置	2- 6
第3 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	2- 7
第2節 被災者への融資等	2- 9
第1 被災者台帳の作成	2- 9
第2 住家被害認定	2- 9
第3 災害証明書の発行	2-11
第4 被災者個人への融資	2-12
第5 被災中小企業への融資	2-13
第6 被災農林漁業関係者への融資等	2-13
第7 義援金の受入・配分計画	2-14
第3節 被災者生活再建支援制度等	2-15
第1 被災者生活再建支援制度の活用	2-15
第2 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	2-17

第1編 災害応急対策計画（震災対策）

第1章　震災対策計画

第1章 震災対策計画

第1節 活動体制計画

第1 計画の方針

この計画は戸田市の地域に規模の大きい地震が発生した場合において、防災関係機関等が有する全機能を発揮して災害の拡大を防御し、かつ、応急救助等の対策を行うことによって被害の拡大を防止するため、災害警戒本部及び災害対策本部の配置要員、動員方法等について定める。

第2 地震準備体制

1. 地震準備体制の配備

(1) 配備基準

南海トラフ地震臨時情報が発表された際など、戸田市域に地震による災害発生のおそれがある場合、地震準備体制を配備する。

■地震準備体制の配備基準

配備体制	配備基準
地震準備体制	戸田市域に地震による災害発生のおそれがある場合

(2) 配備場所

地震準備体制に係る事務局は、危機管理防災課に置く。

2. 活動内容

地震準備体制では、危機管理防災課が中心となり、物資調達・輸送調整等支援システムを使用した備蓄状況の確認及び地域内輸送拠点の準備に関する連絡を中心とした活動を行う。

第3 監視体制

1. 監視体制の配備

(1) 配備基準

危機管理監は、戸田市域に震度4の揺れが観測された場合、監視体制を配備する。

なお、監視体制の初動期は危機管理防災課が配置につき、その後、状況により危機管理監が必要と判断した場合、監視体制の全配備要員に対して動員連絡を行う。

■監視体制の配備基準

配備体制	配備基準
監視体制	原則として戸田市域に震度4の揺れが発生した場合

(2) 配備場所

監視体制に係る事務局は、危機管理防災課に置く。

2. 活動内容

監視体制は、危機管理防災課が中心となり、情報収集及び関係機関との連絡を中心とした活動を行う。主な活動は概ね次のとおりである。

■監視体制の活動

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 被害情報の収集・伝達 | ② 関係機関等との連絡調整 |
|--------------|---------------|

3. 監視体制の解除

危機管理監は、市域に被害が認められなかった場合、又は被害が発生するおそれが認められなくなった場合、監視体制を解除する。

第4 災害警戒本部

1. 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

市長は、戸田市域に震度5弱又は5強の地震の揺れが発生した場合、若しくは「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」が発表された場合、災害警戒本部を設置し、配備体制をレベルAからBとする。

■災害警戒本部の設置基準

配備体制	設置基準
レベルA	① 原則として戸田市域に震度5弱の揺れが発生した場合 ② 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」が発表された場合 ③ その他状況により市長が必要と認めたとき
レベルB	① 原則として戸田市域に震度5強の揺れが発生した場合 ③ その他状況により市長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

総括班は、本部長（市長）の指示により市役所に災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部には、本部室、本部会議室その他必要に応じて室を設置する。

なお、災害警戒本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。

■災害警戒本部の設置場所

本 部 室	市役所 5階大会議室
本部会議室	市役所 5階 501 会議室

2. 災害警戒本部の運営

(1) 組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、1-6 頁及び1-7 頁に示す組織図、1-8 頁以降に示す時間経過別事務分掌のとおりである。

なお、本部長が必要と認めたときは、職員以外の防災及び危機管理に精通した者を災害警戒本部員として指名できる。

(2) 指揮

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任するものとする。

■災害警戒本部長の権限の委任

- | |
|-----------------|
| 第1位 副本部長（副市長） |
| 第2位 副本部長（危機管理監） |
| 第3位 副本部長（教育長） |

(3) 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の配置・調整・連絡を行う。

本部会議構成員は、会議の招集の必要がある場合は、危機管理監に要請する。

■災害警戒本部会議の概要

構 成	本部長、副本部長、本部員、副本部員 ^(※)
協議事項	<ul style="list-style-type: none">① 本部の配備体制の切替及び廃止② 災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定③ 応援の要請④ その他災害対策に関する重要事項

※副本部員については、本部長が必要と認めた場合に招集する。

3. 災害警戒本部の廃止

本部長は、市域に被害が認められなかった場合、若しくは事態が終息したときは、災害警戒本部を廃止する。

4. 災害対策本部体制への移行

本部長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部体制から災害対策本部体制へ移行する。

5. 災害時における財源

調査班は、災害により生じた費用の財源として、当面は予備費を充て、被害の大きさや災害により生じた減収の状況に応じて財政調整基金等を充てる。

第5 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、戸田市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、災害対策本部を設置し、配備体制をレベルDとする。

■災害対策本部の設置基準

配備体制	設置基準
レベルD	① 原則として戸田市域に震度6弱以上の揺れが発生した場合 ② その他状況により市長が必要と認めたとき

※震災時における災害対策本部の配備体制にはレベルCは設けない

(2) 設置場所

総括班は、本部長（市長）の指示により市役所に災害対策本部を設置する。

管財班は、市庁舎が災害対策本部としての機能が十分であるかを点検する。

本部長は、市庁舎が災害対策本部としての機能が不十分であると判断した場合は、次の施設に災害対策本部を設置する。災害対策本部には、本部室、本部会議室その他必要に応じて室を設置する。

なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。

■災害対策本部の移設場所

第1位 新曽南庁舎

第2位 戸田市文化会館

第3位 その他本部長が指定した場所

■災害対策本部の設置場所

本 部 室	市役所 5階大会議室
本部会議室	市役所 5階 501 会議室

(3) 災害対策本部設置・廃止の通知

災害対策本部を設置、又は廃止したときは、本部長は次の機関にその旨を通知する。

■災害対策本部設置・廃止の通知先

① 埼玉県知事（県南部地域振興センター）

② 蕨警察署

③ 戸田市防災会議委員

④ 防災関係機関

2. 災害対策本部の運営

(1) 組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、1-6頁及び1-7頁に示す組織図、1-8頁以降に示す時間経過別事務分掌のとおりである。

なお、本部長が必要と認めたときは、職員以外の防災及び危機管理に精通した者を災害対策本部員として指名できる。

(2) 指揮

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任するものとする。

■災害対策本部長の権限の委任

- | |
|-----------------|
| 第1位 副本部長（副市長） |
| 第2位 副本部長（危機管理監） |
| 第3位 副本部長（教育長） |

(3) 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。

本部会議構成員は、会議の招集の必要がある場合は、危機管理監に要請する。

■災害対策本部会議の概要

構 成	本部長、副本部長、本部員、副本部員 ^(※)
協議事項	<ul style="list-style-type: none">① 本部の配備体制の切替及び廃止② 災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定③ 応援の要請④ その他災害対策に関する重要事項

※副本部員については、本部長が必要と認めた場合に招集する。

3. 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

4. 災害時における財源

調査班は、災害により生じた費用の財源として、当面は予備費を充て、被害の大きさや災害により生じた減収の状況に応じて財政調整基金等を充てる。

■災害警戒本部及び災害対策本部の組織図

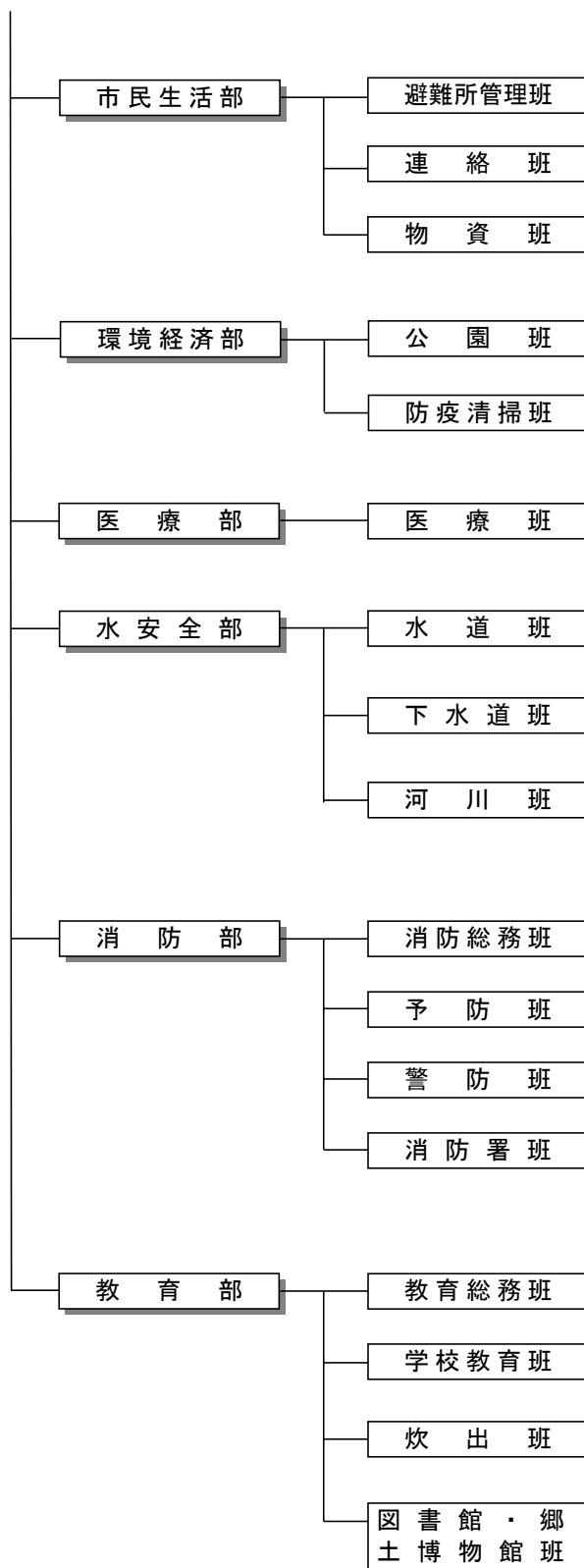


次頁に続く

本部 部名称

本部 班名称

前頁より続く



■時間経過別事務分掌

各対策部及び対策班の事務分掌については、各対策班が災害の状況に応じた的確な災害対応を実施できるよう、戸田市で想定される震災の時間経過別に明示した。

■時間経過別の事務分掌において想定した震災の状況

災害種別	ケース	想定する災害の状況
震災	1	<p>【中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災時の戸田市の最大震度（震度5強）程度の地震を想定。（南海トラフ地震発生時の戸田市の震度は5弱程度と想定されている） ・市内の被害は比較的軽微であるが、一部の住民の避難（避難所の開設・運営）や、交通機関の混乱による帰宅困難者への対応が必要となる。 ・また、被災地への応援や避難者の受入等、広域的対応が必要な場合が想定される。
	2	<p>【大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震（東京湾北部地震M7.3）発生時に想定されている戸田市の最大震度（6強）程度の地震を想定。 ・多くの建物が倒壊するほか、ライフラインの途絶、液状化の発生等、市内各地で甚大な被害が想定される。 ・多くの死傷者が発生し、救出期（3日目程度）まで、倒壊家屋等からの住民の救出とともに、避難者の収容（避難所の開設・運営・食料等の配給）等に重点を置く。 ・県や国、応援自治体、関係機関、ボランティアと連携し、各種施設の復旧・復興の他、被災者の生活再建等、長期に渡る応急対策及び復旧対策活動が必要となる。

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

本部				
	本部長	副本部長	本部員	副本部員
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 災害対策活動に係る重要事項（住民への冷静な行動の呼びかけ、避難所開設、安全部トロール方針、被害概況の把握等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害警戒（対策）活動方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 災害対策活動に係る重要事項（初動優先順位、避難者・帰宅困難者支援等、協定自治体等への応援要請）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害警戒（対策）活動方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 災害対策活動に係る重要事項（避難者支援、帰宅支援、避難所開設期間及び閉鎖等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害警戒（対策）活動方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 災害対策活動に係る重要事項（応急復旧優先順位、広域応援等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害警戒（対策）活動方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 災害対策活動に係る重要事項（被災地避難者受入れ、被災者支援等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害復旧方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

危機管理部（危機管理監）（市長公室長）			
	総括班1：市長広室	総括班2：危機管理防災課	総括班3：行政管理課
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等） 3 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 4 災害記録写真の撮影・収集 5 報道機関への対応（本部設置等） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 来庁者の安全確保及び避難誘導の館内放送 2 本部の設置 3 本部員の招集 4 本部会議の開催 5 市内の災害に関する情報の集約 6 収集された災害情報の各部への伝達 7 関係機関との連絡調整 8 県への被害速報（防災情報システム） 9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 本部長、副本部長の秘書 2 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 3 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等） 4 災害記録写真の撮影・収集 5 報道機関への対応（被害状況、災害対策本部活動、避難所状況等） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 初動対応の伝達 3 被害状況の総括・応急対策の検討 4 関係機関との連絡調整 5 県への被害速報（防災情報システム） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 本部長、副本部長の秘書 2 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 3 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等） 4 災害記録写真の撮影・収集 5 報道機関への対応（被害状況、災害対策本部活動、避難所状況等） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 初動対応の伝達 3 被害状況の総括・応急対策の検討 4 関係機関との連絡調整 5 県への被害速報（防災情報システム） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等） 3 災害記録写真の撮影・収集 4 報道機関への対応（応急復旧進捗、他地域応援活動等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 避難者支援の伝達 3 応急復旧方針の検討 4 関係機関との連絡調整 5 県への被害速報（防災情報システム） 6 被災自治体等からの応援要請確認 7 被災自治体等への応援体制の確立 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 災害救助法適用事務 4 防災行政無線（移動系）の統制 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等） 3 災害記録写真の撮影・収集 4 報道機関への対応（応急復旧進捗、他地域被災者受入れ等） 5 災害視察及び見舞者の対応 6 広報記録の作成 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 関係機関との連絡調整 3 県への確定報告（文書） 4 被災自治体からの避難者受入れの調整 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害記録の作成 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

企画財政部（企画財政部長）			
	電話対応班	情報システム班	調査班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの稼働・停電等対策 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの復旧・停電等対策 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 住家等の被害調査（り災台帳作成） 2 税の減免、徴収猶予措置等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの復旧・停電等対策 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 住家等の被害調査（り災台帳作成） 2 税の減免、徴収猶予措置等 3 災害対策予算の編成及び財政措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース 1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

総務部（総務部長）		
	職員班	管財班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 職員の安全確認・動員 2 参集職員の把握 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検、応急措置（機能確保） 2 市施設の被災状況のとりまとめ 3 公用車の管理、配車 4 燃料の確保 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 職員の安全確認・動員 2 参集職員の把握 3 職員の食糧、物資の確保 4 電話対応班の応援 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検、応急措置（機能確保） 2 公用車の管理、配車 3 燃料の確保 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 職員の食糧、仮眠室等確保 2 電話対応班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市施設の応急復旧 2 公用車の管理、配車 3 燃料の確保 4 調査班の応援 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 職員の食糧、仮眠室等確保 2 職員の公務災害事務 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市施設の応急復旧 2 公用車の管理、配車 3 燃料の確保 4 被災自治体等への応援車両の確保 5 緊急通行車両の交付申請 6 調査班の応援 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 職員の公務災害事務 2 被災職員の支援 3 被災自治体等への職員の派遣 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 公用車の管理、配車 2 燃料の確保 3 調査班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

議会部（議会事務局長）	
	議会対応・広聴班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 被災者相談窓口の開設 2 電話対応班の応援 3 市議会への情報提供・調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 被災者相談窓口の運営 2 電話対応班の応援 3 市議会への情報提供・調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 被災者相談窓口の運営 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース 1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

委員会・会計部（行政委員会事務局長）	
	帰宅困難者対応班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の開設 3 広報車による広報及び誘導 4 国道等、徒歩帰宅者に関する情報収集 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の運営 3 広報車による広報及び誘導 4 国道等、徒歩帰宅者に関する情報収集 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の閉鎖 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

健康福祉部（健康福祉部長）			
	福祉班	援護班	福祉センター班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 所管施設の被害把握 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 福祉避難所の開設 4 在宅避難行動要支援者の安否確認 5 民生委員等との連絡調整 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 避難所開設、運営への協力 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 所管施設の被害把握 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 在宅避難行動要支援者の安否確認 2 福祉避難所の運営 3 所管施設の点検、応急措置 4 民生委員等との連絡調整 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 避難所開設、運営への協力 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 所管施設の応急復旧 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 在宅避難行動要支援者の安否確認 2 福祉避難所の運営 3 所管施設の応急復旧 4 民生委員等との連絡調整 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所運営への協力 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 所管施設の応急復旧 2 被災地避難者の避難受け入れ準備 3 日本赤十字社等からの災害支援物資の配布 4 災害見舞金の支給調査 5 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 在宅避難行動要支援者の安否確認 2 福祉避難所の閉鎖 3 介護保険料の減免、徴収猶予等 4 被災者の健康管理 5 被災者の精神のケア 6 所管施設の応急復旧 7 民生委員等との連絡調整 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所閉鎖への協力 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 被災地への災害ボランティアの募集・派遣（社会福祉協議会と連携） 2 災害見舞金等の支給調査・支給 3 被災地避難者の受け入れ避難所の運営 4 義援金の受け入れ、配分準備 5 災害援護資金の貸付 6 住民からの支援物資等の受け入れ 7 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 介護保険料の減免、徴収猶予等 2 福祉班の応援 3 被災者の健康管理 4 被災者の精神のケア 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース 1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

こども健やか部（こども健やか部長）	
	保育班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 所管施設における園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の点検、応急措置 3 民間保育施設等の被害把握 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 所管施設の一時休園措置、園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の点検、応急措置 3 民間保育施設等の被害把握 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 所管施設の一時休園措置、園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

都市整備部（都市整備部長）					
	応急・救出班	建築班	道路班	土地区画班	交通班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 市内の被害状況の確認 2 応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 道路上の障害物の除去 3 交通規制の実施（交通班と連携） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管区域内の安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 応急措置 2 救出活動の実施 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 道路上の障害物の除去 3 交通規制の実施（交通班と連携） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管区域内の安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 被災建築物の応急危険度判定 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 道路・橋梁の応急復旧 3 道路上の障害物の除去 4 交通規制の実施（交通班と連携） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管区域内の安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人目的的）	1 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 被災建築物の応急危険度判定の要請・受入れ 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 警察署との連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 被災建築物の応急危険度判定の要請・受入れ 2 所管施設の応急復旧 3 災害救助法に基づく住宅の応急修理の申請受け付け 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 警察署との連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

市民生活部（市民生活部長）			
	避難所管理班	連絡班	物資班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベータ一閉じ込め	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 避難所の開設状況の把握 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 自主防災会への連絡調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 備蓄品の避難所への配達準備 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 避難所との連絡調整 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 備蓄品の避難所への搬送 3 食糧、生活必需品の発注・納品確認 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 避難所との連絡調整 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 友好都市との連絡調整 2 自主防災会への連絡調整 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 救援物資の受入れ、管理 2 食糧、生活必需品の避難所への搬送 3 食糧、生活必需品の発注・納品確認 4 所管施設の応急復旧 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 避難所との連絡調整 2 り災証明書の発行 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 友好都市との連絡調整 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 救援物資の受入れ、管理 2 食糧、生活必需品の避難所への搬送 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 り災証明書の発行 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 友好都市との連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 商業、工業、農業被害の調査 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

環境経済部（環境経済部長）		
	公園班	防疫清掃班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所管理班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所管理班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所管理班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 所管施設の応急復旧 2 がれき一時保管スペースの確保 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害廃棄物処理・公害対策 2 避難所管理班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害廃棄物処理・公害対策 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース 1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

医療部(市民医療センター所長)(市民医療センター事務長)	
	医療班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 所管施設の点検、応急措置 2 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 3 医療施設の被害把握 4 避難所への医師の派遣依頼 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 2 避難所への医師の派遣依頼 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 被災地避難者の受け入れ避難所への医師の派遣依頼 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

水安全部（水安全部長）			
	水道班	下水道班	河川班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 来庁者の安全確保及び避難誘導 2 水道施設の点検、応急措置 3 庁舎の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の被害状況把握 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の被害状況調査（概略点検） 2 防災拠点（戸田市船着場）の被災状況調査 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 水道施設の点検、応急措置 2 応急給水 3 給水用資器材の確保 4 断水の広報 5 庁舎の点検、応急措置 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の被害状況把握 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の被害状況調査（詳細略点検） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 水道施設の点検、応急措置 2 応急給水 3 給水用資器材の確保 4 断水・応急給水の広報 5 庁舎の応急復旧 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の被害状況把握 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 水道施設の応急復旧 2 応急給水 3 庁舎の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 水道施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

消防部（消防長）				
	消防総務班	予防班	警防班	消防署班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機(器)材等の確保	1 火災、救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の收受 3 車両の配置 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機(器)材等の確保	1 火災、救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の收受 3 車両の配置 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機(器)材等の確保	1 火災、救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の收受 3 車両の配置 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機(器)材等の確保 3 被災自治体等への応援体制の確立	1 住民に対する災害広報 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集 2 被災自治体等への応援車両の配置	1 救急活動 2 災害の警戒、防御 3 被災自治体等への応援
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 部内職員、消防団員の動員	1 住民に対する災害広報 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集	1 救急活動 2 災害の警戒、防御 3 被災自治体等への応援

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌

教育部（教育長）（教育部長）				
	教育総務班	学校教育班	炊出班	図書館・郷土博物館班
発災期 ・市域で震度5弱（5強）の揺れを記録する地震の発生 ・ブロック塀の倒壊、瓦の落下等多数 ・エレベーター閉じ込め	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 避難所開設に関する協力の要請 3 教育総務班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・市内に甚大な被害は確認されない ・公共交通機関停止、一部地域停電 ・帰宅困難者多数（駅前滞留） ・一部住民に避難者	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 児童・生徒の安否確認結果の集約 3 教職員の安否確認 4 避難所運営に関する協力の要請 5 教育総務班の応援 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・公共交通機関復旧 ・停電復旧（電力供給再開）	1 教育施設の応急復旧 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 児童・生徒の安否確認結果の集約 3 教職員の安否確認 4 教育総務班の応援 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・被災地の状況判明（甚大被害） ・被災地からの応援要請（人的・物的）	1 教育施設の応急復旧 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 教育再開計画の連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・り災（被災）証明の申請者	1 教育施設の応急復旧 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 文化財被害の調査 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 文化財被害の調査 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

本部				
	本部長	副本部長	本部員	副本部員
発災期 ・市域で震度6弱以上 の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 災害対策活動に係る重要事項（避難勧告・指示、自衛隊派遣要請等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害対策本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 災害対策活動に係る重要事項（避難勧告・指示、協定自治体・自衛隊派遣要請等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害対策本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 災害対策活動に係る重要事項（警戒区域設定、初動優先順位等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害対策本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 配置職員のローテーション計画 4 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 災害対策活動に係る重要事項（救護、避難生活支援、応急復旧優先順位等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害対策本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 災害対策活動に係る重要事項（被災者支援、応急復旧、業務継続等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督 3 戸田市防災会議の招集・開催	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害復旧方針を検討 2 災害対策（復旧）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

危機管理部（危機管理監）（市長公室長）			
	総括班1：市長広室	総括班2：危機管理防災課	総括班3：行政管理課
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS・Lアラート等） 3 被害情報、救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 4 報道機関への対応（本部設置等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 来庁者の安全確保及び避難誘導のための館内放送 2 本部の設置 3 本部員の招集 4 本部会議の開催 5 市内の災害に関する情報の集約 6 収集された災害情報の各部への伝達 7 避難勧告・指示等の伝達 8 関係機関との連絡調整 9 県への被害速報（防災情報システム） 10 自衛隊派遣要請 11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 本部長、副本部長の秘書 2 被害情報、救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 3 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS・Lアラート等） 4 報道機関への対応（避難勧告・指示発令等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 初動対応の伝達 3 避難勧告・指示等の伝達 4 被害状況の総括・緊急対策の検討 5 関係機関との連絡調整 6 県への被害速報（防災情報システム） 7 自衛隊派遣要請 8 協定自治体等への応援要請 9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 本部長、副本部長の秘書 2 被害情報、救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 3 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS・Lアラート等） 4 報道機関への対応（被害状況、災害対策本部活動、避難所状況等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 警戒区域設定等の伝達 3 被害状況の総括・救出・避難所等対策方針の検討 4 関係機関との連絡調整 5 県への被害速報（防災情報システム） 6 災害救助法の適用申請 7 自衛隊との連絡調整 8 協定自治体等への応援要請 9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 情報伝言板の作成 4 防災行政無線（移動系）の統制 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS・Lアラート等） 3 災害記録写真の撮影・収集 4 報道機関への対応（災害対策本部活動、避難所状況、不足支援物資等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 避難者支援の総括・応急復旧方針の検討 3 関係機関との連絡調整 4 県への確定報告（文書） 5 災害救助法の適用申請 6 自衛隊との連絡調整 7 応援自治体の受け入れ 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 情報伝言板の作成 4 災害救助法適用事務 5 防災行政無線（移動系）の統制 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS・Lアラート等） 3 災害記録写真の撮影・収集 4 報道機関への対応（応急復旧進捗、不足支援物資等） 5 災害視察及び見舞者の対応 6 広報記録の作成 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 復旧本部の設置 2 本部会議の開催 3 警戒区域の廃止等の伝達 4 業務継続計画の推進 5 関係機関との連絡調整 6 自衛隊との連絡調整 7 応援自治体との調整 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報伝言板の作成 2 災害記録の作成 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

企画財政部（企画財政部長）			
	電話対応班	情報システム班	調査班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 巡回による災害情報の収集（応急・救出班及び交通班と連携） 2 救出活動（応急・救出班と連携） 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 巡回による災害情報の収集（応急・救出班及び交通班と連携） 2 救出活動（応急・救出班と連携） 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの稼働・停電等対策 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 巡回による災害情報の収集（応急・救出班及び交通班と連携） 2 救出活動（応急・救出班と連携） 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの復旧・停電等対策 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 巡回による災害情報の収集（応急・救出班及び交通班と連携） 2 住家等の被害調査（り災台帳作成） 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの復旧・停電等対策 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 住家等の被害調査（り災台帳作成） 2 税の減免、徴収猶予措置等 3 災害対策予算の編成及び財政措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

総務部（総務部長）		
	職員班	管財班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 職員の動員 2 参集職員の把握 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検、応急措置（機能確保） 2 市施設の被災状況のとりまとめ 3 公用車の被害状況確認、配車 4 物資等輸送手段の確保 5 燃料の確保 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 職員の動員 2 参集職員の把握 3 職員の食糧、物資の確保 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検、応急措置（機能確保） 2 市施設の被災状況のとりまとめ 3 公用車の被害状況確認、配車 4 物資等輸送手段の確保 5 燃料の確保 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 職員の安否確認 2 職員の食糧、仮眠室等確保 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検、応急措置（機能確保） 2 市施設の被災状況のとりまとめ 3 二次避難者、災害時要配慮者の市外仮避難所へのバス等移送手配・支援 4 公用車の管理、配車 5 物資等輸送手段の確保 6 燃料の確保 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 職員の健康管理 2 他自治体応援職員の業務調整 3 他自治体応援職員の厚生 4 職員の公務災害事務 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市施設の応急復旧 2 二次避難者、災害時要配慮者の市外仮避難所へのバス等移送手配・支援 3 公用車の管理、配車 4 物資等輸送手段の確保 5 燃料の確保 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 職員のメンタルヘルス 2 業務継続の組織体制 3 他自治体応援職員の厚生 4 職員の公務災害事務 5 被災職員の支援 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市施設の応急復旧 2 公用車の管理、配車 3 二次避難者、災害時要配慮者の帰宅のバス等移送手配・支援 4 燃料の確保 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

議会部（議会事務局長）	
	議会対応・広聴班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 被災者相談窓口の開設 2 電話対応班の応援 3 市議会への情報提供・調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 被災者相談窓口の運営 2 電話対応班の応援 3 市議会への情報提供・調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 被災者相談窓口の運営 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

委員会・会計部（行政委員会事務局長）	
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	帰宅困難者対応班 1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の開設 3 広報車による広報及び誘導 4 国道等、徒歩帰宅者に関する情報収集 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の運営・閉鎖 3 広報車による広報及び誘導 4 国道等、徒歩帰宅者に関する情報収集 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 議会対応・広聴班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 議会対応・広聴班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

健康福祉部（健康福祉部長）			
	福祉班	援護班	福祉センター班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 所管施設の被害把握 2 援護班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 在宅避難行動要支援者の安否確認 4 福祉避難所の開設 5 民生委員等との連絡調整 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 避難所開設、運営への協力 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 所管施設の被害把握 2 行方不明者の把握、捜索要請 3 遺体の安置所の開設・運営 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 在宅避難行動要支援者の安否確認 3 在宅避難行動要支援者の避難所・福祉避難所への移送 4 福祉避難所の運営 5 民生委員等との連絡調整 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 避難所運営への協力 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 所管施設の被害把握 2 行方不明者の把握、捜索要請 3 遺体の安置 4 遺体の埋火葬の手続き 5 遺留品の保管・管理 6 災害ボランティアセンターの開設（社会福祉協議会と連携） 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 在宅避難行動要支援者の安否確認 3 在宅避難行動要支援者の避難所・福祉避難所への移送 4 福祉避難所の運営 5 被災者の健康管理 6 被災者の精神のケア 7 民生委員等との連絡調整 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 避難所運営への協力 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 行方不明者の把握、捜索要請 2 遺体の安置 3 遺体の埋火葬の手続き 4 遺留品の保管・管理 5 災害ボランティアセンターの運営（社会福祉協議会と連携） 6 日本赤十字社からの災害支援物資の配布 7 所管施設の応急復旧 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害時要配慮者の巡回相談 2 災害時要配慮者の市内又は市外の福祉施設への一時入所事務 3 福祉避難所の運営 4 被災者の健康管理 5 被災者の精神のケア 6 所管施設の応急復旧 7 民生委員等との連絡調整 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所運営への協力 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 遺体の安置 2 遺体の埋火葬の手続き 3 遺留品の保管・管理 4 災害ボランティアセンターの運営（社会福祉協議会と連携） 5 災害見舞金及び災害弔慰金の支給調査・支給 6 義援金の受け入れ、配分準備・配分 7 被災者生活再建支援制度の事務 8 災害援護資金の貸付 9 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等 10 所管施設の応急復旧 11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害時要配慮者の巡回相談 2 福祉避難所の運営 3 被災者の健康管理 4 被災者の精神のケア 5 介護保険料の減免、徴収猶予等 6 所管施設の応急復旧 7 民生委員等との連絡調整 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所運営への協力 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

こども健やか部（こども健やか部長）	
	保育班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 所管施設における園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の点検、応急措置 3 民間保育施設等の被害把握 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 所管施設の一時閉鎖措置、園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の点検、応急措置 3 民間保育施設等の被害把握 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 所管施設の一時閉鎖措置、園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の点検、応急措置 3 避難所等における応急保育 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 所管施設の一時閉鎖措置、園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の応急復旧 3 避難所等における応急保育 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 避難所等における応急保育 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

都市整備部（都市整備部長）					
	応急・救出班	建築班	道路班	土地区画班	交通班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 市内の被害状況の確認 2 救出活動 3 救出資機（器）材・重機の手配 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 道路上の障害物の除去 3 交通規制の実施（交通班と連携） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 救出活動 2 近隣住民への呼びかけ・参加による救出活動体制の確立 3 救出資機（器）材・重機の手配 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 道路上の障害物の除去 3 交通規制の実施（交通班と連携） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 防犯情報の広報 3 防犯パトロールの実施 4 警察署との連絡調整 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 救出活動 2 近隣住民への呼びかけ・参加による救出活動体制の確立 3 救出資機（器）材・重機の手配 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 道路上の障害物の除去 3 交通規制の実施（交通班と連携） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 防犯情報の広報 3 防犯パトロールの実施 4 緊急通行車両の交付申請 5 警察署との連絡調整 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 応急措置 2 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 被災建築物の応急危険度判定の要請・受入れ 2 所管施設の応急復旧 3 公営住宅の確保 4 民間賃貸住宅の入居受け事務 5 応急仮設住宅の建設 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 道路上の障害物の除去 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 防犯情報の広報 2 防犯パトロールの実施 3 警察署との連絡調整 4 緊急通行車両の交付申請 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

都市整備部（都市整備部長）					
	応急・救出班	建築班	道路班	土地区画班	交通班
応急復旧期 ・応援活動、 ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 応急措置 2 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 被災建築物の応急危険度判定の要請・受入れ 2 所管施設の応急復旧 3 災害救助法に基づく住宅の応急修理の申請受け 4 応急仮設住宅の建設 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 道路上の障害物の除去 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 防犯情報の広報 2 防犯パトロールの実施 3 警察署との連絡調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

市民生活部（市民生活部長）			
	避難所管理班	連絡班	物資班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 避難所の開設状況の把握 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 自主防災会への連絡調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 備蓄品の避難所への配達準備 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 避難所との連絡調整 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 友好都市・姉妹都市との連絡調整 3 戸田市国際交流協会への外国人の支援要請 4 所管施設の点検、応急措置 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 備蓄品の避難所への搬送 3 食糧、生活必需品の発注・納品確認 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 避難所との連絡調整 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 友好都市・姉妹都市との連絡調整 3 所管施設の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 救援物資の受入れ、管理 2 食糧、生活必需品の避難所への搬送 3 食糧、生活必需品の発注・納品確認 4 所管施設の点検、応急措置 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 避難所との連絡調整 2 り災証明書の発行 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 友好都市・姉妹都市との連絡調整 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 救援物資の受入れ、管理 2 食糧、生活必需品の避難所への搬送 3 商業、工業、農業被害の調査 4 所管施設の応急復旧 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 避難所との連絡調整 2 り災証明書の発行 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 友好都市・姉妹都市との連絡調整 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 救援物資の受入れ、管理 2 食糧、生活必需品の避難所への搬送 3 商業、工業、農業被害の調査 4 所管施設の応急復旧 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

環境経済部（環境経済部長）		
	公園班	防疫清掃班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 所管施設の点検 2 街路樹等の倒木処理 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 廃棄物処理施設等、関連施設状況の確認 2 避難所管理班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 所管施設の点検 2 街路樹等の倒木処理 3 応急・救出班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 廃棄物処理施設等、関連施設状況の確認 2 避難所管理班の応援 3 仮設トイレの手配、設置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 所管施設の点検 2 街路樹等の倒木処理 3 応援部隊等受入れスペースの確保 4 がれき一時保管スペースの確保 5 応急・救出班の応援 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 ごみの収集、処理 2 し尿の収集、処理 3 仮設トイレの手配、設置 4 防疫、衛生活動 5 死亡動物の処理、放浪動物の保護 6 ペットの飼養指導 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 応援部隊等受入れスペースの確保 2 がれき一時保管スペースの確保 3 建築班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 ごみの収集、処理 2 し尿の収集、処理 3 仮設トイレの手配、設置 4 防疫、衛生活動 5 死亡動物の処理、放浪動物の保護 6 ペットの飼養指導 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 建築班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 ごみの収集、処理 2 し尿の収集、処理 3 災害廃棄物（がれき）処理 4 防疫、衛生活動 5 ペットの飼養指導 6 災害における公害対策 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

医療部(市民医療センター所長)(市民医療センター事務長)	
	医療班
発災期 ・市域で震度6弱以上の中を記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 医療救護チームの編成 4 傷病者のトリアージ・後方医療機関への搬送手配 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 医療救護チームの編成 2 傷病者のトリアージ・後方医療機関への搬送手配 3 人工透析患者等の医療確保の要請 4 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 5 医薬品、医療用資器材等の確保 6 医療施設の被害把握 7 所管施設の点検、応急措置 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 医療救護チームの編成 2 傷病者のトリアージ・後方医療機関への搬送手配 3 人工透析患者等の医療確保の要請 4 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 5 医薬品、医療用資器材等の確保 6 所管施設の点検、応急措置 7 仮設診療所の設置 8 市外からの応援医療チームの受け入れ 9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 避難所での巡回医療の総括 2 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 3 医薬品、医療用資器材等の確保 4 所管施設の応急復旧 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 避難所での巡回医療の総括 2 医薬品、医療用資器材等の確保 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

水安全部（水安全部長）			
	水道班	下水道班	河川班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 来庁者の安全確保及び避難誘導 2 水道施設の点検、応急措置 3 庁舎の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の被害状況把握 2 水道班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の被害状況調査（概略点検） 2 防災拠点（戸田市船着場）の被災状況調査 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 水道施設の点検、応急措置 2 応急給水 3 給水用資器材の確保 4 断水の広報 5 庁舎の点検、応急措置 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の被害状況把握 2 水道班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の被害状況調査（詳細點検） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 水道施設の点検、応急措置 2 応急給水 3 給水用資器材の確保 4 断水・応急給水の広報 5 庁舎の応急復旧 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の被害状況把握 2 水道班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 水道施設の応急復旧 2 応急給水 3 庁舎の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の被害状況把握 2 下水道施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 水道施設の応急復旧 2 応急給水 3 庁舎の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

消防部（消防長）				
	消防総務班	予防班	警防班	消防署班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機（器）材等の確保	1 火災、救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の受取 3 車両の配置 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導 6 他消防機関への応援要請	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機（器）材等の確保 3 応援部隊への対応	1 火災、救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の受取 3 車両の配置 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導 6 他消防機関への応援要請	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機（器）材等の確保 3 応援部隊への対応	1 火災、救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の受取 3 車両の配置 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導 6 他消防機関への応援要請	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機（器）材等の確保 3 応援部隊への対応	1 住民に対する災害広報 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集	1 救急活動 2 災害の警戒、防御
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 部内職員、消防団員の動員	1 住民に対する災害広報 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集	1 救急活動 2 災害の警戒、防御

■【ケース2】大規模地震災害発生時（震度6弱以上の地震）時間経過別事務分掌

教育部（教育長）（教育部長）				
	教育総務班	学校教育班	炊出班	図書館・郷土博物館班
発災期 ・市域で震度6弱以上の揺れを記録する地震の発生 ・市内各地で家屋の倒壊多数、一部地区火災発生、液状化被害発生 ・ライフライン断絶（電気・ガス・水道・下水道等）	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 避難所開設に関する協力の要請 3 教育総務班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
初動期 ・火災拡大 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・避難所に避難者多数 ・帰宅困難者多数	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校の一時閉鎖措置、児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 児童・生徒の安否確認結果の集約 3 教職員の安否確認 4 避難所運営に関する協力の要請 5 教育総務班の応援 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・余震続く、火災鎮火 ・家屋の下敷き、不明者、死傷者多数 ・自衛隊及び消防応援隊到着 ・避難者増加、帰宅困難者減少	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校の一時閉鎖措置、児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 児童・生徒の安否確認結果の集約 3 教職員の安否確認 4 教育総務班の応援 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 炊き出し 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・不明者の発見、死者多数 ・全国から応援部隊、ボランティア到着 ・避難者多数 ・電力のみ応急復旧	1 教育施設の応急復旧 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校の一時閉鎖措置、児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 教育再開計画の連絡調整 3 学校施設における教育場所と避難所の調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 炊き出し 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・応援活動、ボランティア活動継続 ・家屋の応急復旧、避難者の一時帰宅 ・り災（被災）証明の申請者	1 教育施設の応急復旧 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 教育再開計画の連絡調整 2 学校施設における教育場所と避難所の調整 3 文化財被害の調査 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 炊き出し 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 文化財被害の調査 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
本部長	1 災害対策活動に係る重要事項（住民への冷静な行動の呼びかけ、避難所開設、安全パトロール方針、被害概況の把握等）の決定	→				
	2 災害対策活動に係る重要事項（初動優先順位、避難者・帰宅困難者支援等、協定自治体等への応援要請）の決定	→	→			
	3 災害対策活動に係る重要事項（避難者支援、帰宅支援、避難所開設期間及び閉鎖等）の決定		→			
	4 災害対策活動に係る重要事項（応急復旧優先順位、広域応援等）の決定			→		
	5 災害対策活動に係る重要事項（被災地避難者受入れ、被災者支援等）の決定				→	
	6 本部事務の統括、職員の指揮監督					→
本部	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理					→
	2 収集された災害情報に基づき災害警戒（対策）活動方針を検討					→
本部員	3 収集された災害情報に基づき災害復旧方針を検討					→
	4 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮					→
	5 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督					→
	6 本部長の命を受け本部の事務に従事					→
	7 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理					→

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
総括班1 市長広室	1 本部長、副本部長の秘書					→
	2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等）					→
	3 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携）			→		
	4 災害記録写真の撮影・収集					→
	5 報道機関への対応（本部設置等）	→				
	6 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等）					→
	7 報道機関への対応（被害状況、災害対策本部活動、避難所状況等）			→		
	8 報道機関への対応（応急復旧進捗、他地域応援活動等）				→	
	9 報道機関への対応（応急復旧進捗、他地域被災者受入れ等）					→
	10 災害視察及び見舞者の対応					→
	11 広報記録の作成					→
危機管理部	12 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→
	1 来庁者の安全確保及び避難誘導の館内放送	→				
	2 本部の設置	→				
	3 本部員の招集	→				
	4 本部会議の開催					→
	5 市内の災害に関する情報の集約	→				
総括班2 危機管理 防災課	6 収集された災害情報の各部への伝達	→				
	7 関係機関との連絡調整					→
	8 県への被害速報（防災情報システム）					→
	9 初動対応の伝達			→		
	10 被害状況の総括・応急対策の検討					→
	11 避難者支援の伝達				→	
	12 応急復旧方針の検討					→
	13 被災自治体等からの応援要請確認					→
	14 被災自治体等への応援体制の確立					→
	15 県への確定報告（文書）					→
	16 被災自治体からの避難者受入れの調整					→
	17 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→
総括班3 行政管理 課	1 報道情報の収集、報告					→
	2 市内の被害状況の集計、整理					→
	3 防災行政無線（移動系）の統制					→
	4 災害救助法適用事務					→
	5 災害記録の作成					→
	6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
電話対応班	1 住民等からの電話対応の総括					→
	2 電話対応の記録集計					→
	3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→
	4 情報システムの保全	→				
	5 情報システムの稼働・停電等対策			→		
	6 情報システムの復旧・停電等対策					→
企画財政部	7 ホームページの運用					→
	8 電話対応班の応援					→
	9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→
	10 市内安全パトロールによる災害情報の収集				→	
	11 住家等の被害調査（り災台帳作成）					→
	12 税の減免、徴収猶予措置等					→
調査班	13 災害対策予算の編成及び財政措置					→
	14 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（震災対策編）

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
総務部	職員班	1 職員の安全確認・動員	→	→		
		2 参集職員の把握	→	→		
		3 職員の食糧、物資の確保	→	→		
		4 職員の食糧、仮眠室等確保	→	→		
		5 職員の公務災害事務	→	→		
		6 被災職員の支援	→	→		
		7 被災自治体等への職員の派遣	→	→		
		8 電話対応班の応援	→	→		
		9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→	→		
総務部	管財班	1 库舎の点検、応急措置(機能確保)	→	→		
		2 市施設の応急復旧	→	→		
		3 市施設の被災状況のとりまとめ	→	→		
		4 公用車の管理、配車	→	→		
		5 燃料の確保	→	→		
		6 調査班の応援	→	→		
		7 被災自治体等への応援車両の確保	→	→		
		8 緊急通行車両の交付申請	→	→		
		9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→	→		

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
議会部	議会対応・応援班	1 被災者相談窓口の開設			→	→
		2 電話対応班の応援			→	→
		3 市議会への情報提供・調整			→	→
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			→	→

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
委員会・会計部	帰宅困難者対応班	1 戸田公園駅長との調整・情報収集	→	→	→	→
		2 帰宅困難者用避難所の開設	→	→		
		3 帰宅困難者用避難所の運営	→	→		
		4 帰宅困難者用避難所の閉鎖	→	→		
		5 広報車による広報及び誘導	→	→		
		6 国道等、歩徒帰宅者に関する情報収集	→	→		
		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→	→		

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
福祉部	福祉班	1 所管施設の被害把握	→	→		
		2 所管施設の応急復旧	→	→		
		3 応急・救出班の応援	→	→		
		4 被災地への災害ボランティアの募集・派遣(社会福祉協議会と連携)	→	→		
		5 災害見舞金の支給調査	→	→		
		6 災害見舞金等の支給調査・支給	→	→		
		7 被災地避難者の避難受け入れ準備	→	→		
		8 被災地避難者の受け入れ避難所の運営	→	→		
		9 義援金の受け入れ、配分準備	→	→		
		10 日本赤十字社等からの災害支援物資の配布	→	→		
		11 災害援護資金の貸付	→	→		
		12 住民からの支援物資等の受け入れ	→	→		
		13 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等	→	→		
		14 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→	→		
健康福祉部	接護班	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導	→	→		
		2 所管施設の点検、応急措置	→	→		
		3 所管施設の応急復旧	→	→		
		4 福祉避難所の開設	→	→		
		5 福祉避難所の運営	→	→		
		6 福祉避難所の閉鎖	→	→		
		7 在宅避難行動要支援者の安否確認	→	→		
		8 被災者の健康管理	→	→		
		9 被災者の精神のケア	→	→		
		10 介護保険料の減免、徴収猶予等	→	→		
		11 民生委員等との連絡調整	→	→		
		12 福祉班の応援	→	→		
		13 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→	→		
福祉センター	福祉センター班	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導	→	→		
		2 所管施設の点検、応急措置	→	→		
		3 所管施設の応急復旧	→	→		
		4 避難所開設、運営への協力	→	→		
		5 避難所運営への協力	→	→		
		6 避難所閉鎖への協力	→	→		
		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→	→		

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（震災対策編）

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急 対応期	応急復旧 開始期	応急 復旧期
こども 健やか部	保育班	1 所管施設における園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し	→			
		2 所管施設の一時休園措置、園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し		→		
		3 所管施設の点検、応急措置		→		
		4 所管施設の応急復旧			→	
		5 民間保育施設等の被害把握		→		
		6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急 対応期	応急復旧 開始期	応急 復旧期
応急・ 救出班		1 市内の被害状況の確認	→			
		2 応急措置		→		
		3 救出活動の実施		→		
		4 被災地の応急危険度判定の要請・受入れ			→	
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
建築班		1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)	→			
		2 所管施設の応急復旧		→		
		3 応急・救出班の応援		→		
		4 被災建築物の応急危険度判定			→	
		5 被災建築物の応急危険度判定の要請・受入れ			→	
		6 災害救助法に基づく住宅の応急修理の申請受け付け				→
都市 整備部		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
		1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)	→			
		2 所管施設の応急復旧		→		
		3 道路上の障害物の除去		→		
		4 交通規制の実施(交通班と連携)		→		
道路班		5 道路・橋梁の応急復旧			→	
		6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
		1 所管区域内の安全パトロール(所管施設の点検等)	→			
		2 所管施設の応急復旧		→		
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
土地区 画班						
		1 交通規制の実施(道路班と連携)	→			
		2 警察署との連絡調整		→		
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
交通班						

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急 対応期	応急復旧 開始期	応急 復旧期
避難所 管理班		1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導	→			
		2 所管施設の点検、応急措置		→		
		3 所管施設の応急復旧			→	
		4 避難所の開設状況の把握	→			
		5 避難所との連絡調整		→		
		6 り災証明書の発行		→		
連絡班		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→			
		1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導	→			
		2 所管施設の点検、応急措置		→		
		3 所管施設の応急復旧			→	
		4 自主防災会への連絡調整		→		
物資班		5 友好都市との連絡調整		→		
		6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→			
		1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導	→			
		2 所管施設の点検、応急措置		→		
		3 所管施設の応急復旧			→	
		4 備蓄品の避難所への配送準備	→			
		5 食糧、生活必需品の避難所への搬送		→		
		6 食糧、生活必需品の発注・納品確認		→		
		7 救援物資の受入れ、管理		→		
		8 商業、工業、農業被害の調査		→		
		9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→			

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急 対応期	応急復旧 開始期	応急 復旧期
環境 経済部	公園班	1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)	→			
		2 所管施設の応急復旧		→		
		3 がれき一時保管スペースの確保			→	
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
		1 災害廃棄物処理・公害対策			→	
環境 経済部	防疫清掃班	2 避難所管理班の応援		→		
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（震災対策編）

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
医療部	医療班	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導	→			
		2 所管施設の点検、応急措置	→			
		3 所管施設の応急復旧		→	→	
		4 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整	→	→	→	
		5 医療施設の被雷把握	→			
		6 避難所への医師の派遣依頼		→	→	
		7 被災地避難者の受け入れ避難所への医師の派遣依頼				→
		8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→	→	→	

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
水安全部	水道班	1 来庁者の安全確保及び避難誘導	→			
		2 水道施設の点検、応急措置	→		→	
		3 水道施設の応急復旧				→
		4 庁舎の点検、応急措置	→		→	
		5 庁舎の応急復旧		→	→	
	下水道班	6 応急給水		→	→	
		7 給水用資器材の確保	→	→	→	
		8 断水の広報	→		→	
	河川班	9 断水・応急給水の広報		→	→	
		10 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→	→	→	
消防部	消防総務班	1 下水道施設の被害状況把握	→		→	
		2 下水道施設の応急復旧	→		→	
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→	→	→	
	予防班	1 河川管理施設の被害状況調査(概略・詳細点検)	→			
		2 防災拠点(戸田船着場)の被災状況調査	→			
	警防班	3 河川管理施設の応急措置		→		
		4 河川管理施設の応急復旧			→	
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→	→	→	
	消防署班	1 救助活動	→		→	
		2 消火活動	→		→	
		3 救急活動	→		→	
		4 災害の警戒、防御	→		→	
		5 被災自治体等への応援			→	

■【ケース1】中規模地震災害発生時(震度5弱～震度5強の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
消防部	消防総務班	1 部内職員、消防団員の動員				→
		2 救出資機(器材等)の確保	→		→	
		3 被災自治体等への応援体制の確			→	
	予防班	1 火災、救出情報等の収集	→		→	
		2 住民に対する災害広報	→		→	
		3 火災原因等調査			→	
	警防班	1 災害情報の収集	→		→	
		2 各種警報の受取	→		→	
		3 車両の配置	→		→	
	消防署班	4 被災自治体等への応援車両の配置		→	→	
		5 無線の統制	→		→	
		6 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導	→		→	
		1 救助活動	→		→	
		2 消火活動	→		→	

■【ケース1】中規模地震災害発生時（震度5弱～震度5強の地震）時間経過別事務分掌		発災期	初動期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
教育部	教育総務班	1 教育施設の点検、応急措置	▲	▲		
		2 教育施設の応急復旧		▲		
		3 学校との連絡調整	▲	▲	▲	
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	▲	▲	▲	
	学校教育班	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認	▲	▲	▲	
		2 避難所開設に関する協力の要請	▲	▲		
		3 教育総務班の応援	▲	▲	▲	
		4 児童・生徒の安否確認結果の集約		▲	▲	
		5 教職員の安否確認	▲	▲	▲	
	炊出班	6 教育再開計画の連絡調整			▲	▲
		7 文化財被害の調査				▲
		8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	▲	▲	▲	
	図書館・郷土博物館班	1 所管施設の点検、応急措置	▲	▲		
		2 所管施設の応急復旧		▲	▲	
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	▲	▲	▲	
		4 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導	▲			
		5 所管施設の点検、応急措置	▲	▲	▲	

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（震災対策編）

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌						
		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
本部長	1 災害対策活動に係る重要事項(避難勧告・指示、自衛隊派遣要請等)の決定	➡				
	2 災害対策活動に係る重要事項(避難勧告・指示、協定自治体・自衛隊派遣要請等)の決定	➡	➡			
	3 災害対策活動に係る重要事項(警戒区域設定、初動優先順位等)の決定	➡	➡	➡		
	4 災害対策活動に係る重要事項(救護、避難生活支援、応急復旧優先順位等)の決定			➡	➡	
	5 災害対策活動に係る重要事項(被災者支援、応急復旧、業務継続等)の決定				➡	
	6 戸田市防災会議の招集・開催					➡
	7 本部事務の統括、職員の指揮監督					➡
副本部長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理					➡
本部員	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討					➡
	2 収集された災害情報に基づき災害復旧方針を検討					➡
	3 災害対策本部決定事項を各対策部へ命令指揮					➡
	4 災害対策(復旧)本部決定事項を各対策部へ命令指揮					➡
	5 配置職員のローテーション計画			➡		
	6 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督			➡	➡	
	7 本部長の命を受け本部の事務に従事					➡
副本部員	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理					➡

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌						
		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
総括班1 市長庁室	1 本部長、副本部長の秘書					
	2 住民への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等)					
	3 被害情報・救出活動等の実施状況の情報確認(調査班、応急・救出班と連携)					
	4 報道機関への対応(本部設置等)	➡				
	5 住民・宿泊困難者への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等)					
	6 報道機関への対応(避難勧告・指示発令等)		➡			
	7 報道機関への対応(被害状況、災害対策本部活動、避難所状況等)			➡		
	8 災害記録写真の撮影・収集					➡
	9 報道機関への対応(災害対策本部活動、避難所状況、不足支援物資等)					➡
	10 報道機関への対応(応急復旧進捗、不足支援物資等)					➡
	11 災害観察及び見舞者の対応					➡
	12 広報記録の作成					➡
	13 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡
危機管理部	1 来庁者の安全確保及び避難誘導の館内放送					
	2 本部の設置					
	3 本部員の招集					
	4 本部会議の開催					
	5 市内の災害に関する情報の集約					
	6 収集された災害情報の各部への伝達					
	7 避難勧告・指示等の伝達					
	8 關係機関との連絡調整					
	9 県への被害速報(防災情報システム)					
	10 自衛隊派遣要請					
	11 初動対応の伝達					
	12 避難勧告・指示等の伝達					
総括班2 危機管理防災課	13 被害状況の総括・緊急対策の検討					
	14 協定自治体等への応援要請					
	15 警戒区域設定等の伝達					
	16 被害状況の総括・救出・避難所等対策方針の検討					
	17 災害救助法の適用申請					
	18 避難者支援の総括・応急復旧方針の検討					
	19 県への確定報告(文書)					
総括班3 行政管理課	20 応援自治体の受け入れ					
	21 復旧本部の設置					
	22 警戒区域の廃止等の伝達					
	23 業務継続計画の推進					
	24 応援自治体との調整					
	25 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					
	1 親道情報の収集・報告					
企画財政部	2 市内の被害状況の集計・整理					
	3 防災行政無線(移動系)の統制					
	4 情報伝言板の作成					
	5 災害救助法適用事務					
	6 災害記録の作成					
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌						
		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
電話対応班	1 住民等からの電話対応の総括					
	2 電話対応の記録集計					
	3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					
情報システム班	1 情報システムの保全					
	2 情報システムの稼働・停電等対策					
	3 ホームページの運用					
	4 電話対応班の応援					
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					
調査班	1 巡回による被害情報の収集(応急・救出班及び交通班と連携)					
	2 救出活動(応急・救出班と連携)					
	3 住家等の被害調査(災台帳作成)					
	4 税の減免、徴収猶予措置等					
	5 災害対策予算の編成及び財政措置					
	6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（震災対策編）

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
総務部	職員班	1 職員の動員		➡		
		2 職員の安否確認		➡	➡	
		3 職員の健康管理			➡	
		4 職員のメンタルヘルス			➡	
		5 参集職員の把握		➡		
		6 職員の食糧、物資の確保		➡		
		7 職員の食糧、仮眠室等確保		➡	➡	
		8 業務継続の組織体制				➡
		9 他自治体応援職員の業務調整			➡	
		10 他自治体応援職員の厚生			➡	
		11 職員の公務災害事務			➡	
		12 被災職員の支援			➡	
		13 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡	
	管財班	1 庁舎の点検、応急措置(機能確保)		➡		
		2 市施設の応急復旧			➡	
		3 市施設の被災状況のとりまとめ		➡		
		4 公用車の被害状況確認、配車		➡		
		5 公用車の管理、配車			➡	
		6 燃料の確保			➡	
		7 物資等輸送手段の確保			➡	
		8 二次避難者、災害時要配慮者の市外仮避難所へのバス等移送手配・支援			➡	
		9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡	

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
議会部	議会対応・広聴班	1 被災者相談窓口の開設			➡	
		2 被災者相談窓口の運営				➡
		3 電話対応班の応援				➡
		4 市議会への情報提供・調整				➡
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				➡

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
委員会・会計部	帰宅困難者対応班	1 戸田公園駅長との調整・情報収集			➡	
		2 帰宅困難者用避難所の開設			➡	
		3 帰宅困難者用避難所の運営・閉鎖			➡	
		4 広報車による広報及び誘導			➡	
		5 国道等、徒歩帰宅者に関する情報収集			➡	
		6 議会対応・広聴班の応援				➡
		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				➡

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（震災対策編）

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
福祉班	1 所管施設の被害把握	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	2 所管施設の応急復旧	■■■■■			■■■■■	
	3 援護班の応援	■■■■■	■■■■■			
	4 行方不明者の把握、捜索要請	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	5 遺体の安置	■■■■■	■■■■■			
	6 遺体の安置	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	7 遺体の埋火葬の手続き	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	8 遺留品の保管・管理	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	9 災害ボランティアセンターの開設(社会福祉協議会と連携)	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	10 災害ボランティアセンターの運営(社会福祉協議会と連携)	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	11 災害見舞金及び災害弔慰金の支給調査・支給	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	12 義援金の受け入れ、配分準備・配分	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	13 日本赤十字社からの災害支援物資の配布	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	14 被災者生活再建支援制度の事務	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	15 災害援護資金の貸付	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	16 国民健康保険税の減免、徵収猶予措置等	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
	17 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
健康福祉部	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導	■■■■■				
	2 所管施設の点検、応急措置	■■■■■			■■■■■	
	3 所管施設の応急復旧	■■■■■			■■■■■	
	4 福祉避難所の開設	■■■■■			■■■■■	
	5 福祉避難所の運営	■■■■■			■■■■■	
	6 在宅避難行動要支援者の安否確認	■■■■■			■■■■■	
	7 在宅避難行動要支援者の避難所・福祉避難所への移送	■■■■■			■■■■■	
	8 災害時要配慮者の巡回相談	■■■■■			■■■■■	
	9 災害時要配慮者の市内又は市外の福祉施設への一時入所事務	■■■■■			■■■■■	
	10 被災者の健康管理	■■■■■			■■■■■	
	11 被災者の精神的ケア	■■■■■			■■■■■	
	12 介護保険料の減免、徵収猶予等	■■■■■			■■■■■	
	13 民生委員等との連絡調整	■■■■■			■■■■■	
	14 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	■■■■■			■■■■■	
福祉センター班	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導	■■■■■				
	2 所管施設の点検、応急措置	■■■■■				
	3 所管施設の応急復旧	■■■■■				
	4 避難所開設、運営への協力	■■■■■				
	5 避難所運営への協力	■■■■■				
	6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	■■■■■				

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
こども健やか部	1 所管施設における園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し	■■■■■				
	2 所管施設の一時閉鎖措置、園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し	■■■■■			■■■■■	
	3 所管施設の点検、応急措置	■■■■■			■■■■■	
	4 所管施設の応急復旧	■■■■■			■■■■■	
	5 民間保育施設等の被害把握	■■■■■			■■■■■	
	6 避難所等における応急保育	■■■■■			■■■■■	
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	■■■■■			■■■■■	

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（震災対策編）

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
応急・ 救出班	1 市内の被害状況の確認	➡				
	2 応急措置	➡			➡	➡
	3 救出活動	➡	➡	➡		
	4 近隣住民への呼びかけ・参加による救出活動体制の確立	➡	➡	➡		
	5 救出資機(器材・重機)の手配	➡	➡	➡		
	6 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ	➡			➡	➡
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	➡	➡	➡		➡
建築班	1 所管施設の点検、応急措置	➡	➡	➡		
	2 所管施設の応急復旧	➡			➡	➡
	3 応急・救出班の応援	➡	➡	➡		
	4 被災建築物の応急危険度判定の要請・受入れ	➡			➡	➡
	5 公営住宅の確保	➡			➡	➡
	6 民間賃貸住宅の入居受け事務	➡			➡	➡
	7 災害救助法に基づく住宅の応急修理の申請受け付け	➡				➡
	8 応急仮設住宅の建設	➡				➡
	9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	➡	➡	➡		➡
都市 整備部	1 所管施設の点検、応急措置	➡	➡	➡		
	2 所管施設の応急復旧	➡			➡	➡
	3 道路上の障害物の除去	➡	➡	➡		
	4 交通規制の実施(交通班と連携)	➡	➡	➡		
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	➡	➡	➡		➡
土地区 画班	1 所管施設の点検、応急措置	➡	➡	➡		
	2 所管施設の応急復旧	➡			➡	➡
	3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	➡	➡	➡		➡
交通班	1 交通規制の実施(道路班と連携)	➡	➡	➡		
	2 警察署との連絡調整	➡	➡	➡		
	3 緊急通行車両の交付申請	➡			➡	➡
	4 防犯情報の広報	➡	➡	➡		
	5 防犯パトロールの実施	➡	➡	➡		
	6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	➡	➡	➡		➡

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
避難所 管理班	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導	➡				
	2 所管施設の点検、応急措置	➡	➡			
	3 所管施設の応急復旧	➡			➡	➡
	4 避難所の開設状況の把握	➡				
	5 避難所との連絡調整	➡	➡	➡		
	6 り災証明書の発行	➡	➡	➡		
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	➡	➡	➡		➡
連絡班	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導	➡				
	2 所管施設の点検、応急措置	➡	➡			
	3 所管施設の応急復旧	➡			➡	➡
	4 自主防災会への連絡調整	➡	➡	➡		
	5 友好都市・姉妹都市との連絡調整	➡	➡	➡		
	6 戸田市国際交流協会への外国人の支援要請	➡	➡	➡		
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	➡	➡	➡		➡
物資班	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導	➡				
	2 所管施設の点検、応急措置	➡	➡			
	3 所管施設の応急復旧	➡			➡	➡
	4 備蓄品の避難所への配送準備	➡				
	5 備蓄品の避難所への搬送	➡	➡			
	6 食糧、生活必需品の避難所への搬送	➡	➡			
	7 食糧、生活必需品の発注・納品確認	➡	➡			
	8 救援物資の受入れ、管理	➡	➡			
	9 商業・工業・農業被害の調査	➡	➡			
	10 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	➡	➡			➡

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（震災対策編）

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
環境 経済部	公園班	1 所管施設の点検		→		
		2 所管施設の応急復旧				→
		3 街路樹等の倒木処理		→		
		4 応援部隊等受け入れスペースの確保		→		
		5 がれき一時保管スペースの確保		→		
		6 応急・救出班の応援		→		
		7 建築班の応援				→
		8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
環境 経済部	防疫清掃班	1 廃棄物処理施設等、関連施設状況の確認	→			
		2 避難所管理班の応援	→			
		3 ごみの収集、処理		→		
		4 し尿の収集、処理		→		
		5 仮設トイレの手配、設置		→		
		6 災害廃棄物(がれき)処理		→		
		7 防疫・衛生活動		→		
		8 死亡動物の処理、放浪動物の保護		→		
		9 ペットの飼養指導		→		
		10 災害時における公害対策		→		
		11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
水安全部	水道班	1 来庁者の安全確保及び避難誘導	→			
		2 水道施設の点検、応急措置	→	→		
		3 水道施設の応急復旧				→
		4 庁舎の点検、応急措置	→			
		5 庁舎の点検、応急措置		→		
		6 応急給水		→		
		7 給水用資器材の確保		→		
		8 断水の広報	→			
		9 断水・応急給水の広報		→		
		10 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
水安全部	下水道班	1 下水道施設の被害状況把握				→
		2 下水道施設の応急復旧				→
		3 水道班の応援		→		
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
河川班	河川班	1 河川管理施設の被害状況調査(概略・詳細点検)	→			
		2 防災拠点(戸田船着場)の被災状況調査	→			
		3 河川管理施設の応急措置		→		
		4 河川管理施設の応急復旧				→
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌		発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
医療部	医療班	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導	→			
		2 所管施設の点検、応急措置	→	→		
		3 所管施設の応急復旧				→
		4 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整		→		
		5 医療救護チームの編成		→		
		6 傷病者のトriage・後方医療機関への搬送手配		→		
		7 人工透析患者等の医療確保の要請		→		
		8 医薬品、医療用資器材等の確保		→		
		9 医療施設の被害把握	→			
		10 仮設診療所の設置		→		
		11 市外からの応援医療チームの受け入れ		→		
		12 避難所での巡回医療の総括		→		
		13 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌			発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
消防部	消防総務班	1 部内職員、消防団員の動員					➡
		2 救出資機(器材等)の確保					➡
		3 応援部隊への対応					➡
	予防班	1 火災、救出情報等の収集					➡
		2 住民に対する災害広報					➡
		3 火災原因等調査					➡
	警防班	1 災害情報の収集					➡
		2 各種警報の受取					➡
		3 車両の配置					➡
	消防署班	4 無線の統制					➡
		5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導					➡
		6 他消防機関への応援要請					➡
		1 救助活動					➡
		2 消火活動					➡
		3 救急活動					➡
		4 災害の警戒、防衛					➡

■【ケース2】大規模地震災害発生時(震度6弱以上の地震)時間経過別事務分掌			発災期	初動期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
教育部	教育総務班	1 教育施設の点検、応急措置					➡
		2 教育施設の応急復旧					➡
		3 学校との連絡調整					➡
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡
	学校教育班	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認					➡
		2 避難所開設に関する協力の要請					➡
		3 教育総務班の応援					➡
		4 児童・生徒の安否確認結果の集約					➡
		5 教職員の安否確認					➡
		6 教育再開計画の連絡調整					➡
	炊出班	7 学校施設における教育場所と避難所の調整					➡
		8 文化財被害の調査					➡
		9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡
		1 所管施設の点検、応急措置					➡
	図書館・郷土博物館班	2 所管施設の応急復旧					➡
		3 炊き出し					➡
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡
		1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導					➡
		2 所管施設の点検、応急措置					➡

第2節 動員配備計画

第1 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の安全の確保に十分配慮し、災害警戒本部及び災害対策本部の配置要員、動員方法等について定める。

第2 配備要員

監視体制、災害警戒本部（レベルA・B）及び災害対策本部（レベルD）の各体制において配備を要する部課及び要員数は別途定める。

第3 動員方法

各体制における動員方法は以下のとおりとする。

■各体制における職員動員方法

配備体制	配備基準	
地震準備体制	① 戸田市域に地震による災害発生のおそれがある場合	
監視体制	① 原則として市域に震度4の揺れが発生した場合	
災害警戒本部体制	レベルA	① 原則として市域に震度5弱の揺れが発生した場合 ② 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」が発表された場合 ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき
	レベルB	① 原則として市域に震度5強の揺れが発生した場合 ② その他の状況により市長が必要と認めたとき
災害対策本部体制	レベルD	① 原則として市域に震度6弱以上の揺れが発生した場合 ② その他の状況により市長が必要と認めたとき

(1) 参集の方法

① 勤務時間外

自主参集を原則とする。併せて、メール・電話等で動員連絡を行う。各体制の配備要員に当たる職員は、直ちに本部の指示する場所に参集する。

職員は参集途上、次の事項について適切な助言及び援助をするとともに、収集した情報を総括班に報告する。

(ア) 人命の危険を察知した場合は、避難の呼びかけ及び指導

(イ) 道路、橋梁等の被害状況や通行不能箇所の状況等

② 勤務時間内

庁内放送のほか、電話、庁内 LAN 等で動員連絡を行う。

各体制の配備要員に当たる職員は、直ちに本部の指示する場所に参集する。

③ 避難所指定職員

各体制の配備要員に当たる職員は、直ちに本部の指示する場所に参集し、各自が担当する指定避難所に出動する。

第3節 災害救助法適用計画

第1 計画の方針

この計画は、災害救助法の適用基準、適用手続等について定める。

第2 災害救助法の適用

1. 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。

本市における具体的適用（戸田市人口100,000人以上300,000人未満、埼玉県人口3,000,000人以上）は、次のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
① 市内の住家が滅失した世帯の数	市100世帯以上	令第1条 第1項 第1号
② 県内の住家が滅失した世帯の数かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県2,500世帯以上 かつ市50世帯以上	令第1条 第1項 第2号
③ 県内の住家が滅失した世帯の数かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県12,000世帯以上かつ 市50世帯に達しないが、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき(※)	令第1条 第1項 第3号前段
④ 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき(※)	令第1条 第1項 第3号後段 (注2)
⑤ 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	(※)	令第1条 第1項 第4号 (注3)

(注1) ※印の場合は、埼玉県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

(注2) 上記④に係る事例

- ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること
- イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること

(注3) 上記⑤に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する

- ア 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合
- イ 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
- エ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合
- オ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

2. 被害状況の判定基準

本市における被害程度の判定は、「被害状況判定基準」（資料編 3. 基準等 3-3～3-5頁）によって行う。

第3 滅失世帯の算定基準

1. 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・全流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

	住家被害状況	換算数
滅失住家 1世帯	全壊（全焼・全流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	3世帯

2. 住家被害程度の判定

住家の被害程度の判定を行う上で、およその基準は次のとおりとする。

■被害の判定基準

被害の区分	判定の基準
住家の全壊全焼 (全流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊 (半焼)	住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもので、具体的には、損壊、又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたもので、具体的には、住家が滅失、半壊・半焼する等著しく損傷したのに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第4 災害救助法の適用手続き

1. 災害救助法の適用要請

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を埼玉県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

■災害救助法の申請事項

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする理由
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

2. 適用要請の特例

市長は、災害の事態が急迫して、埼玉県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに埼玉県知事に報告する。その後の処置に関しては、埼玉県知事の指揮を受ける。

3. 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は、埼玉県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第5 救助の実施者及び救助の内容

1. 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、埼玉県知事が実施者となり、市長は、埼玉県知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

■災害救助法による救助の種類、実施期間、実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内 (ただし、産分げんした日から7日以内)	医療班派遣：県及び日赤県支部 (ただし委任したときは市)
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工20日以内	対象者、設置箇所の選定：市 設置：県(ただし、委任したときは市)
災害にかかった住宅の応急修理	完成1ヶ月以内	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

■その他の救助業務

- 被害状況等の調査
- 輸送協力
- 物資調達
- 義援金・支援物資の受入、配分
- 災害弔慰金・災害見舞金の支給
- 災害援護資金の貸付
- 被災者生活再建支援金申請受付

第4節 相互応援協力計画

第1 計画の方針

甚大な被害が発生し、大規模、緊急性又は専門的な知識・技術が求められる救援活動や、市や市内の防災関係機関による対応が困難な場合には、県、国、他市町村に応援（相互応援協定を含む）を要請するとともに、県及び他市町村から応援要請を受けた場合、被災自治体へ応援職員を派遣する。また、応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うための仕組みについても検討するよう努める。

第2 県への応援要請及び県からの応援要請

1. 県への応援要請

市長は、埼玉県知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、県（統括部）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

■県への応援又は応援の斡旋を求める場合の事項

		埼玉県 統括部			
要請先	(勤務時間内：消防防災課)		(勤務時間外：危機管理防災部当直)		
	電 話	048(830)8181	電 話	048(830)8111	
		ファクシミリ	048(830)8159	ファクシミリ	048(822)9771
		県防災行政無線	6-8181	県防災行政無線	6-8111
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）				
要請の内容	事項		備考		
県への応援要請又は災害応急対策の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容） 6 その他必要な事項		災害対策基本法第68条		
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	1 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 2 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項		災害対策基本法第29条 災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17		

(1) 埼玉県・市町村人の相互応援制度に基づく応援要請

市単独で災害対応を十分に実施できない場合、県に「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請する。

なお、県が県内自治体の相互応援だけで災害対応を実施することが困難であると判断した場合、応急対策職員派遣制度に基づいた応援職員の派遣要請を実施する。

■派遣対象業務

種別	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、り災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	—	

(2) 災害マネジメント総括支援員の派遣要請

災害マネジメント支援が必要な場合、県（対口支援団体の決定前）又は対口支援団体（対口支援団体の決定後）に対し、総括支援チームの派遣を要請する。

2. 県からの応援要請

市長は、埼玉県知事から他市町村への応援の指示を受けた場合は、速やかに担当業務に応じる応援隊を組織し、指定される被災自治体へ応援隊を派遣する。

第3 国への応援要請及び国、地方公共団体等からの応援受入

1. 国への応援要請

■国への応援（緊急災害対策派遣隊：TEC-FORCE）を求める場合の事項

要請先	国土交通省	
	荒川上流河川事務所 電話 049(246)6715 ファクシミリ 048(246)6391 メール ktr-arajo-saitai01@mlit.go.jp	荒川下流河川事務所 電話 03(3903)6821 ファクシミリ 03(3902)6676 メール ktr-arage-saigai@mlit.go.jp
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、事後文書送付）	
要請の内容	事項	備考
国への応援要請	1 災害の状況 2 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容） 6 その他必要な事項	

2. 国、地方公共団体等からの応援受入れ

職員班は、戸田市災害時支援計画（人的応援受け入れ編）に基づいて、国、地方公共団体からの人的支援を受け入れ、応援団体からの災害対策現地情報連絡員（以下、「リエゾン」という。）や応援職員による円滑な活動に配慮する。

リエゾンや応援職員に対する配慮する事項	① 活動場所の提供 ② 被害状況や受援ニーズ等の情報提供 ③ 災害対策本部会議等への参加機会の提供 ④ 仮眠場所の提供 ⑤ 宿泊場所として庁内の会議室等を提供（宿泊場所を確保できない場合） ⑥ 食料、文房具、パソコン等の携行品を提供（準備ができない場合）
---------------------	--

第4 協定締結自治体への応援要請及び協定締結自治体からの応援要請

1. 協定締結自治体への応援要請

市長は、協定締結市町村への要請が必要な場合、協定に基づき、市町村の長に対して応援の要請を行う。総括班、連絡班は、応援の要請を行った協定締結市町村と連絡調整を行う。

自治体と締結している協定は、「相互応援協定等の締結状況一覧」（資料編 4. 協定書・資金貸付等 4-1～4-2 頁）のとおりである。

2. 協定締結自治体からの応援要請

市長は、協定締結市町村から応援の要請を受けた場合は、速やかに担当業務に応じる応援隊を組織し、当該市町村へ応援隊を派遣する。

第5 消防相互応援協定等締結自治体への要請及び消防相互応援協定等締結自治体からの応援要請

1. 消防相互応援協定等締結自治体への応援要請

市長は、自力での消防活動が十分に行えず、被害拡大のおそれがある場合、消防相互応援協定等の締結自治体に対し、消防活動に対する応援を要請する。

警防班は、応援の要請を行った協定締結自治体又は消防機関と連絡調整を行う。

消防相互応援協定は、「相互応援協定等の締結状況一覧」（資料編 4. 協定書・資金貸付等 4-2 頁）のとおりである。

2. 緊急消防援助隊への災害派遣要請

災害が広域にわたり、近隣の消防相互応援協定等締結自治体からの応援が見込めない場合は、県に対して緊急消防援助隊の災害派遣要請を依頼する。市長の災害派遣要請に関する事務手続きは、県（危機管理防災部消防防災課）に次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに埼玉県知事に連絡する。

■応援要請事項

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

3. 消防相互応援協定等締結自治体又は消防機関からの応援要請

市長は、消防相互応援協定等締結自治体又は消防機関から応援の要請を受けた場合は、消防長に対し、消防応援隊の組織及び当該市町村への派遣を命じる。

第6 その他協定締結機関・民間事業者等への応援要請

各担当班は、協定締結機関、民間事業者等へ応援要請が必要な場合、協定に基づき、応援の要請を行う。

第5節 地震情報等の収集伝達計画

第1 計画の方針

地震の発生及び地震災害時における各防災関係機関相互の通報、伝達その他必要な連絡を迅速かつ正確に行うため、地震情報等の種類、内容及び伝達組織並びに方法を定める。

第2 地震情報等の収集伝達体制

1. 地震情報

(1) 地震情報の種類

気象庁及び熊谷地方気象台から伝達される地震に関する情報の種類、内容は、次のとおりである。

■地震情報の種類

種類	内容
緊急地震速報（警報）	最大震度が5弱以上と予測された場合に、地震が発生した場所や震度4以上の揺れが予想される地域名称を発表する。 ※緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）として位置づけられている。ただし、特別警報の対象となる最大震度6弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を住民に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表される。
震度速報	地震発生から2分後に、震度3以上の地域名（南部、北部、秩父地方）を発表する。
地震情報	県内で震度3以上が観測されたとき、地震の概況（発生時分、震源の位置、震源の深さ、地震の規模、各地域の震度）を発表する。
各地の震度に関する情報	震源の位置、地震の規模に加え、震度1以上の地点を観測点ごとに発表する。

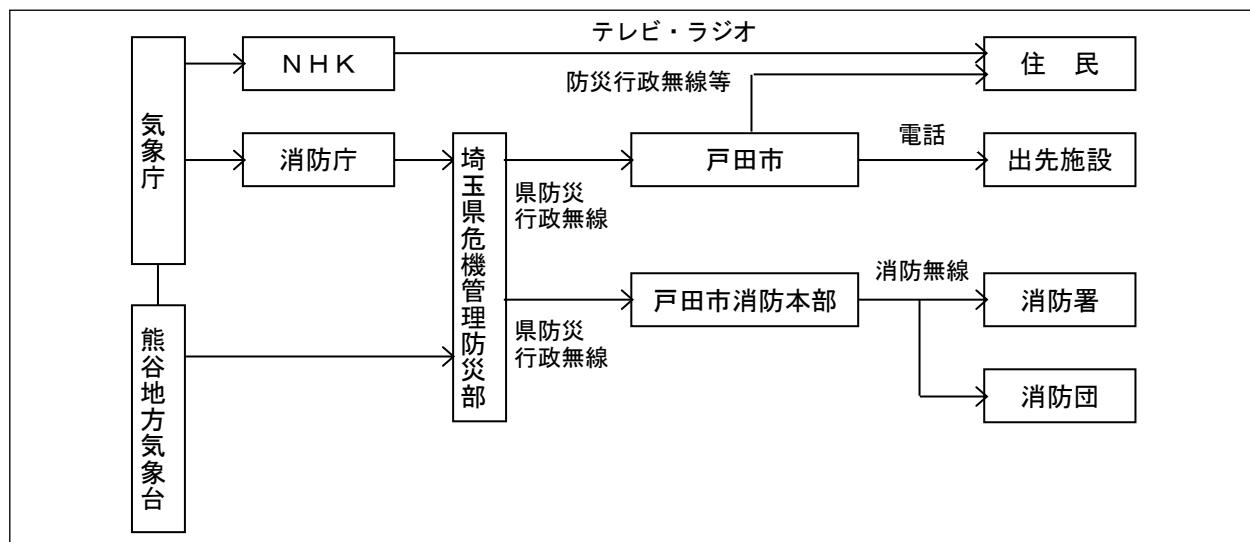
(2) 地震情報等の伝達経路

地震情報等は次頁の経路により伝達される。

地震情報は、県が熊谷地方気象台及び県内に設置された計測震度計及び緊急衛星同報受信装置から収集する。市はその地震情報を県から県防災行政無線により伝達される。

また、県内で震度4以上の地震を観測した場合には、防災行政無線の一斉ファクシミリにより県内の震度分布図と震度一覧が県より送信される。

■地震情報等の伝達経路



(3) 住民へ地震情報等の情報伝達

地震が発生したときは、自動的に市役所に設置された震度計と連動して震度階級に合わせた注意情報等を防災行政無線（固定系）等で住民へ提供する。

2. 被害発生の通報

(1) 被害発生の通報

地震による建物の倒壊又はライフラインの途絶、火災発生等の被害を確認した者は、直ちに市（災害対策（警戒）本部）又は消防本部、蕨警察署に通報する。

また、参集職員、自主防災会等も地震被害を確認した場合は、直ちに市（災害対策（警戒）本部）に通報する。

■被害情報の通報

- ① 住民
市（災害対策（警戒）本部）、消防本部、蕨警察署に通報（蕨警察署は市（災害対策（警戒）本部）に伝達）
- ② 参集職員
参集途上の見聞情報を市（災害対策（警戒）本部）に報告
- ③ 避難所指定職員
参集途上、避難所周辺の情報を市（災害対策（警戒）本部）に報告
- ④ 自主防災会
地域の被害状況を調査し、市（災害対策（警戒）本部）又は避難所指定職員に伝達

(2) 通報の受付

電話対応班は、市（災害対策（警戒）本部）で通報の電話受付に当たる。

第3 情報伝達の措置

1. 伝達体制

市長は、県等関係機関から地震情報等の伝達を受けたときは、本市地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

2. 勤務時間外における地震情報等の伝達

市は、勤務時間外に伝達される地震情報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておく。

また、各職員においても、防災情報メール、職員参集メールに登録を行うなど、自ら地震情報等の入手及び把握に努める。

第6節 災害情報通信計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、情報連絡体制に基づき、連携して被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施するとともに、県に概括的な報告をする。なお、発災直後から緊急調査の時点で、市において対応が困難な災害と判断した時は、速やかに応援要請を行う。

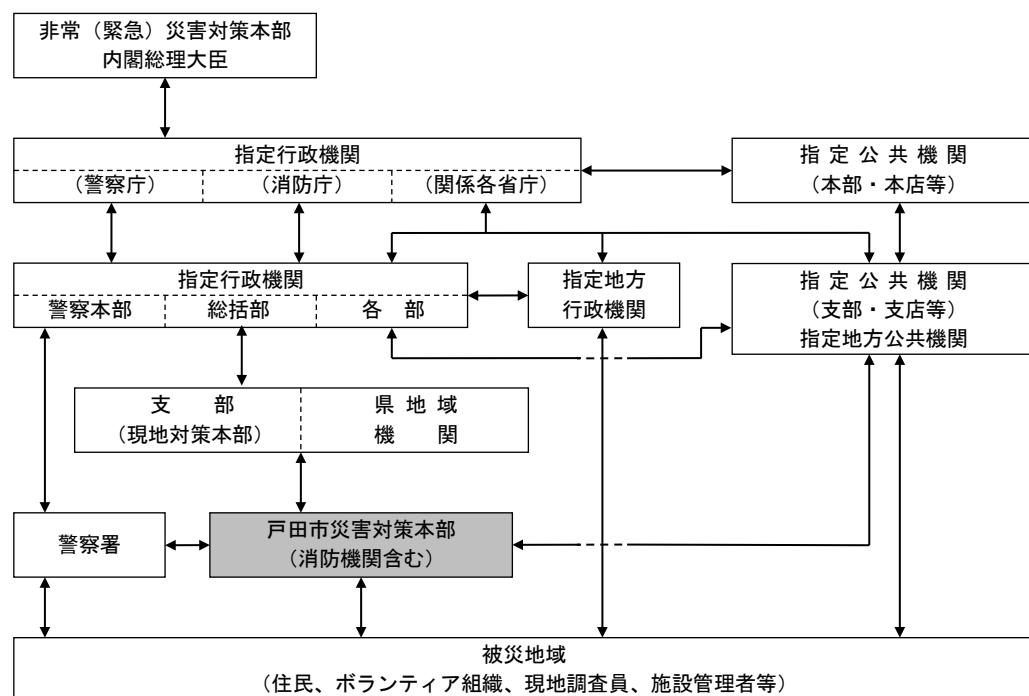
第2 情報連絡体制

1. 通信連絡体制

(1) 通信連絡系統図

災害時の通信連絡の流れは、次のとおりである。

■通信連絡系統図



(2) 通信連絡体制

有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により行う。

① 防災行政無線

市及び県、防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

なお、通信のふくそう等により通信の確保が困難となる場合には、県による通信統制に従うものとする。

② 非常通信

有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

③ 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行う。

2. 災害情報のための電話の指定

市は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておく。

3. 災害情報通信に使用する通信施設

防災関係機関にそれぞれ災害専用電話又は防災無線が設置されるまでの間、被害状況等について、報告又は通報する場合に使用する災害通信については、次のいずれかによる。

① 防災行政無線

② 指定電話

③ 防災情報システム

④ 非常無線

⑤ ファクシミリ

4. 市防災行政無線（移動系）の通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは次のとおり統制を実施する。

■市防災行政無線（移動系）の通信統制

無線・電源の点検	○災害発生後、直ちに市及び県防災行政無線の通信機能及び独立電源を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。
本部の回線統制	○無線の回線利用は本部が優先し、統制設定権は本部が有する。
通信形態の原則	○移動無線局からの通信はすべて本部に対して個別に行うものとし、原則として移動局相互間の通信は禁止する。
一斉指令	○本部は、原則としてすべての無線局に対して一斉に情報伝達を行う。

5. 非常通話、緊急通話等の利用

防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用する。

6. 災害情報通信のための通信施設の優先使用

県及び市が災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行う。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

- ① 警察機関
- ② 消防機関
- ③ 水防機関
- ④ 航空保安機関
- ⑤ 気象業務機関
- ⑥ 鉄道事業者
- ⑦ 電気事業者
- ⑧ 鉱業事業者
- ⑨ 自衛隊

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ① 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- ② 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ① 緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておく。
- ② 県及び市が、災害情報通信のため特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定しておく。

7. 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用する。

(1) 非常通信の運用方法

① 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (ア) 人命の救助に関すること
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
- (オ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- (ク) 遭難者救援に関すること
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- (コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資機(器)材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること
- (シ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受ける災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること
- (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- (ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

② 非常無線通信文の要領

- (ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- (イ) 片仮名又は通常の文書体で記入する。
- (ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- (エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

(オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

(カ) 余白に「非常」と記入する。

③ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておく。

④ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問合せを行う場合は、下記にすること。

関東総合通信局無線通信部陸上第二課内、関東地方非常通信協議会事務局

電 話 03-6238-1771（直通）

ファクシミリ 03-6238-1769

第3 被害報告

1. 緊急調査

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から収集・把握する。また、各部は、災害時情報共有システムを活用して、収集・把握した情報を総括班に報告する。

■各部の収集すべき情報（概括的な被害状況等）

危機管理部	① 住民、自主防災会、民間協力団体の情報等 ② 関係機関からの概括的な被害情報 ③ 各部・班等からの被害情報 ④ テレビ・ラジオ等の報道機関からの重要情報（広域的な災害の全容等）
総務部	① 職員の被災状況・参集状況
委員会・会計部	① 鉄道の運行状況 ② 帰宅困難者（駅前滞留者・徒歩帰宅者）の状況 ③ 被災者の意見・要望等の情報
企画財政部	① 庁舎及び市公共施設の被害状況 ② 市全域の被害状況
健康福祉部	① 福祉避難所の開設、保護状況 ② 災害時要配慮者・行方不明者の状況 ③ 所管施設の被害状況 ④ 火葬場の被害状況
こども健やか部	① 保育施設等（所管施設・民間施設）の被害状況 ② 園児・児童の安全確保及び保護者への引渡し状況
都市整備部	① 道路等の所管施設の被害状況 ② 住宅等の被害状況 ③ 応急・救出活動の実施状況 ④ 交通渋滞・事故等の市内交通状況
市民生活部	① 指定避難所（指定緊急避難場所）開設・運営、避難者数等の情報 ② 避難者の意見・要望等の情報 ③ 所管施設の被害状況
環境経済部	① 公園等の所管施設の被害状況
医療部	① 市内医療機関の被害・稼働状況 ② 死者数・負傷者等搬入状況 ③ 医療救護状況、救出事案の状況
水安全部	① 上水道施設・下水道施設の被害状況 ② ポンプ稼働状況 ③ 河川等の所管施設の被害状況
教育部	① 文教施設・所管施設の被害状況 ② 児童・生徒の安全確保及び保護者への引渡し状況

■被害状況の集約

情報の集約	<p>○総括班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等の資料作成 ② 被害分布図等の作成
被害情報等の整理	<p>○総括班は、取りまとめた情報を整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。</p>

2. 被害の詳細調査

各班は、人的・物的被害及び所管施設等に関する被害状況について調査を行い、総括班に報告を行う。なお、被害調査は、「被害状況判定基準」（資料編 3. 基準等 3-3～3-5頁）による。

また、被害調査結果は、結果の整理や集約、情報の共有化を図り、各種の応急対策活動へ反映させる。

■部門別調査の担当及び対象

調査担当班	調査対象
調 査 班	人的被害、住家・非住家被害
福 祉 班	人的被害、火葬場被害
福 祉 班 援 護 班 福祉センター班	高齢者、障がい者施設等の社会福祉施設（民間含む）被害
保 育 班	保育施設等（民間含む）被害
応急・救出班	人的被害、住家・非住家被害
建 築 班	公営住宅被害
道 路 班	道路構造物（街路樹含む）、橋梁等被害
土 地 区 画 班	新曽地区土地区画整理地内の被害
河 川 班	河川構造物被害
公 園 班	公園等被害（みどり公園課） 農作物・農業施設被害、商工被害（経済政策課）
防 疫 清 掃 班	廃棄物処理施設被害
医 療 班	医療施設（民間含む）被害
水 道 班	水道施設被害
下 水 道 班	下水道施設被害
教 育 総 務 班	文教施設被害

■被害調査の留意事項

- ① 災害情報の収集に当たっては、蕨警察署と緊密に連絡するものとする。
- ② 被害の程度の調査に当たっては、市の内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- ③ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようしなければならない。
- ④ 全壊、流失、半壊、死者、重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- ⑤ 住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、蕨警察署の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- ⑥ 行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

3. 被害の報告

総括班は、市内の被害状況等について、埼玉県災害オペレーション支援システム、ファクシミリ、電話又は防災行政無線により、県へ速やかに報告を行う。

(1) 報告責任者の選任

総括班が行う被害状況等の報告に係る責任者は以下のとおりとする。

■報告責任者

区分	事務の内容	報告責任者
総括責任者	被害情報の報告を総括する。	正：危機管理監 副：総括班長（危機管理防災課長）
取扱責任者	各部ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	本部各部長（関係部長）

(2) 報告すべき事項

県等の防災関係機関に報告する情報の報告事項は以下のとおりとする。

■報告すべき災害

- ① 戸田市において、地震により人的(死者、行方不明者及び負傷者)又は物的(住家又は非住家の全壊、半壊、一部破損及び浸水)被害が発生するに及んだ災害以上のもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 市が災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～⑤の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑦ 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したものの
- ⑧ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

■報告すべき事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度等は「被害状況判断基準」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置、及び今後とろうとする措置
 - 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - 主な応急措置の状況
 - その他必要事項
- ⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦ その他必要な事項

(3) 報告の種別

報告は「被害速報（発生速報・経過速報）」及び「確定報告」に区分される。

なお、「被害速報」は、報告すべき被害の程度について、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに公共土木被害を優先して報告する。

■県への報告区分

区分	内容	時期	方法
被 害 速 報	被害の発生直後に把握した状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の種類と規模 ○ 職員動員の状況 ○ 災害対策本部の活動の見込み 等 	発生直後	埼玉県災害オペレーション支援システム ※埼玉県災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は様式第1号「発生速報」によりファクシミリ等で報告
	被害状況の進展に伴い収集した被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ 人的・物的被害の被害数量 ○ 措置状況 ○ 対策上の問題点 等 		埼玉県災害オペレーション支援システム ※埼玉県災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は様式第2号「経過速報」によりファクシミリ等で報告
確定報告	被害状況判断基準に基づいた被害状況調査より、最終的な被害数量	応急対策終了後から7日以内	様式第3号「確定報告」により、文書で報告

※様式は、資料編参照

(4) 報告先

総括班は、埼玉県災害オペレーション支援システムにより被害報告（被害速報）を行うものとし、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、報告ごとに定めた様式により、次の連絡先に報告する。

また、人、住家・非住家、文教施設、道路、橋梁、河川、農地、農作物等の被害状況は、県だけでなく関係する県出先機関にも報告を行う。

なお、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告を行うものとし、事後、速やかに県に報告を行う。

また、同時多発火災、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、被災地の映像情報等、被害規模を推定するための概括的な情報を優先して消防庁又は県に報告する。

■報告先

報告先		勤務時間内	勤務時間外
県	県対策本部設置前 (県現地対策本部又は支部設置前)	(災害対策課) 電 話 048(830)8181 ファクシミリ 048(830)8159 県防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111	(危機管理防災部当直) 電 話 048(830)8111 ファクシミリ 048(830)9771 県防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111
	県対策本部設置後 (県現地対策本部又は支部設置後)	川口現地災害対策本部（南部地域振興センター） 電 話 048(256)1110 ファクシミリ 048(257)0529 県防災行政無線 74-202	
国	消防庁	(応急対策室) N T T回線 電 話 03-5253-7527 ファクシミリ 03-5253-7537 消防防災無線 電 話 TN-90-49013 ファクシミリ TN-90-49033 地域衛星通信ネットワーク 電 話 TN-048-500-90-49013 ファクシミリ TN-048-500-90-49033	(宿直室) N T T回線 電 話 03-5253-7777 ファクシミリ 03-5253-7553 消防防災無線 電 話 TN-90-49102 ファクシミリ TN-90-49036 地域衛星通信ネットワーク 電 話 TN-048-500-90-49102 ファクシミリ TN-048-500-90-49036

4. リエゾンへの情報提供

総括班は、リエゾンの活動場所に設置したホワイトボードに資料を張り付けたり、直接記載したりすることでリエゾンに情報を提供する。

第4 体制報告

1. 災害対策本部体制の調査

統括班は、市域内で震度6弱以上の揺れを観測した場合、「市町村行政機能チェックリスト」を使用して、災害対策本部体制の状況を調査する。

使用する様式は、「市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式」（資料編 6. 様式・書式 6-10 頁）のとおりである。

2. 報告

統括班は、県にファクシミリを使用して調査結果を報告する。

また、被災状況等によって、ファクシミリが使用できない場合、電話等の使用可能な通信手段により報告する。

なお、県に報告できない場合、国（総務省自治行政局）に直接報告を行う。

■報告時期

区分	実施時期
第1報	災害発生から12時間以内に報告する。
取扱責任者	第1報での報告内容に変更が生じた場合に速やかに報告する。

■報告先

区分	報告先
県	(危機管理防災部災害対策課) ファクシミリ 048(830)8159 電話 048(830)8181
国	(総務省自治行政局市町村課) ファクシミリ 03(5253)5592 電話 03(5253)5516

第7節 災害広報広聴計画

第1 計画の方針

災害に伴うパニックを防止し、速やかな避難を促すため、関係機関と協力の上、住民に対して隨時正確な情報を提供し、初動活動への協力を呼びかける。また、応急復旧期の広報は、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、住民へ隨時、生活情報等を中心に広報を進める。

第2 災害広報活動

1. 災害時の広報

総括班は、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、スマートフォン用アプリ、広報車、広報紙等、多様な伝達手段を有効活用して災害情報、避難等の広報を行う。

また、予防班、消防署は広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択する。

■広報の手段と内容

時期	主な手段	内容
地震発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（固定系） ・ホームページ ・防災情報メール ・緊急速報メール ・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS） ・L アラート（災害情報共有システム） ・広報車 ・口頭（拡声器） ・公共施設への情報掲示 ・情報伝言板 等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難の指示に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報に関すること ・避難施設に関すること ② 地域の被害状況、余震等に関する情報 ③ 救護所の開設に関する情報 ④ 住民のとるべき措置に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・電話自粛 ⑤ 自主防災活動の要請 ⑥ その他必要な事項
応急活動期		<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の被害状況、余震等に関する情報 ② 地域の応急対策活動の状況に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ③ 被災者生活再建支援に関する情報 ④ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・給水及び給食に関すること ・スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること

		<ul style="list-style-type: none">・防疫に関すること・臨時災害相談所の開設に関すること等 <p>⑤ ボランティアに関する情報</p> <p>⑥ その他必要な事項</p>
--	--	--

2. 避難所における広報

避難所管理班は、避難所指定職員等により、避難所にて口頭、掲示等により避難者へ広報を行う。なお、障がい者、高齢者等、情報の入手が困難な災害時要配慮者への広報手法に十分配慮する。

3. 被災者に配慮した広報

総括班は、被災者の生活環境、居住環境等が多様であることを踏まえ、災害時要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して複数の広報手段を選定する。

4. 停電や通信障害発生時の広報

総括班は、停電や通信障害が発生している場合、被災者生活支援に関する情報を紙媒体の張り出し又は配布、広報車による広報によって情報提供を行う。

第3 報道機関への対応

1. 避難指示等の報道要請

市及び各防災関係機関が、通信設備等の被災により住民に対する緊急情報を伝達できない場合は、県の「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。

県との通信途絶等特別な事情がある場合は、放送機関に直接要請する。

(1) 県への要請

総括班は、被害状況等により広域的な広報等が必要なときは、県に対して次の広報活動を要請する。

■県に要請する広報

- ① ヘリコプターによる広報
- ② 活字媒体による広報
 - 「さいたま彩の国だより」の号外や臨時の震災ニュース
- ③ 放送媒体による広報
 - NHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ
 - 臨時災害FM局
- ④ インターネットによる広報

(2) 取材活動への要請

総括班は、報道機関に対し避難所等においてプライバシー等に配慮した取材活動を要請する。

2. 災害情報の提供

総括班は、必要に応じて記者会見を開き、情報を報道機関へ提供する。また、記者会見場の設置に当たり、事前に必要な設備を準備する。

なお、発表内容は、本部会議に諮る。

■記者発表の方法

発表者	危機管理監
発表内容	① 被害の状況 ② 市が実施する応急対策の内容（避難指示等の発令状況、避難所の開設状況等） ③ 住民その他への要請

第4 被災者への広聴活動

1. 被災者に対する広聴の実施

議会対応・広聴班、電話対応班は、被災者相談窓口や電話による住民からの相談等を通じ、全般の応急対策の実施状況及び効果を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行うものとする。必要に応じて、県に広聴活動の協力を要請する。

2. 被災者相談窓口の設置

議会対応・広聴班は、住民からの問合せ、法律・医療等の専門相談、災害時要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に被災者相談窓口を開設する。

聴取した要望等については、速やかに当該対策班及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

また、市単独では対応できない事項については、県の「震災情報相談センター」の震災相談連絡協議会等との連携を図る。

3. 情報共有の場の提供

避難所管理班は、避難所運営委員会等を通じ、避難所における避難者の意見・要望を聞き、総括班に報告するとともに、避難所等に設置する情報伝言板にこれらの意見・要望及び回答を掲示し、情報の共有を図る。

また、総括班は、住民がメール（市長への手紙）等により、市への意見・要望を伝えられる場を提供し、寄せられた意見と回答をホームページに掲載するなど、各種情報を住民と共有できる体制を整備する。

第8節 防犯・交通対策計画

第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の安全確保、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して住民の生命、財産を保護し、社会秩序の維持に努める。

第2 防犯対策

1. 被災地等の防犯対策

(1) 防犯パトロールの実施

交通班は、蕨警察署と連携し、被災地域の防犯パトロールを行い、盜難（空き巣）等の犯罪の防止に努める。

(2) 自主防災会の防犯対策

自主防災会は、自警組織を編成し自らの居住区域の警戒巡視を行い、盜難（空き巣）等の犯罪の予防や、火災の予防、通電火災等の出火防止、早期発見に努める。

(3) 避難所の防犯対策

避難所では、自主防災会及び避難者から組織化される避難所運営委員会、避難所指定職員が連携し、避難所内における犯罪及び火災の予防に努める。また、犯罪及び火災の予防の場合は、蕨警察署及び予防班、消防署班と連携を図り、指導を受ける。

第3 交通対策

1. 交通情報の収集

交通班は、国土交通省や埼玉県、高速道路会社等の道路管理者や蕨警察署等の関係機関と連絡を取り、交通情報の収集、整理を行う。

■収集する交通情報

- ① 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- ② 交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
- ③ その他必要な事項

2. 交通対策

(1) 国道、県道等の通行の禁止及び制限

交通班は、国土交通省や埼玉県、高速道路会社等の道路管理者や蕨警察署等の関係機関と連携し、危険な路線について通行の禁止及び制限を実施する。特に通行に危険な箇所については、蕨警察署と連携し通行の禁止措置をとる。

(2) 市道等の通行の禁止及び制限

道路班、交通班、土地区画班は、市が管理する道路について通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ蕨警察署長及び市長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。

また、当該道路の通行を禁止し、又は制限を実施した場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により表示する。

(3) 交通障害物の撤去

道路班、交通班、公園班、土地区画班は、市管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。また、国道、県道等における障害物については、各道路管理者へ障害物除去の要請を行う。

なお、障害物の除去の場合、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

(4) 放置車両等の移動

道路班、交通班、公園班、土地区画班は、立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行空間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認める場合、市が管理する道路について区間を指定し、当該車両その他の物件（車両から落下した積載物等）の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することを命じる。

車両等の占有者等が移動の措置をとらない場合や、車両の損傷等により直ちに移動することができない場合、車両等の占有者等が現場にいない場合等、占有者等により移動の措置をとることができない場合、道路班、交通班、公園班、土地区画班は、当該車両等の移動の措置を行う。その際、やむを得ない限度において、当該車両等その他の物件を破損することができる。また、車両等の移動場所を確保するため、周辺に公有地等がなく、やむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる。なお、車両等の移動等の措置を記録した情報は、蕨警察署に提供する。

国道、県道等における放置車両等については、各道路管理者へ放置車両等の移動の要請を行う。

■交通規制等の実施者と内容

実施機関	交通規制等を行う状況及び内容	根拠法令
都道府県 公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	都道府県内又は近接都道府県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われようとするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 又は第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためにやむを得ないと認めるとき、必要な限度において車両通行禁止、若しくは制限、後退させることができる。	道路交通法第6条 又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ぜることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官・消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法第46条
	緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令するとともに、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することができる。また、この措置のためやむを得ない必要があるとき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。	災害対策基本法第76条の6

第9節 避難対策計画

第1 計画の方針

災害発生時には、安全な場所への避難を必要とする多数の被災者の発生が予想される。避難及び避難所運営に関する対策を示す。

第2 避難活動

1. 避難指示

(1) 避難指示の発令

本部長は、地震による地盤災害、火災、家屋の倒壊等の災害発生又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」を行う。

本部長は、「避難指示」を行った場合、速やかにその旨を埼玉県知事に報告を行う。

■避難指示の基準

種別	発令の目安
避難指示	① 地震が発生した後、二次災害（地盤災害・火災の延焼等）のおそれが迫っていると認められるとき ② 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすおそれがあるとき ③ その他人命保護上、避難を要すると認められるとき
	① ガス等の危険物の漏出・爆発等により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき ② 余震等により状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ③ その他緊急に避難する必要があると認められるとき

(2) 避難指示の伝達

総括班は、避難指示を防災行政無線（固定系）、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Lアラート（災害情報共有システム）等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、予防班、警防班は、広報車及び現場による指示（拡声器等）にて避難情報の伝達を行う。

■避難時の伝達事項

- | | |
|---|---------------------|
| ① 発令日時 | ② 発令者 |
| ③ 対象地域及び対象者 | ④ 避難すべき事由 |
| ⑤ 危険の度合い（地震による被災状況や、予想される被災（余震、火災等）の注意喚起等の説明） | |
| ⑥ 避難指示の別 | |
| ⑦ 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期） | |
| ⑧ 避難する場所 | ⑨ 避難の経路（又は通行できない経路） |
| ⑩ 住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難すること等） | |
| ⑪ 本件担当者、連絡先等 | |

■避難指示の発令権者及び内容

発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令
市長（本部長）	○ 住民の安全、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
警察官	○ 市長から要請があったとき ○ 市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき ○ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な実態が生じ、警察官がその場にいないとき	自衛隊法第94条

(3) 解除

災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示を解除する。

2. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知する。

■警戒区域の設定権者及び内容

設定権者	内容	根拠法令
市長（本部長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し同様の措置をとることができる。	水防法第21条
消防吏員 又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。この場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災害対策基本法第63条第2項 水防法第21条第2項
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、警察官がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条3
知事	当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第63条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条

3. 避難誘導

(1) 避難誘導者

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、安全な空地又は最も近い避難所まで次のとおり行う。

避難は原則として住民の自主避難とする。なお、各施設等に避難した場合は、避難後、本部に報告する。

■避難誘導者

避難対象者	避難誘導担当者
住民（在宅災害時要配慮者）	自主防災会等
園児・児童・生徒	各施設の管理者及び職員
施設入館者・来館者	各施設の管理者及び職員
事業所従業員	各事業所の防火管理者、防災管理者、管理責任者等
乗客	各施設の管理者及び乗務員

(2) 避難誘導の方法

市は、次の事項に留意して避難誘導を行う。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること
- ② 自主防災会等と連携を図り、避難者の誘導措置を講ずること
- ③ 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること
- ④ 状況により、災害時要配慮者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと
- ⑤ 誘導中は、事故防止に努めること
- ⑥ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行うこと
- ⑦ 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと

■避難順位

- | |
|--------------------|
| (ア) 傷病者、障がい者 |
| (イ) 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童 |
| (ウ) 住民 |

第3 避難所の設置・運営

1. 避難所の開設

(1) 避難所の開設

避難所の開設が決定又は市内で震度6弱以上の揺れが観測された場合（災害対策本部の指示を待たずに開設）、各避難所指定職員は、直ちに戸田市役所に参集する。参集後、本部長の指示により、担当する指定避難所に出動し、施設管理者及び自主防災会と協力して、避難所を開設する。

避難所は、学校、福祉センター等の指定避難所を使用するが、当該避難所が被災し、使用が不可能と判断される場合、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合又は指定避難所が避難者の収容能力を超えた場合は、避難所管理班へ連絡を行い、近隣の指定避難所又は公共施設を臨時の避難所として確保・開設し、避難者を誘導する。

市長は、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを埼玉県知事に報告する。

(2) 避難所開設の広報

避難所管理班は、避難所の開設状況を確認後、総括班を通じ、住民に対して避難所開設を広報する。また、指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。

(3) 避難者の受入

避難所指定職員は、施設管理者、自主防災会、学校教職員等と協力し、各避難所で避難者の受入を行う。

また、避難計画に基づいて、避難所で路上生活者の受入を行う。

■避難者の受入事項

- ① 体育館等の収容スペースへの案内
- ② 避難者数等の把握
- ③ 災害情報等の伝達

(4) 広域避難における被災者の受入

県から被災者の受入を要請された場合、直ちに避難できる場所を設けるなど、受入体制を整備する。

移送された被災者が避難した場所の運営は、移送元の他市町村が行い、市はその運営に協力する。

2. 避難所の運営

避難所指定職員は、施設管理者及び自主防災会と連携し、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月：内閣府）」等によりあらかじめ策定したマニュアルに基づいて、避難所の運営を行う。運営に当たっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努め、必要があれば、県、近隣市町村に応援要請する。
- ② 女性と男性の双方のニーズや災害時要配慮者の避難者のニーズの把握に努め、避難所の運営に反映する。
- ③ 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- ④ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 食事づくりや片付けなどの特定の活動が一定の性別に役割が固定化されないように配慮する。

(1) 避難所運営体制の確保

避難所の運営は、原則として自主防災会を中心とした避難者の自主運営にて行う。避難所指定職員は、自主防災会のリーダー等からなる避難所運営委員会の組織化及び運営を補佐する。

■避難所運営委員会の組織運営例

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 地域コミュニティを考慮した30名程度の班編成を行い、班長及び副班長を選出する。 ② 5つの班を1ブロックとして編成し、リーダー及びサブリーダーを自主防災会の役員等から選出する。また、複数の女性を参画させる。 ③ 避難所指定職員、ブロックリーダー、サブリーダー、避難所の施設管理者等により避難所運営委員会を開催し、役割分担、情報の伝達経路、その他運営に必要な事項を決定・確認する。 ④ 各班より、総務係・情報係・援護係・食料係・物資係・衛生係等の担当を選出し、各係ごとの運営ルールを定め、作業を実施する。 |
|--|

■避難所運営委員会及び避難所指定職員の役割

【避難所運営委員会】	【避難所指定職員】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営方法等の決定 ○ 生活ルールの作成 ○ 役割分担の決定（係の設置） ○ 避難者カード・名簿の作成 ○ 市からの連絡事項の伝達 ○ 食料・物資の配給 ○ 清掃等、避難所の環境保持 ○ 避難者の要望等のとりまとめ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部との連絡 ○ 避難者カード・名簿の管理 ○ 情報の提供、広報 ○ 施設管理者、ボランティア等との調整 ○ 避難所日誌の作成 等

(2) 避難者の把握

避難所指定職員は、避難所運営委員会と協力し、避難者カード、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行い、避難所管理班に報告する。

(3) 避難所生活環境の改善

トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況等の避難所における生活環境の把握に努め、状況に応じて必要な措置を実施する。

(4) 避難所事務所の開設

避難所指定職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、避難所運営の拠点とする。

(5) 避難所日誌の作成

避難所指定職員は、避難所の運営状況について避難所日誌を作成し、1日に2回、避難所管理班へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。

(6) 避難所が長期化する場合の運営

避難所の開設・運営が長期化する見通しの場合、以下の点に留意する。また、必要に応じて、宿泊施設への移動を避難者に促す。

■避難所の開設・運営が長期化する場合の留意点

(1) 避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所運営	① グループ分けの実施 ② 情報提供体制の整備 ③ 避難所運営ルールの徹底 ④ 避難所のパトロール等
(2) 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所運営	① 自主運営体制の整備 ② 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、生活環境等の改善対策 ③ 学校授業再開に向けた対策 ④ 避難所の閉鎖を考慮した運営
(3) 保健・衛生対策	① 救護所の設置 ② 巡回健康相談、栄養相談の実施 ③ 入浴、洗濯対策 ④ 食品衛生対策
(4) 避難所の統廃合	施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の統廃合を図る。 ① 避難所指定職員の責任者は、市長から統廃合の指示があった場合、その旨を避難者等に伝える。 ② 避難所指定職員の責任者は、避難所を閉鎖した旨を避難所管理班に報告するとともに、施設管理者(学校長等)にも報告する。

3. 食料・物資の供給

避難所指定職員は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の物資の必要量を避難所管理班に報告する。

食料、物資等を受け取ったときは、避難所運営委員会、ボランティア等との協力により避難者に配給する。

4. 避難所設備の設置

危機管理防災課は、季節の特性に配慮し生活環境を向上させるため、避難所に次の設備を整備する。

■避難所で必要な設備

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ① ストーブ・扇風機等の冷暖房器具 | ② 仮設トイレ |
| ③ 給水施設 | ④ 掲示板 |
| ⑤ ごみ集積場 | ⑥ 入浴施設 ^(*) |
| ⑦ 洗濯施設 | ⑧ 照明・発電機 |
| ⑨ 冷・暖房設備 等 | |

^(*)入浴施設については、県、自衛隊等の協力を得る

5. 災害時要配慮者、女性及び性的少数者への配慮

(1) 避難所での配慮

避難所管理班、援護班は、災害時要配慮者にとって避難所での生活ができる限り支障の少ないものとなるように、避難所指定職員に配慮するよう指導する。

避難所指定職員は、施設管理者、自主防災会、避難所運営委員会と協力し、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者や女性に配慮し、高齢者や障がい者のための専用のスペースや、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するよう努める。

また、男女双方の視点等に配慮し、更衣室、トイレ、入浴施設の設置場所の選定、女性による生理用品や女性用下着の配布、性犯罪予防の注意喚起に努めるとともに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や子育て家庭のニーズの変化に対応できるように配慮するとともに、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載することで、女性や子供等の安全に配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては協働推進課、福祉保健センターや民間団体を積極的に活用するとともに、LGBTQなどの性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーの確保や個人の属性に関する情報の漏洩に留意する。

(2) 災害時要配慮者、女性等に必要な物資の確保

避難所指定職員は、避難所に滞在している災害時要配慮者、女性等に必要な物資ニーズを確認し、避難所管理班に調達を依頼する。

■災害時要配慮者、女性等に必要な物資（例）

種別	内容
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー、義歯洗浄剤
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者 内部障害者	医薬品や使用装具、オストメイトトイレ、気管孔エプロン、酸素ボンベ
聴覚障害者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障害者	白杖、点字器、ラジオ
知的障害者 精神障害者 発達障害者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないごみ袋、防犯ブザー、ホイッスル
妊娠婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

6. 福祉避難所の開設

援護班は、あらかじめ指定された福祉避難所を開設し、災害時要配慮者を収容する。ただし、不足する場合は、その他施設を福祉避難所として活用する。

■福祉避難所の開設場所

【指定施設】

- ① 笹目コミュニティセンター (笹目 3-12-1 TEL 048-422-9988)
- ② 福祉保健センター (大字上戸田 5 番地の 6 TEL 048-446-6484)

【その他施設】

- ① 各避難所の教室
- ② 福祉施設への一時入所
- ③ 保育所等

(1) 福祉避難所の開設判断

援護班は、指定避難所の避難者のうち、福祉避難所の受入対象者が滞在している場合、福祉避

難所の開設を判断する。

(2) 施設の安全確認

援護班は、福祉避難所の開設を決定した場合、当該施設管理者に通知のうえ、施設管理者とともに福祉避難所として使用する施設の安全性を確認する。

(3) 福祉避難所担当職員の派遣

援護班は、福祉避難所を開設したときは、必要に応じて福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を派遣する。

なお、大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得るものとする。

(4) 生活相談員等の配置

援護班は、概ね10人の災害時要配慮者に対して1人の割合で生活相談員等を福祉避難所に配置する。

(5) ライフライン、資機材、物資の確保

施設管理者及び施設職員は、施設の被害状況に応じて電力や水を早急に確保する。

また、災害時要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、(段ボール)ベッド、パーティション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を準備する。

(6) 福祉避難所の開設及び受入

当該施設管理者及び施設職員は、福祉避難所の開設し、受入体制が整い次第、援護班に報告して、受入対象の災害時要配慮者を受け入れる。

(7) 緊急入所等の実施

援護班は、福祉避難所での生活が困難な要配慮者が発生した場合、医療施設や、緊急入所、緊急ショートステイ等が可能な社会福祉施設を確保して移送する。

(8) 福祉避難所が不足する場合の対応

援護班は、開設した福祉避難所が不足する場合、福祉避難所に指定していない社会福祉施設等に災害時要配慮者の受け入れの依頼や、市内の宿泊施設の借り上げを検討する。

(9) 福祉避難所の統廃合

援護班は、福祉避難所の利用が長期化し、開設している福祉避難所の避難者数にばらつきが出る事象を確認した場合、避難者の種別ごとに福祉避難所の統廃合を決定する。

(10) 福祉避難所の解消

援護班は、閉鎖する福祉避難所から避難者の移動等が完了した場合、福祉避難所を閉鎖し、当

該施設の必要な原状回復を実施する。

7. 車中泊・在宅避難者への支援

車中泊避難者や在宅避難者に対して必要な支援を行う。

(1) 避難者の状況把握

指定避難所以外の車、テント等へ避難している避難者、在宅避難者について、自主防災会等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

(2) 指定避難所外にいる避難者への支援

指定避難所外にいる避難者に対して、物資の配布、巡回健康相談、保健医療サービスの提供、その他被災者支援等に関する情報の提供等を行う。

(3) エコノミークラス症候群の予防

近年の大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなどから、エコノミークラス症候群を発症したケースもあるため、予防するためのストレッチ運動等を行うよう呼びかけ、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

(4) 排気ガス車内充满の予防

積雪時の車の利用は、排気ガスの車内充满等の危険性もあるため、マフラー付近の除雪を心がけるよう呼びかける。

8. 感染症対策

感染症の感染拡大防止を徹底した避難所の開設・運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

(1) 避難所及び臨時避難所開設の周知

総括班は、避難所及び臨時避難所を開設する場合、市民に対して次の点を周知する。

■市民への周知内容

- ① 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難を検討すること
- ② 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- ③ 消毒液、体温計及び衛生用品等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること
- ④ 発熱等の症状者及び濃厚接触者の場合、避難所の市職員に申し出ること
- ⑤ 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難すること
- ⑥ 発熱等の症状者及び濃厚接触者の専用スペースを有する避難施設があること（名称及び所在地を含む）

(2) 避難所及び臨時避難所における避難スペースの確保等

避難所指定職員は、あらかじめ検討されているレイアウトに基づいて、避難スペース及び専用スペースを設定する。

発熱者等の専用スペースには、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うため、手袋・ガウン等の防護具を着用させた避難所指定職員を配置する。

(3) 避難者の受入

避難所指定職員は、受付窓口で避難者の状態を把握したうえで、容体に応じて避難スペースを案内する。また、自宅療養者の避難を確認した場合、災害対策本部に報告する。

	避難者受付窓口	専用受付窓口
受付対象者	・体調不良の自覚がない避難者	・体調不良の自覚がある避難者 ・発熱等の症状者や濃厚接触者の避難者
窓口での対応	・手指の消毒、検温の実施	・手指の消毒の実施 ・問診の実施
避難者の収容	・発熱などの症状がない避難者に対しては、通常の避難スペースでの避難を案内 ・発熱などの症状がある避難者に対しては、専用受付窓口での再受付を案内	・問診の結果、濃厚接触者以外の避難者は、発熱等の症状者の専用スペースでの避難を案内 ・問診の結果、濃厚接触者の避難者は、濃厚接触者の専用スペースでの避難を案内

(4) 避難所及び臨時避難所における感染症対策の実施

避難所指定職員は、感染症対策のため、次の事項を実施する。

■避難所等内における感染症対策内容

- ① 頻繁に石鹼と水で手洗いとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。
- ② アルコール消毒液は、人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- ③ 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。
- ④ 避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。特にトイレやドアノブ、電源スイッチ、蛇口など人が触れることが多い場所については重点的に清掃及び消毒を行う。
- ⑤ 避難所内は、十分な換気に努める。
- ⑥ 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- ⑦ 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。
- ⑧ 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等を呼びかけるポスター等を掲示する。
- ⑨ 各世帯で出るごみは、世帯ごとにごみ袋に入れて口を縛り、避難所共同のごみ箱に捨てる。ごみ収集の際は、感染防止の観点から、手袋・サージカルマスク・目の防護具（ゴーグル等）・長袖ガウンを着用する。
- ⑩ 避難者名簿には、滞在区画（体育館、空き教室等）を記録する。
- ⑪ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。
- ⑫ 食べ物は消毒をした配膳箱やビニール袋に入れ、居住スペースや部屋毎の所定の場所に置く。
- ⑬ 避難者各自で順番に食事をとりに行く（手渡しはしない）。
- ⑭ 原則使い捨ての食器を使用する。

(5) 発熱者等の対応

避難所指定職員は、発熱者等の症状が悪化したことを把握した場合、医療班に連絡し、医師の診察を依頼する。

診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間、当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。

(6) 避難者が感染症を発症した場合

検査の結果、避難者が感染症を発症したことを確認した場合、当該感染者や避難所指定職員等の対応は南部保健所の指示に従う。

当該感染者退去後、専用スペース、トイレ、資材等の消毒及び十分な換気を行う。

9. 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

第4 広域避難

1. 広域避難の検討

統括班は、避難指示等を指示した場合の避難先を市内の避難所とすることが困難で、当該居住者等を他の市町村に一定期間滞在させる必要がある場合、広域避難の実施を検討する。

2. 広域避難の判断

統括班は、災害の予測規模、避難者数の発生状況を踏まえて、市外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、広域避難の実施に関して県に助言を求める。

3. 広域避難に向けた協議

(1) 県内市町村への広域避難の協議

統括班は、広域避難での避難者の受入について、県に県内市町村と協議の実施について事前に報告のうえ、県内市町村へ直接協議を行う。

ただし、あらかじめ県に事前の報告が困難な場合、協議後に遅滞なく県に報告する。

(2) 県外への広域避難の協議

① 県を通じた協議

統括班は、広域避難での避難者の受入について、県に対して他都道府県との協議を求める。

② 県外市町村と直接協議

統括班は、緊急性が高い場合、県に報告のうえ、県外市町村と協議を行う。

ただし、あらかじめ県に事前の報告することが困難な場合、協議後に遅滞なく県に報告する。

(3) 避難施設の確認

統括班は、広域避難先の県内市町村から市民を収容する避難施設の提供に関する通知を受ける。

なお、県外への広域避難の場合は、県又は県外市町村から市民を収容する避難施設の提供に関する通知を受ける。

(4) 広域避難先の公示及び通知

統括班は、避難施設の提供に関する通知を受けた場合、速やかに通知内容を公示し、県に報告する。

また、既に避難者を受け入れている避難所の管理者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体及びその他市長が必要と認める者に通知する。

4. 広域避難における被災者の移送

統括班は、被災者の広域避難先への移送について、埼玉県知事に要請する。

統括班は、被災者の広域避難先への移送を要請した場合は、移送先における避難所等責任者（市職員）を定め、移送に当たっては引率者を添乗させる。

5. 広域避難の終了

(1) 県内市町村で広域避難を実施している場合

統括班は、市内の被害状況等から広域避難の必要がなくなったと判断した場合、広域避難先の市町村に対して広域避難の終了について連絡する。

また、広域避難の終了を公示するとともに、県に報告するとともに、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体及びその他市長が必要と認める者に通知する。

(2) 県外への広域避難を実施している場合

統括班は、市内の被害状況等から広域避難の必要がなくなったと判断した場合、県又は県外市町村に対して広域避難の終了について連絡する。

また、広域避難の終了を公示するとともに、県に報告するとともに、広域避難の終了を公示するとともに、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体及びその他市長が必要と認める者に通知する。

第10節 救急救助・医療救護計画

第1 計画の方針

災害発生時には、安全な場所への救助・医療救護を必要とする多数の被災者の発生が予想される。救急救助をはじめ、傷病者搬送、医療救護、後方医療等の対策を示す。

第2 救急救助における活動

1. 救出情報の収集

要救出者を発見した者は、災害対策本部又は蕨警察署等へ通報する。

予防班、消防署班は、自主防災会、蕨警察署等から通報された情報を収集し管理する。

2. 救出チームの編成、指揮

消防署班は、住民からの通報、応急・救出班等による救出要請等に基づいて、消防団と連携し救出チームを編成して出動する。消防署班は、警察、自衛隊等と連携して全体の指揮に当たり効率的に救出活動を行う。また、応急・救出班は、可能な範囲で救出活動に協力する。

なお、地震発生後3日程度までは、調査班、河川班、建築班、公園班は、応急・救出班の応援を行い、家屋等の下敷き等となっている被災者の捜索及び救出活動に専念する。

■救出活動の原則

- ① 救助活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う。
- ② 救急活動は、救命措置を優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- ③ 現場の市、医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護に当たる。
- ④ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先して救助・救急活動を行う。
- ⑤ 延焼火災が少なく、同時に多数の救助救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。
- ⑥ 同時に小規模救助救急事象が発生した場合は、人命の危険度の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3. 応援要請

警防班は、被害状況等に応じて蕨警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。また、総括班及び応急・救出班は、建設業協会等に重機、資機(器)材等の協力を要請する。

同時に多数の救急救助が必要となり対応困難な場合、総括班は、県に緊急消防援助隊、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）等の出動を要請する。なお、要請は避難指示の段階で措置する。

4. 災害救助法が適用された場合の費用等

市は、災害救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

5. 住民・自主防災会・事業所の救出・救護活動

住民、自主防災会、事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、家屋等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助し、応急手当等を行う。

第3 傷病者搬送

1. 搬送活動

消防署班は、負傷者を救急車にて救護所又は後方医療機関へ搬送する。

警防班は、救急車が不足する場合は、他消防機関の救急車の応援を要請する。

総括班は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県に対してヘリコプターの出動を要請する。

2. 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

消防署班、医療班は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 傷病者搬送の判定

医療班、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(3) 搬送順位

消防署班、医療班は、あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置、診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路等、様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(4) 搬送経路

警防班、消防署班は、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送も含め、複数の搬送経路を検討する。

(5) ヘリコプター搬送

警防班は、あらかじめ、ヘリコプター飛行場外離着陸場や離発着スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

(6) 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市町村及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認のうえ、搬送する。

第4 医療救護

1. 市連絡調整会議の設置及び運営

(1) 市連絡調整会議の設置

医療班は、市連絡調整会議を設置し、蕨戸田市医師会に災害医療コーディネーター（災害時医療調整員）の派遣を要請する。

(2) 市連絡調整会議の運営

市連絡調整会議では、災害医療コーディネーターから災害医療に関する助言や支援を受ける。

また、被災地域の医療救護活動を分析し、医療救護チームが不足しているときは、地域対策会議に支援を要請する。地域対策会議が設置されていない場合は、県災害対策本部医療救急部保健医療調整本部に支援を要請する。

2. 初期医療体制

(1) 医療機関の体制

原則として、診療可能な医療機関は、負傷者の受入態勢を整え診療を継続する。

(2) 救護所の設置

初動期には、災害現場又は負傷者が殺到する医療機関等の救護活動を中心とするが、医療機関が被災し、その機能が停止した場合や傷病者が多数で医療機関だけでは対応できない場合等には救護所を開設する。

救護所を設置した場合、EMISに登録する。

医療班は、被災情報から被災地に近く、交通便利な公共施設に救護所の設置を決定する。

救護所となる施設に医療用資機(器)材、電源、テント等、応急医療に必要な資機(器)材を搬送し設置する。停電している場合は、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社に早期復旧を要請する。断水している場合は、水道班に緊急給水を要請する。

■救護所の設置場所

小規模な被害のとき	① 市民医療センター ② 救急病院
大規模な被害のとき	① 市民医療センター ② 被災地に近い避難所等

(3) 医療救護チームの派遣

医療班は、自ら医療救護チームを編成し、蕨戸田市医師会に医療救護チームの編成を要請する。市ののみでは対応できない場合は、県に保健医療活動チームの出動を要請する。

(4) 救急病院等の災害時の対応

ライフライン関連施設等の被害により、施設内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、

被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機(器)材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

3. 救護所での活動

救護所において、医療救護チームは、原則として次のような活動を行う。また、医療班は、救護所の活動状況、医薬品等の状況、市内病院の被害・機能等の医療情報を収集する。

■救護所での活動

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージの実施）
- ③ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ④ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ⑤ 軽症者に対する医療
- ⑥ カルテの作成
- ⑦ 医薬品等の補給、派遣要請
- ⑧ 助産救護
- ⑨ 死亡の確認
- ⑩ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

4. 医薬品・医療用資機(器)材等の確保

救護所では、市備蓄の医薬品、医療用資機(器)材及び医師が持参する医薬品を使用する。

不足する場合、医療班は、戸田市薬剤師会、医薬品業者に要請する。市では調達が困難なときは、県に要請する。

5. 血液等の確保

医療班は、輸血用の血液等が必要なときは、日赤血液センターに要請する。

また、援護班（福祉保健センター）は、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

6. 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して埼玉県知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手しているときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

第5 後方医療

1. 医療情報の収集

医療班は、蕨戸田市医師会等との連携のもとに、県内の医療機関の情報を収集する。

■収集する医療救護情報

- ① 医療施設の被災状況
- ② 診療機能の確保の状況
- ③ 空きベッド数、受入可能数
- ④ 医薬品、医療用資機(器)材等の需給状況
- ⑤ その他参考となる事項

2. 医療施設の確保

医療班は、医療情報をもとに重症者を収容する医療機関を確保する。市内の医療機関では収容困難なときは、県内の医療機関に収容を要請する。

3. 医療施設への搬送

消防署班は、重症者を救護所から後方医療機関へ救急車で搬送する。なお、交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、総括班を通じて、県、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

第6 被災者等への医療

1. 避難所での医療活動

(1) 巡回医療体制の準備

医療班は、避難所にて被災者の健康維持のため巡回医療を実施するとともに、巡回医療計画を作成し、蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会等に巡回医療を行う医療救護チームの編成、出動を要請する。また、避難所内に診療コーナーを設置し、必要な資機(器)材を準備する。

(2) 巡回医療の実施

医療救護チームは、避難所内の診療コーナーにて健康診断、治療等の医療救護を行う。なお、医療救護は、精神科、歯科等を含めた活動を行う。

医療班は、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態を踏まえ、必要に応じて、医療機関への移送、福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等を実施する。

2. 医療情報の提供

医療班は、人工透析患者等のために治療可能な医療機関等の情報を収集し、災害広報紙等で提供する。

第7 保健衛生

1. 精神科救急医療の確保

医療班は、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な被災者の発生に備えて、精神科医療機関の協力を得て、適切な診療体制を確保する。

2. 心のケアの実施

援護班（福祉保健センター）は、被災者に対して、精神面の相談や情報提供を行う。

3. 精神保健活動

医療班は、県に精神科医療及び精神保健活動の実施を要請する。

なお、埼玉D P A Tが、被災地の精神保健医療機関の機能が回復するまでの間、市域内の病院や、保健所、避難所等において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

4. 栄養指導

医療班は、県に栄養指導の実施を要請する。

なお、県から派遣される栄養指導班が、炊き出し、給食施設の管理指導や被災者の栄養管理の活動を行う。

第11節 災害時要配慮者の安全確保対策計画

第1 計画の方針

災害発生時には、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮をする外国人（これらの者をいわゆる「災害時要配慮者」という。）は、避難、避難生活等において、支障を生じることが予想される。そのため、災害時要配慮者の安全確保の対策を示す。

第2 災害時要配慮者の安全確保対策

1. 災害時要配慮者の把握

声かけ等を通じて、声、音その他の反応を捉え、災害時要配慮者を把握する。

2. 協力体制

災害時要配慮者を確認したときは、付近にいる者に協力を求め、救護を行う。

3. 保護

救護した災害時要配慮者は、付近の避難所に保護し、避難所の運営者に必要な協力を求める。

第3 社会福祉施設等入所者の安全確保対策

1. 情報の伝達

総括班は、福祉班、援護班、福祉センター班、保育班と連携して、災害が発生又は発生するおそれがある場合、警報、特別警報等の気象情報や災害情報について、ファクシミリ又は電話等により、社会福祉施設（施設管理者）に伝達を行う。

2. 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、施設職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

3. 避難誘導の実施

施設管理者は、避難確保計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。また、援護班は、必要に応じて、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災会、ボランティア団体等に協力を要請する。

4. 受入先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設、社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。

また、援護班は、必要に応じて、医療施設、社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

なお、被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、公共建築物のほか、協力の得られる民間施設の利用、施設そのものの疎開を支援する。

5. 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布する。

また、援護班は、必要に応じて、物資の調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

6. ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

7. 巡回サービスの実施

施設管理者及び援護班は、自主防災会、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第4 避難行動要支援者の避難支援

1. 安否確認の実施

自主防災会や民生委員等をはじめとする避難支援等関係者は、援護班と連携し、個別計画を利用して安否確認を行う。

また、個別計画未作成者については、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者名簿等を利用し、援護班が各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

2. 救助活動の実施

自主防災会や民生委員等をはじめとする避難支援等関係者は、個別計画に基づき、避難行動要支援者の避難所への避難誘導及び支援を行う。

また、個別計画未作成者については、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者名簿等を利用し、援護班、応急・救出班が、消防署班、住民等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置について十分に配慮するものとする。

3. 受入先の確保及び移送

援護班は、避難行動要支援者の受入先として、福祉避難所の開設・運営のほか、避難行動要支援者の状況に応じ、医療施設及び社会福祉施設への受入先を確保する。

第5 避難所内外の要配慮者支援

1. 生活救援物資の供給

援護班は、災害時要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等を備蓄及び調達により確保し、配布を行う。

2. 情報提供

援護班は、在宅や避難所等にいる災害時要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、防災情報メールの配信等を隨時行う。

3. 相談窓口の開設

援護班は、福祉保健センターに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

4. 巡回サービスの実施

援護班は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師、地域包括支援センター等により、チームを編成し、在宅、避難所、応急仮設住宅等で生活する災害時要配慮者のニーズを把握し、事業者と協力し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

5. 在宅福祉サービスの早期実施

援護班は、デイサービス、ショートステイ等の早期再開を支援し、災害時要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

第6 外国人の安全確保対策

1. 避難誘導等の実施

(1) 安否確認の実施

連絡班は、戸田市国際交流協会等と連携し、職員や語学ボランティア等による調査チームを編成し、住民登録等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

連絡班は、広報車や防災行政無線等を活用し、外国人への外国語を用いた広報により、速やかな避難誘導を行う。

2. 外国人への支援

(1) 外国人への広報

総括班は、連絡班と連携しつつ、語学ボランティア等の協力により、地震情報、安否情報、被災情報等の情報が提供できるよう外国語表記をするとともに、避難所等において災害時の広報を随時行う。

(2) 外国人相談

連絡班は、戸田市国際交流協会等と連携し、庁舎内等に外国語通訳や翻訳ボランティアによる災害に関する外国人の相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

総括班は、県と協力し、テレビ・ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

福祉班は県に要請し、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

第12節 帰宅困難者対策計画

第1 計画の方針

大規模地震が発生した場合には、多くの人々が帰宅困難になることが予想されるため、事業所等での社員の留めおきの呼びかけをはじめ、帰宅が困難となった通勤・通学者等に対し、適切な情報の提供、避難所への一時収容、代替交通手段の確保等、帰宅活動への支援対策を実施する。

第2 帰宅困難者対策

1. 帰宅困難者への情報提供

- (1) 帰宅困難者対応班は、県、東日本旅客鉄道株式会社、その他関係機関等より情報を収集し、総括班を通じ、防災行政無線（固定系）、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Lアラート（災害情報共有システム）等により、帰宅困難者にとって必要な鉄道運行状況や市内の被害状況、一時滞在施設等の情報を提供する。
- (2) 安否を気遣う家族等への安否確認手段としてNTT災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板等の利用を広報する。

■帰宅困難者へ提供する情報例

- ① 市内の被害情報
- ② 鉄道等の公共交通機関に関する情報（埼京線及び京浜東北線の運行状況、運行再開の見込み等）
- ③ 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能、規制場所、警戒区域の設定等）
- ④ NTT災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」等の利用方法
- ⑤ 支援情報（一時休憩所、一時滞在施設等の開設情報）

2. 駅周辺の混乱防止対策

(1) 駅での混乱防止

帰宅困難者対応班は、鉄道の運行停止により市内駅周辺（戸田公園駅・戸田駅・北戸田駅）において、乗降客等の帰宅困難者（駅前滞留者）が発生している場合は、東日本旅客鉄道株式会社に対し、運行再開の見込みや、駅前滞留者の概数等に関する情報を収集するとともに、一時滞在施設の開設等、市の対応について伝達する。また、一時滞在施設の開設まで、駅構内の一部を一時待機場所として開放することや、一時滞在施設の開設等の広報を要請する。

(2) 一時滞在施設の設置

鉄道の運行停止が長時間に渡り再開の見込みがたたない場合や、代替交通手段も確保できない場合、鉄道が運行再開するまでの間、駅前滞留者を、下記の施設に一時収容する。また、協定を締結している駅周辺の民間事業者等にも、帰宅困難者の一時滞在施設として開設するよう要請する。

帰宅困難者対応班は、市内3駅の駅前滞留者に一時滞在施設の開設及び位置について広報を行うとともに、蕨警察署の協力を得て、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。

また、一時滞在施設では、物資班に要請し、帰宅困難者に対して飲料水、食料等の供給を行うとともに、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、被害状況や、鉄道の運行状況等に関する情報提供を行う。

■帰宅困難者の一時滞在施設の開設場所

- 戸田市文化会館 （上戸田4-8-1 TEL 048-445-1311）
- 北戸田ファーストゲートタワー （大字新曾2220-1）

3. 帰宅活動への支援

帰宅困難者対応班は、首都圏からの徒歩帰宅者への支援として、県がトイレ・水道水・情報を提供する災害時帰宅支援ステーションとして協定を締結している、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等と連携しつつ、一時滞在施設に加え、必要に応じて、幹線道路付近の公共施設（福祉センター等）を一時休憩所として開放し、水・食料等の配布及び情報の提供を行う。

帰宅困難者対応班は、一時休憩所を開設した場合、主要道路沿いに、休憩所の開設及び位置（道順）等を示した案内看板の設置等、徒歩帰宅者に対する広報を行う。

4. 新幹線が停止した場合の対応

地震の発生により、市内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、東日本旅客鉄道株式会社の要請に応じ、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受入れる。

5. 災害救助法の適用の検討

市は、大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、県と協議の上、災害救助法の適用を検討する。

第13節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

第1 計画の方針

生命が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を搜索・救出し、災害により現に行方不明の状態にあり死亡していると推定される者の収容並びに死亡した者に対し、警察官による検視（見分）及び医師による検案を行う。また、身元が判明しない死者は適切に埋・火葬を実施する。

第2 遺体の搜索

1. 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市が設置する被災者相談窓口（議会対応・広聴班）、電話窓口（電話対応班）等で受付ける。

2. 搜索依頼の受付

福祉班は、議会対応・広聴班、電話対応班が受けた搜索願及び行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、蕨警察署に提出する。

なお、搜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。

3. 搜索活動

福祉班は、蕨警察署、消防団、自衛隊等に対し、行方不明者リストに基づき搜索活動を要請する。行方不明者を発見し、既に死亡していると認められるときは、警察官による検視（見分）を受ける。

第3 遺体の収容・処置

1. 遺体安置所の開設

災害により死亡した者が少ない場合には、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の靈安室において遺体を収容するものとするが、不足する場合には、「災害時における葬祭協力等に関する協定」に基づき、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会に協力を依頼し、業者の施設を利用する。

それでもなお不足する場合には、福祉班は、被災地に近い寺院等に遺体安置所を設置する。また、安置所に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

2. 遺体の安置

(1) 遺体の搬送

福祉班は、蕨警察署による検視（見分）、監察医、医療施設等で行われた検案が終了した遺体について、蕨警察署、消防団、自衛隊等の協力を得て遺体安置所まで搬送する。

(2) 遺体の安置

福祉班は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。また、遺留品等の整理を行う。

福祉班は、「災害時における葬祭協力等に関する協定」に基づき、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会に協力を要請して、遺体を納棺し、遺体検案書、遺留品等を添付する。

遺体安置所には職員を配置し、警備及び遺族への対応を行う。引取りの申し出があった場合は、遺族へ引き渡す。

(3) 納棺用品の調達

福祉班は、「災害時における葬祭協力等に関する協定」に基づき、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会に納棺用品、ドライアイス等の埋・火葬資材の供給を要請する。

また、納棺用品、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、県に協力斡旋を要請する。

第4 遺体の埋・火葬

1. 埋・火葬の実施

福祉班は、身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により実施するものとする。

■埋・火葬の実施内容

(1) 埋・火葬の場所	① 埋葬は原則として市内で実施する。 ② 遺体は戸田火葬場にて火葬する。 ③ 福祉班は、遺体が多数のため、戸田火葬場で処理できないときは、近隣自治体の斎場に火葬を依頼する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。
(2) 他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
(3) 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
(4) 葬祭関係資機(器)材の支給	次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。 ① 棺（付属品を含む） ② 埋葬又は火葬 ③ 骨つぼ又は骨箱

2. 埋・火葬の受付

福祉班は埋・火葬申請を受け付け、埋・火葬許可書を発行する。

3. 遺骨等の保管

焼骨は、遺留品とともに寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

福祉班は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取り手がないときは、市指定の埋葬場に埋蔵する。

4. 死亡者に関する公報

遺体の引渡し等を円滑に実施するため、市は、死亡者に関する公報に関して、県及び蕨警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設や住民等への情報提供を行う。

第14節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画

第1 計画の方針

飲料水、医療用水、生活用水等について、応急給水と応急復旧のために必要な事項を定める。また、被災者に対して速やかに食料供給ができるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資機(器)材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混亂を生じないよう調達の計画、配分要領等を定める。

第2 給水計画

災害のため飲料水が枯渇又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最低必要量の飲料水等の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

1. 給水の方針と応急給水

(1) 給水の方針

原則として、市が給水を行い、県はそれを補完していく。

水道班は、所管地域における給水計画を独自に策定し、飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、他の水道事業体又は県に速やかに応援を要請する。

(2) 応急給水

① 優先給水

水道班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、水道施設課所有の車両、資機(器)材を用いて行う。

■優先給水先

- (ア) 救護所
- (イ) 医療施設
- (ウ) 社会福祉施設
- (エ) 避難所

② 耐震性貯水槽の開設

水道班、避難所指定職員は、避難所等に設置してある耐震性貯水槽を開設し、水安全部備蓄の給水資機(器)材で救護所等に給水する。また、被災者には被災者が持参したバケツ等に直接給水する。

③ 非常災害用井戸の開設

水道班、避難所指定職員は、断水地区の非常災害用井戸を開設し、被災者が持参したバケツ等に直接給水する。また、非常災害用井戸の利用を周知する。

2. 給水活動

(1) 需要の把握

水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

- ① 断水地区の範囲
- ② 断水地区の人口、世帯数
- ③ 避難所及び避難者数
- ④ 給水所の設置場所

(2) 給水活動の準備

水道班は、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

給水拠点の設定	指定避難所又は指定緊急避難場所
活動計画作成	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法等
応援要請	県、他の水道事業体
給水資機(器)材の確保	備蓄品（不足するときは業者又は他水道事業体から確保）

(3) 給水活動

災害から3日目までは、ペットボトルの配布や給水ポリ袋、水槽積載車給水タンクによる給水を中心に1人1日3リットル（最低必要量）の供給を目標とする。

水道班は、浄水場から給水拠点まで水槽積載車で運搬する。給水拠点では、住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。また、自力で給水を受けることが困難な災害時要配慮者等を支援するため、自主防災会、ボランティア等との連携を図る。

さらに、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管等の措置をとる。

生活用水の確保は、自主防災会、消防団等の協力により、プール、用水路、河川等から取水する。

■給水量の基準

【災害発生時から3日目まで】

1人1日3リットル（生命維持に最小必要な水量）

【4日目以後】

1人1日20リットル（最低生活水準を維持するために必要な水量。ただし、給水体制の復旧に応じて拡大する。）

※1人当たりの必要給水量は埼玉県地域防災計画に示される給水量による。

3. 給水施設の緊急対応・応急復旧

(1) 緊急対応

水道班は、地震発生後、速やかに水道施設を点検するとともに、テレメーター記録等から異常個所の情報を把握する。また、消防水利の確保を基本として、二次災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ浄水施設の稼働の停止、導水施設の減水制限等を行う。

(2) 被害箇所の調査と復旧

水道班は、上水道施設の被害状況の調査及び復旧工事を、発災から6日以内に完了するよう努める。

(3) 資機(器)材の調達

水道班は、市指定給水装置工事事業者等に資機(器)材の確保を要請する。市で応急復旧資機(器)材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

(4) 技術者の斡旋

応急、復旧工事を実施するために専門的な技術者等が必要な場合、市長は、埼玉県知事に技術者の斡旋を要請する。

4. 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

第3 食料供給計画

1. 食料の供給計画

(1) 災害時における食料の給与

食料の給与は、原則として、市長が実施する。給与に当たっては、被災の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮するものとする。

■食料の給与内容

① 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

○米穀（米飯を含む）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。

○乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

○道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊き出しを行うとともに、多様な食料需要に対応するため、事業者の協力を得て弁当・おにぎり等を調達する。

○食物アレルギーを持つ乳幼児に対しては、アレルギー対応食品の給与について配慮する。

② 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、埼玉県知事の指定を受けて、被害を受けていない住民に対して行う米穀等の応急供給

○原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(2) 食料給与計画の策定

市は、災害時の食料給与の円滑を期すため、食料の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊き出し及び配分に関する計画を内容とする食料給与計画を策定しておく。

2. 備蓄食料の供給

災害発生直後は、原則として住民、事業所の備蓄の食料で対応する。家屋が被災したため食料を所有しない避難者等には、市の備蓄食料をあてる。

避難所指定職員は、避難者等に備蓄食料を供給する。

なお、備蓄食料がない避難所については、物資班が避難所に供給する。

■備蓄品目

食料品

- ・主 食 品：アルファ米、乾パン、クラッカー、缶詰（パン、おかゆ）等
- ・乳 児 食：粉ミルク、離乳食等
- ・その他食料品：缶詰、レトルト食品、カップ麺等

3. 食料の調達・供給

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき避難所に収容された者
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- ③ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- ④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑤ 災害応急活動従事者^(※)
- ⑥ 食料の流通が麻痺し、食料の調達が不可能となった者^(※)

※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

(2) 需要の把握

物資班は、避難所等の被災者に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。

■需要の把握方法

- ① 避難所での必要量は、避難所管理班が把握する。
- ② 市職員の必要量は職員班が把握する。
- ③ 応援者の必要量は、各担当班が把握し、職員班が一括する。
- ④ 把握した食料の必要量は、物資班に報告する。

(3) 食料の調達

物資班は、報告された必要量に基づき、協定業者に食料を発注する。

なお、協定業者だけでは不足するときは、県、県内市町村、協定市町村に対して食料の供給を要請する。

(4) 政府所有の米穀・乾パンの調達

本部長は、応急用米穀の確保ができないときは、県に米穀の調達を要請することができる。

県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、関東農政局又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年（2006年）6月15日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、確保する。

(5) 食料の輸送

食料の輸送は、原則として食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難なときは、管財班を通じて輸送業者に要請する。

(6) 食料の配給

避難所では、避難所指定職員が避難所運営委員会、ボランティア等の協力により食料を配給する。また、食料が必要な在宅の被災者は、最寄りの避難所等に数量を連絡し、配布時には当該施設で受領するものとする。この場合、在宅の災害時要配慮者については、自主防災会等の協力を得て配布を行う。

4. 災害時における食料集積地

戸田市スポーツセンターを「地域内輸送拠点」として、ここに食料を集積する。地域内輸送拠点を開設した場合、総括班はその所在地や経路等について県に報告する。

5. 炊き出し

(1) 炊き出しの実施

物資班は、炊き出しに使用する調理器具、燃料、食材を準備する。また、炊出班は、学校給食センター等で炊き出しを行い、避難所に配給する。

なお、避難所で炊き出しを実施するときは、自主防災会、自衛隊、ボランティア等と協力して行う。

(2) 県への協力要請

本部長は、多大な被害を受けたことにより市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、埼玉県知事に炊き出し等について協力を要請することができる。

(3) 実施状況報告

本部長は、炊き出し・食料の配分その他食料の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに埼玉県知事に報告する。

6. 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、市は県に請求できる。

第4 生活必需品等供給計画

1. 備蓄物資の供給

地震発生直後は、原則として住民、事業所の備蓄品で対応する。家屋が被災したため必需品等を持ち出せない避難者等には、市の備蓄物資をあてる。

避難所指定職員は、避難者等に備蓄物資を供給する。なお、備蓄物資がない避難所については、物資班が避難所に供給する。

供給に当たっては、被災の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮するものとする。

■備蓄品目

母乳瓶、生理用品、トイレットペーパー、紙おむつ、毛布、肌着、タオル、口腔ケア用品等

2. 物資の確保・供給

(1) 物資供給の対象者

物資供給の対象者は、次のとおりである。本部長は、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■物資供給の対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態になった場合を含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 需要の把握・確保・輸送・配給

物資の必要量の把握・確保・輸送・配給は、食料と同様に行う。

(3) 物資の保管

戸田市スポーツセンターを「地域内輸送拠点」として、ここに物資を保管する。

3. 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

第5 地域内輸送拠点の開設・運営

1. 地域内輸送拠点の開設

物資班は、調達した物資や国、県等からの支援物資を受け入れ、保管・管理するために、戸田市スポーツセンターに地域内輸送拠点を開設する。

2. 必要資器材の調達

物資班は、地域内輸送拠点の運営で使用する資器材を調達する。

3. 支援物資の受入

(1) プッシュ型支援の受入

物資班は、災害発生から3日目以降に到着する国や県からのプッシュ型支援で輸送される支援物資を地域内輸送拠点で受け入れる。

■国からのプッシュ型支援で輸送される支援物資

食料、毛布、育児用調整粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品

(2) プル型支援の受入

物資班は、災害発生から1週間以降に到着する国、県等からのプル型支援で輸送される支援物資や協定締結団体から調達した物資を地域内輸送拠点で受け入れる。

4. 支援物資の管理

物資班は、支援物資において避難所等に輸送されるタイミングや被災者のニーズと一致しない問題が生じやすいことが明らかとなっていることから、効果的な地域内輸送拠点内の物資の在庫管理及び必要量の把握に努める。

5. 支援物資の供給要請

物資班は、協定締結団体に食料、生活必需品等の物資供給を要請する。

協定締結団体からの調達のみでは物資が不足することが想定される場合は、県に物資の供給を要請する。

6. 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

物資班は、被害状況に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報共有体制で避難所の物資情報を確認する。

7. 支援物資の輸送

管財班は、避難所や物資配布場所に物資を輸送するため、災害時車両供給協定等に基づき輸送業者や埼玉県トラック協会等に応援を要請する。

8. 調達する支援物資の配慮

物資班は、災害発生後の時間経過を踏まえて、調達する物資を適宜検討する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第6 物資配布場所の開設・運営

1. 物資配布場所の選定

物資班は、市内の被害状況を踏まえて、在宅避難者等への物資配布場所を選定する。

なお、市有施設（屋内）の使用が困難な場合は、テントを活用して屋外で対応する。

2. 物資配布場所の開設

物資班は、選定した場所に物資配布場所を開設する。

3. 物資配布場所の運営

物資班は、地域内輸送拠点から配送された物資を物資配布場所で受け入れ、在宅避難者等に必要な物資を配布する。

第15節 応急住宅対策計画

第1 計画の方針

災害のため被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理することができない者について、応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施する。

第2 応急住宅の供給

1. 需要の把握

建築班は、災害直後に被害の程度、被災宅地危険度判定、避難者の世帯数等から建設すべき応急仮設住宅の概数を把握する。また、議会対応・広聴班は、被災者相談窓口又は避難所にて、応急仮設住宅入居の申込みを受付ける。

2. 応急仮設住宅の建設

(1) 用地の確保

応急仮設住宅の建設予定地は下記の場所とする。なお、予定地が被災により使用が出来ない場合や、不足する場合、建築班は、応急仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な公有地を選定する。

■応急仮設住宅建設予定地

- 新田公園 (美女木3-1)
- 惣右衛門公園 (筈目1-38)
- 筈目公園 (筈目7-1-1)

(2) 応急仮設住宅の建設

建築班は、県に応急仮設住宅の建設を要請する。建設に当たっては、県、建設業者等と連絡調整を行う。なお、気象条件や災害時要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、玄関・浴槽の段差解消、手すりの設置等を考慮した福祉仮設住宅を設置するよう要請する。

(3) 入居者の選定

① 対象者

応急仮設住宅の対象者は、次の条件に該当する者とする。

■応急仮設住宅の対象者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない被災者

(2) 入居者の選定

建築班は、県から委任を受け、被災者の申込みに基づき、福祉関係職員、民生委員等による協議会を開催し、その意見を参考に入居者を選定する。

選定の結果は、県に報告し、埼玉県知事の決定を受けて入居者に通知する。なお、選考に当たっては災害時要配慮者の優先入居に努める。

また、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、飼育動物の状況等に対する配慮を行い、コミュニティの形成に努める。

(4) 災害時要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅の構造及び仕様について、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に配慮するよう県へ要望する。また、県及び市は、入居に際しても、災害時要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(5) 応急仮設住宅の管理

建築班は、県から委任を受け、入居者の要望等に応じて、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。また、応急仮設住宅の戸数が数十戸以上になる場所には、集会所等を設置する。

3. 公的住宅

(1) 公的住宅の確保

建築班は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅等の空室を確保して供給する。また、県営住宅、都市再生機構・公社等の空室の提供を県に要請する。

(2) 入居者の選定

建築班は、県から依頼を受け、入居者を募集し、被災者の申込みに基づき、応急仮設住宅の対象者の選定と同様に福祉関係職員、民生委員等による協議会の意見を聞き入居者を選定する。

■公的住宅の入居資格（次の各号のすべてに該当する者）

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない被災者

4. 民間賃貸住宅

(1) 民間賃貸住宅の確保

建築班は、住宅を失った被災者に対して、関係団体に対し震災時の協力について働きかけを行い、借り上げ又は斡旋の方法により民間賃貸住宅が提供できるよう、県が民間団体と締結した「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」等に基づき、県と協力し、住宅使用者の募集等を行う。

(2) 入居者の選定

建築班は、被災者の申込みに基づき、公的住宅の対象者の選定と同様に福祉関係職員、民生委員等による協議会の意見を聞き入居者を選定する。

第3 被災住宅の応急修理計画

1. 応急修理の実施

(1) 対象者の選定

災害救助法が適用された場合、次の条件を満たすものを対象として、住宅の応急修理を行う。

建築班は、被害状況、被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定結果等より、応急仮設住宅の対象者の選定と同様に対象者の選考を行い、修理戸数を決定する。

■応急修理の対象者

- ① 住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者
- ② 大規模半壊の被害を受けた者

(2) 修理の範囲

応急修理の範囲は、被災建築物 応急危険度判定及び被災度区分判定を踏まえ、居室、トイレ、炊事場等の日常生活に係るものを対象とした必要最小限度の範囲とする。

(3) 住宅の応急修理

建築班は、被災者相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申込みを受付ける。さらに、住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了するよう、建築業者に委託する。なお、資機(器)材が不足する場合は、県に資機(器)材調達の協力を要請する。

応急修理の結果については、県へ報告する。

2. 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、市は県に請求できる。

第16節 建築物及び公共施設等の応急対策計画

第1 計画の方針

地震により被害を受けた建物の応急危険度判定等を実施し二次災害の防止に努めるとともに、各ライフライン事業者と相互に連携を図り、情報の共有、応急対策並びに二次災害の防止等の活動を迅速に実施するよう要請し、協力する。また、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施工し、その機能の回復を図る。

第2 建築物

1. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、被災度区分判定調査の準備

建築班は、地震により多くの建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあるときは、「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、直ちに被災建築物応急危険度判定を実施する。

また、応急・救出班は地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止するため、「埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定を実施する。

さらに、上記の危険度判定を終了した後、調査班は災証明書発行のため、住家被害認定調査を実施する。

なお、短期に判定が終了することが困難なときは、県、近隣市町村、建築関係団体の協力を得て実施する。

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

災害対策本部長は、被害情報等から被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の要否の判断をする。

建築班は、判定を実施する場合は、県に連絡し災害対策本部内に応急危険度判定実施本部を設置する。また、判定実施及びこれに関する情報を被災者に広報する。

■応急危険度判定実施本部の業務

- ① 判定拠点の設置
- ② 判定士の参集要請
- ③ 判定士の受入
- ④ 判定の実施
- ⑤ 判定結果の集計、報告
- ⑥ 実施本部、判定拠点の解散

(2) 判定の準備

建築班、応急・救出班、調査班は、判定士の確保等の必要な準備を行う。

■危険度判定の準備事項

- ① 県を通じた応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、判定コーディネーターの動員の要請
- ② 県を通じた判定ステッカー、マニュアル等資機(器)材の確保の要請
- ③ 判定実施計画の策定
- ④ 判定士等の輸送、宿泊所の手配
- ⑤ 判定実施チーム及び班の編成
- ⑥ 判定士に対するガイダンス 等

2. 危険度判定の実施

建築班、応急・救出班、調査班は、被災建築物応急危険度判定調査及び被災宅地危険度判定調査、被災度区分判定調査を、概ね次のように行う。

■危険度判定の方法

- ① 被災建築物応急危険度判定では、地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定する。
- ② 被災宅地危険度判定では、擁壁、地盤、のり面、排水施設を中心として、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、宅地の二次災害の危険性を判定する。
- ③ 被災度区分判定調査では、地震により被災した建築物を対象に、沈下、傾斜及び構造躯体の損傷状況等、主として構造躯体に見られる損傷状況から被災建築物に残存する耐震性能を推定し、その被災度を区分する。
- ④ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の結果は、「危険」（赤色）、「要注意」（黄色）、「調査済」（緑色）に区分し、建築物等の見やすい箇所に判定結果を色紙で表示する。

3. 応急措置

建築物等所有者は、応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物等に対して適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

なお、判定を受けた建築物等の所有者への対応として、判定結果に対する相談窓口を設置するとともに、建築関係団体等の協力を得て被災度区分判定実施の指導、応急復旧の相談に応じる。

第3 ライフライン施設

1. 電 気

(1) 電力停止時の代替措置

東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は、電力施設に被害が発生した場合、次のような措置をとる。

■電力停止時の代替措置

- ① 公共機関、指定緊急避難場所・指定避難所、その他重要施設に対し、発電車・応急ケーブル等の活用により応急送電を行う。
- ② 停電が長期にわたる場合は、治安確保の面から、道路上に投光器等の仮設置を行う。

(2) 応急復旧対策

東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は、被災状況や復旧の難易を勘案して、人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、人心の安定に関する重要施設等を原則的に優先して復旧を行う。

(3) 災害時における広報

東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を住民等に十分PRする。

■災害時における広報宣伝事項

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社に通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- ⑤ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ 警戒宣言が発せられた場合は不必要的電気器具のコンセントを抜くこと。
- ⑦ 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- ⑧ その他事故防止のため留意すべき事項。

2. ガス

東京ガス及び一般社団法人埼玉県エルピーガス協会は、ガス施設の被災による二次災害の防止、並びに速やかな応急復旧によりライフラインとしての機能を維持する。

(1) エルピーガスの場合

一般社団法人埼玉県エルピーガス協会は、広報連絡者による注意喚起を促すとともに、応急復旧用工作車両等によりガス漏洩検査を行い、状況に応じた適切な措置を講ずる。

(2) 都市ガスの場合

① 応急復旧の実施

東京ガスは、大地震発生後は直ちに二次災害防止のため次の措置をとる。

■ガス施設の応急措置

- (ア) 官公庁、報道機関、社内事業所等から被災状況等の情報収集
- (イ) ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的（ブロック別）遮断
- (ウ) 供給停止ブロックの中圧管内のガスの放散操作の実施
- (エ) 供給継続地区の保安確保
- (オ) 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- (カ) その他、状況に応じた適切な措置

② 応急復旧対策

東京ガスは、次のように応急復旧対策を実施する。

■ガス施設の応急復旧対策

- (ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各防災機関、住民の協力のもとに需要家の安全を第一に考えた上で、可能な限り速やかにガスの供給を再開する。
- (イ) 復旧司令班を組織し、復旧計画を作成し、中圧管・低圧管とも被災状況に応じた復旧に取り組む。なお、社会的優先度の高い施設の優先復旧を考慮する。
- (ウ) 供給停止地域については、供給再開に当たって最適となるブロックを設置し、設備・装置修繕の終了したブロックから速やかにガス供給再開を行う。
- (エ) 復旧措置に関して、付近住民、関係機関等への広報活動を積極的に行う。
- (オ) その他状況に応じた適切な措置を行う。

3. 上水道

(1) 作業体制の確保

水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生したときは、県及び他水道事業者に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧対策

水道班は、被害状況を調査し復旧計画を作成し、応急復旧作業を実施する。復旧作業は、市指定給水装置工事事業者等に協力を要請する。

復旧作業は、原則として浄水場に近い配水管路から行うものとするが、作業の難易及び復旧資機(器)材の調達状況を考慮し、緊急性に応じて実施する。

なお、救護所、医療施設、社会福祉施設、避難所の施設等については、優先的に作業を行う。

(3) 応急復旧資機(器)材の確保

水道班は、市指定給水装置工事事業者等に資機(器)材の確保を要請する。市で応急復旧資機(器)材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

(4) 住民への広報

水道班は、断水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

(5) 現地作業調整会議の開催

水道班は、事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、必要に応じて現地作業調整会議を開催することで、迅速な復旧活動を図る。

4. 下水道

(1) 作業体制の確保

下水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、下水道班のみでは作業が困難な場合は、県及び県外の自治体等に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧対策

下水道班は、次の通り応急復旧作業を実施する。

■下水道施設の応急復旧対策

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② ポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

(3) 住民への広報

下水道班は、総括班を通じ、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

(4) 現地作業調整会議の開催

下水道班は、事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、必要に応じて現地作業調整会議を開催することで、迅速な復旧活動を図る。

5. 電気通信設備

(1) 電話等電気通信設備停止時の応急措置

電話等電気通信設備に被害が発生した場合は、次の応急措置を実施する。

■電話等電気通信設備の応急措置

① 重要通信の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の処置を講ずる。

② 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

③ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。

④ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（web171）の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(2) 応急復旧の実施

東日本電信電話株式会社 埼玉事業部は、次のように応急復旧対策に取り組む。

■電話等電気通信設備の応急復旧対策

① 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

② 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

(3) 災害時における広報

災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

通信の疎通、利用制限の措置状況、被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

そのため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報、ホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

第4 交通施設等

1. 道路・橋梁

道路班、土地区画班は、市域の道路、橋梁被害及び道路上の障害物の状況を調査し、各道路管理者に報告する。

通行に危険な箇所については、蕨警察署と連携して通行止め等の措置をとる。緊急輸送路及び応急復旧活動において重要な路線については、建設業協会等に要請して応急復旧作業を行う。

2. 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、地震災害対策本部を設置して、人命救助、災害応急対策及び復旧に対処する。

(1) 運転規制

- ① 地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおりである。
 - ア) 12 カイン以上の場合は、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。
 - イ) 6 カイン以上 12 カイン未満の場合は、25km/h 以下の徐行運転を行い施設の点検後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。
 - ウ) 6 カイン未満の場合は、特に運転規制を行わない。

※カインとは、地震動の大きさを「速度」の単位で表したもの。

(2) 運転方法

列車の運転方法は、概ね次の方法により実施する。

- ①迂回又は折り返し運転
- ②バス代行又は徒歩連絡
- ③臨時列車の特発

第5 その他公共施設

1. 不特定多数の人が利用する公共施設

(1) 災害発生時の措置

各施設管理者は、施設利用者等をあらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期するとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

(2) 復旧対策

災害時における応急工事を迅速に行うため、施設ごとに復旧計画を作成し、要員の確保、動員の体制及び必要資機(器)材等の調達を行い早急に再開する。

2. 医療救護活動施設

各施設管理者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

3. 社会福祉施設

各施設管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第17節 障害物除去計画

第1 計画の方針

災害に際して、倒壊家屋や倒木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

第2 障害物の除去

1. 道路・河川関係障害物の除去

(1) 道路上の障害物の除去

道路班、応急・救出班、土地区画班は、市管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。

なお、障害物の除去に当たっては、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するとともに、埼玉県建設業協会、戸田市建設業協会等と連携し障害物除去の対応を図る。

(2) 河川関係障害物の除去

河川班、応急・救出班は、市管理の河川、排水路等の巡視を行うとともに、埼玉県建設業協会、戸田市建設業協会等と連携し、災害によって発生した障害物を除去する。

(3) 国・県管理施設の障害物の除去

国及び県が管理する道路又は河川等の施設に障害物が堆積し、通行不能や機能障害が生じている場合は、直ちにこの旨を道路又は河川管理者に通報し、これらの除去を要請する。

2. 空家等の除去

応急・救出班、建築班、土地区画班は、埼玉県建設業協会、戸田市建設業協会と連携し、適切な管理のなされていない空家等において、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置が必要な場合、外壁等の飛散のおそれのある部分、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去を行う。

3. 住宅関係障害物の除去

応急・救出班、建築班、土地区画班は、埼玉県建設業協会、戸田市建設業協会と連携し、住居又はその周辺に倒壊した家屋、工作物、樹木等で日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を作業員あるいは技術者を動員して除去する。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■障害物除去の対象者

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住家の被害程度が半壊の者
- ③ 自らの資力を持ってしては障害物の除去ができない者

4. 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

第18節 文教対策計画

第1 計画の方針

小中学校、保育園、幼稚園、学童保育室の応急対策等を講じ、児童・生徒等の生命及び身体の安全並びに保育・教育活動の確保について万全な対策を実施する。また、施設・設備の被災により、通常の教育が実施できない場合には文教対策を実施する。

第2 応急教育・応急保育

1. 発災時の対応

(1) 児童・生徒の安全確保

① 安全の確保

学校長は、地震被害（震度）の状況に応じて、学校防災マニュアルに則り、学校教育班等と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を講ずる。

学校長は、地震発生直後、必要に応じ、緊急避難等の措置をとり、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を適切な場所に保護する。なお、ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防部等と連携の上、校外の安全な避難所に避難誘導をする。

学校長は、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、教職員の状況を含めて教育総務班に報告する。

② 帰宅措置

児童・生徒の帰宅に当たっては、状況に応じて、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置、又は一斉メール等による連絡・個別連絡により、学校で保護者等に児童の引渡しを行い、帰宅させる。

保護者等が帰宅困難となり、引渡しができない場合は、学校にて一時保護する。

③ 児童・生徒の安否確認

地震が夜間・休日等に発生した場合、学校長は、児童・生徒、教職員の安否の確認を行い、学校教育班へ報告を行う。

(2) 園児・児童等の安全確保

① 安全の確保

保育園、幼稚園及び学童保育室は、地震被害（震度）の状況に応じて、臨時休園等の適切な措置を講ずる。

保育園長及び幼稚園長は、地震発生直後、必要に応じ、緊急避難等の措置をとり、安全確認ができるまでの間、園児・児童を適切な場所に保護する。なお、ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防部等と連携の上、園外の安全な避難所に避難誘導をする。

保育園長及び幼稚園長は、施設設備の被害状況を把握し、園児・児童、職員の状況を含めて保育班に報告する。

また、保育班は、学童保育室の被害状況及び学童の安否について確認を行う。

② 帰宅措置

園児・児童の帰宅に当たっては、電話等の連絡により確実に保護者等へ引渡しができる場合、保護者等に園児・児童の引渡しを行い、帰宅させる。

保護者等が帰宅困難となり、引渡しができない場合は、保育施設等にて一時保護する。

③ 園児の安否確認

地震が夜間・休日等に発生した場合、保育園長及び幼稚園長は園児、職員の安否の確認を行い、保育班へ報告を行う。

(3) 避難所開設への協力

学校教育班は、災害発生直後に体育館等の開錠、避難者の受入等、避難所の開設及び可能な限り避難所の運営を学校長に要請する。

学校長は、学校教育班の要請により、地震発生直後に体育館の開錠、避難者の受入等、避難所の開設に協力する。

また、避難生活時には、避難所指定職員と使用する学校施設、教職員の役割等を協議し、可能な限り避難所の運営に協力する。

2. 応急教育・応急保育

(1) 応急教育活動

① 休校等の措置

学校長は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育総務班及び学校教育班に報告し、休校等の措置をとる。

② 場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、教育総務班及び学校教育班と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。

■応急教育の場所

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	(ア) 被害を免れた学校内施設
校舎の全体が被害を受けた場合	(ア) 福祉センター等の公共施設 (イ) 隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	(ア) 最も近い被災のない地域の学校、公共施設 (イ) 応急仮設校舎の設置

③ 応急教育の準備

学校教育班及び学校長は、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編制の組

み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

④ 応急教育の要領活動

学校教育班は、応急教育において実施する指導内容、教育内容について特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	(ア) 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 (イ) 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、カウンセリング、電話相談等により、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

⑤ 衛生・保健活動

学校内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。校長は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。また、児童・生徒の衛生指導等が必要な場合は、防疫清掃班に要請する。

⑥ 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまで原則として行わない。

学校が住民の避難所として使用される。その場合は、学校給食施設・設備を被災者用炊き出しに利用する事が予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。

⑦ 学用品の支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を支給する。

学校教育班は、校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については、被害状況別、学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具、学用品は、市内の業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

ただし、市において調達することが困難と認めたときは、県に調達を依頼し、市に供給することができる。

■教材、学用品等の支給対象者

- ① 就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）
- ② 就学上支障のある中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）
- ③ 就学上支障のある高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）

(2) 応急保育活動

保育園長及び幼稚園長は、施設の被害状況を把握し復旧に努める。

保育班は、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時の保育所を設け保育を実施する。また、状況に応じて、避難所での応急保育も検討する。

なお、災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、保育の実施の手続きを省略し、一時的保育を行うよう努める。

3. 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

第3 社会教育施設等の対策

1. 社会教育施設の応急措置

各施設管理者等は、災害によって建物等に被害が発生又は発生するおそれがある場合、利用者の避難誘導措置をとり、安全の確保に努める。

各施設管理者は調査班と連携し、被災した所管施設の補強・修理等の応急措置を行う。

2. 文化財に対する措置

学校教育班及び図書館・郷土博物館班は、文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、文化財防災ウィール（文化庁のマニュアル）等に基づき必要な措置を講ずる。

第19節 緊急輸送計画

第1 計画の方針

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害対策要員の移送、応急対策資機(器材)、生活必需品等の迅速確実な輸送を実施するための対策について定める。

第2 輸送対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資	① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品

第3 陸上輸送

1. 輸送路の確保

(1) 道路・橋梁の被害状況の把握及び伝達

道路班、土地区画班は、市域の緊急輸送路を中心とした道路、橋梁の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、各道路管理者及び県に報告する。

(2) 緊急輸送道路の応急復旧作業

① 作業順位の決定

道路班、交通班、土地区画班は、通行に危険な箇所については、蕨警察署と連携して通行止め等の措置をとる。緊急輸送道路及び応急復旧活動において重要な路線については、緊急性を考慮し、県危機管理部及び警察本部と調整の上、応急復旧順位を決定する。

なお、効率的な応急復旧のために、警察本部、埼玉県建設業協会と次の事項について、事前協議を行う。

■事前協議事項

- 復旧区間
- 復旧車線数
- 復旧作業の相互応援
- 協力建設会社との連携

② 応急復旧作業

道路班は、市管理の道路において避難、救出、物資の緊急輸送、ライフラインの復旧作業等に必要な路線は、優先度を決めて障害物を除去する。また、市道以外の道路の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関、占用工作物管理者等の協力を得て行い交通確保に努める。

特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。

また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。

③ 応急復旧状況の広報

効率的な緊急輸送を行うために、応急復旧、交通規制、交通量等の状況を情報収集し、緊急交通路（緊急輸送道路）に関する情報伝達窓口を設置し、緊急輸送を実施している主体からの問合せ等に対して、的確な情報伝達を行う。

総括班は、防災行政無線（固定系）、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Lアラート（災害情報共有システム）等にて、住民等へ交通規制の状況等を広報する。

2. 輸送手段の確保

(1) 車両の確保・管理

管財班は、地震直後は市有車両の状況を把握し、救出活動や負傷者の搬送等に利用できるよう配車を行う。応急活動期において、物資等の輸送する場合は、災害時車両供給協定等に基づき輸送業者や埼玉県トラック協会等に応援を要請する。

また、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

(2) 燃料の確保

管財班は、市有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を市内の燃料販売業者から調達する。

(3) 緊急通行車両の確認

① 緊急通行車両等の要件

大規模地震の発生時に通行止め等の措置をした場合、一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両を優先して通行させる。緊急通行車両は、次の事項に該当するものとする。

■緊急通行車両等の要件

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- (ウ) 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- (エ) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関するもの
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
- (ク) 緊急輸送に関するもの
- (ケ) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

② 車両の確認手続き

交通班は、埼玉県知事又は公安委員会に対し、緊急通行車両の確認を求め、標章及び証明書の交付を受ける。

■緊急通行車両等の確認手続き

交付場所	警察本部、蕨警察署、検問所、県危機管理防災部、県民センター
(ア)	災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定され、事前に「緊急通行車両等事前届出書」（資料編 6. 様式・書式 6-8 頁）により届出を行い、「緊急通行車両等事前届出済書」（資料編 6. 様式・書式 6-8 頁）を交付されている車両の使用者は、埼玉県知事又は公安委員会に対し、「緊急通行車両等事前届出済書」を提出する。
(イ)	上記の事前届出を行っていない車両の使用者は、埼玉県知事又は公安委員会に対し、「緊急通行車両等確認申請書」（資料編 6. 様式・書式 6-9 頁）により、当該車両が災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。
(ウ)	前項までの手続きにより緊急通行車両の確認が行われたとき、埼玉県知事又は公安委員会により、当該車両の使用者に対し、緊急通行車両標章（資料編 6. 様式・書式 6-10 頁）及び確認証明書が交付される。
(エ)	交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

第4 その他の輸送の確保

1. ヘリコプターによる輸送

総括班は、重傷者や医薬品等の緊急物資を輸送するために、県、自衛隊等にヘリコプターによる輸送を要請する。

要請した場合、総括班は、警防班と連携し、戸田市スポーツセンター、彩湖・道満グリーンパーク等にヘリコプター飛行場外離着陸場を開設し対応に当たる。

2. 船舶による輸送

道路の被災、渋滞等により、食料や生活必需品、応急復旧用資機(器)材等の輸送が困難な場合、河川班は緊急船着場を開設し、車両の経路、駐車スペース、物資集積場所を確保し表示する。

管財班は、県及び船舶業者に物資等の輸送を要請するとともに、緊急船着場からの輸送支援に当たる。なお、緊急船着場は、「荒川下流防災施設活用計画」に基づいて運用する。

■輸送方法及び対象

ヘリコプター	① 重傷者 ② 医薬品・医療用資機(器)材 ③ その他緊急物資
船 舶	① 食料 ② 生活必需品 ③ 応急対策要員 ④ 応急復旧用資機(器)材 等

3. 輸送環境の確保

交通班は、蕨警察署に要請して緊急輸送道路からヘリコプター飛行場外離着陸場及び緊急船着場までの道路を緊急車両専用とし、緊急車両の通行を確保する。

第5 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

第20節 要員確保計画

第1 計画の方針

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

また、遠隔地において災害が発生し、県及び他市町村からボランティア派遣の要請があった場合、災害ボランティアの募集及び派遣支援を行う。

第2 要員の確保

1. 要員の確保

職員班は、各対策部及び対策班と調整の上、災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給に万全を期す。

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の応急救助に対して、必要最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

■労務供給による救助作業の種類

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 被災者の避難 | ② 医療及び助産における移送 |
| ③ 被災者の救出 | ④ 飲料水の供給 |
| ⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送 | ⑥ 遺体の捜索 |
| ⑦ 遺体の処理 | ⑧ 緊急輸送路の確保 |

2. 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための人員費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において市が県に請求できる。

第3 被災地へのボランティア派遣支援

1. 被災地へのボランティアの派遣

遠隔地等において甚大な震災が発生し、被災地よりボランティア派遣の要請があった場合には、福祉班は、戸田市社会福祉協議会と連携して受付窓口を設置し、災害ボランティアの募集を行うとともに、派遣先の自治体や災害ボランティアセンターとの調整を行うなど、災害ボランティア派遣の支援を行う。

2. 派遣ボランティアへの支援

統括班は、被災地の支援に向かう災害ボランティアに対し、被災地による有料道路の料金免除措置等の支援施策が施行されている場合、災害派遣等従事車両証明書を発行するなど、活動の支援を行う。

第21節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 計画の方針

災害に際して人命又は財産の保護を図るため必要があると認める場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する。

第2 災害派遣要請依頼

1. 派遣要請依頼の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、埼玉県知事に対して次の要請事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、埼玉県知事に依頼するいとまがないと認められるとき、若しくは通信の途絶等で埼玉県知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを行う。

総括班は、これらの自衛隊への災害派遣要請依頼の手続きを行う。

■災害派遣要請依頼手続き

埼玉県 危機管理防災部 危機管理課	
(勤務時間内：危機管理課危機管理担当)	(勤務時間外：危機管理防災部当直)
提出（連絡）先	電 話 048(830)8131 ファクシミリ 048(830)8129 県防災行政無線 6-8131
部 数	文書3部
連絡方法	緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付
要請事項	① 災害の情況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となる事項

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名等 (駐屯地名)	連絡責任者・電話番号	
	時 間 内	時 間 外
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (さいたま市)	第3科長 048-663-4241 内線436～439	部隊当直司令 048-663-4241 内線402

2. 派遣活動

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

■自衛隊の活動内容

要請依頼の範囲	活動内容
① 被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
② 避難の援助	避難者の誘導、搬送等
③ 被災者等の捜索、救助	死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適當な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
④ 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積込み及び運搬
⑤ 消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響すると考えられる場合）
⑦ 診察、防疫、病虫害防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は、市が準備）
⑧ 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
⑨ 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適當な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
⑩ 炊飯及び給水の支援	緊急を要し他に適當な手段がない場合
⑪ 救難物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」による。（ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）
⑫ 交通規制の支援	自衛隊車両の交通がふくそうする地点における車両を対象とする。
⑬ 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
⑭ 予防派遣	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適當な手段がない場合
⑮ その他	埼玉県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

第3 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、埼玉県知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣する。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- ② 災害に際し、埼玉県知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合。
- ④ その他、上記に準じ、特に緊急を要し、埼玉県知事等からの要請を待ついとまないと認められる場合。

第4 派遣部隊の受入

1. 自衛隊の受入

総括班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機(器)材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、作業部隊が到着後は、県に作業概要等を報告する。

■自衛隊の受入

項目	内容
部隊到着前	作業計画の作成 ① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要資機(器)材 ③ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
	資機(器)材の準備 必要な資機(器)材の確保に努める。
	連絡窓口 ① 連絡職員の指名。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
	宿営地の準備 宿営地は、彩湖・道満グリーンパーク又は北部公園等とし、設備等の準備をする。（事務所、宿舎、炊事場、駐車場、ヘリコプター飛行場外離着陸場）
到着後	打ち合わせ 作業が他応援機関と重複しないよう派遣部隊指揮官と効率的な方法について協議する。
	現場への案内 各担当班が応援現場へ案内する。

2. ヘリコプターの受入

総括班は、ヘリコプター飛行場外離着陸場予定地に、自衛隊と協力してヘリコプター飛行場外離着陸場を開設する。この場合、土地の所有者又は管理者と調整する。

■ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧

名 称	所在地
戸田市スポーツセンター	大字新曾 1286
彩湖・道満グリーンパーク	大字重瀬 745 他
戸田公園高規格堤防	戸田公園4494-1

3. 費用の負担区分

自衛隊の救助活動に要した費用は、原則として市が負担する。その他必要な費用については、自衛隊と協議して決定する。

■市が負担する費用

- ① 資機(器)材等の購入費、借上料及び修繕費（自衛隊装備を除く）
- ② 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 救助活動実施の際に生じた損害の補償（自衛隊装備を除く）
- ⑤ その他救援活動の実施に要する費用で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする

第5 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、埼玉県知事及び派遣部隊の長と協議のうえ、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

第22節 環境衛生整備計画

第1 計画の方針

被災地におけるごみの収集及びし尿処分等の清掃業務、がれき処理を適切に行うため、環境衛生の対策を実施する。また、災害地域に発生する感染症の流行等の予防、対策を実施する。さらに、動物愛護の対策を実施する。

第2 し尿の処理

1. 下水道機能の活用

下水道施設に被害がない場合は、生活用水の確保により、下水道機能を活用する。また、下水道施設の復旧が数日以上かかる場合は、速やかに仮設トイレ等を使用する。

なお、仮設トイレ等に貯留されたし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。

■下水道機能の活用

指定避難所・ 指定緊急避難場所	被災後、断水した場合には、学校のプール、非常災害用井戸、耐震性貯水槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。なお、水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を用意する。
事業所・家庭等	ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域においては、非常災害用井戸等によって生活用水を確保して下水道機能の活用を図る。

2. 仮設トイレ等の設置

(1) 仮設トイレの確保

防疫清掃班は、上水道・下水道等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、断水地域の人口、被災者数等により、必要な仮設トイレ数を把握する。仮設トイレは、近隣の被害の軽微な市町村、協定を締結した市町村等から組立要員を含めて要請する。

仮設トイレ等の確保が困難な場合は、県に要請を行い、斡旋を受ける。

(2) 仮設トイレ等の設置

防疫清掃班は、断水地区の避難所、公園等に仮設トイレ、マンホールトイレを設置する。また、設置に当たっては、高齢者や障がい者専用トイレ、女性専用トイレ等、使用方法や防犯などに配慮する。また、設置場所の管理者及び自主防災会等の住民に対して、日常の清掃管理等を要請する。

3. し尿の収集・処理

防疫清掃班は、仮設トイレ等の使用状況を把握し、収集計画を作成する。し尿の収集は、衛生業者に要請する。

4. 撤去

上水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、防疫清掃班は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

第3 清掃

1. 生活ごみの処理

(1) 廃棄物処理施設の被害状況の確認

防疫清掃班は、蕨戸田衛生センターの被害状況及び応急復旧の見通しについて確認する。

(2) 収集・処理の実施

防疫清掃班は、災害発生後の道路交通の状況等を勘案しつつ、避難所の開設、収集車の配車等の状況から速やかに生活ごみの収集体制を整え、ごみの収集、処理を行う。

また、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図るとともに、遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努め、衛生向上を図る。

なお、防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等の腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

(3) 収集の広報

防疫清掃班は、災害広報紙、報道機関等を通じ、収集計画等を広報するとともに、可能な限り分別するよう住民に呼びかけるなど、ごみ捨てのルールを守るように協力を呼びかける。

(4) 仮置場の確保

防疫清掃班は、道路交通の遮断、渋滞による収集の遅れや処理施設の被災により機能が低下したときは、仮置場を確保する。仮置場は災害規模にもよるが、周辺環境に配慮した場所とする。

(5) 避難所におけるごみ対策

避難所では、一般廃棄物と同じように分別を行い収集する。また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等一時に大量発生するものについては、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理する。

2. がれきの処理

(1) 処理方針の決定

大震災によって発生したがれき等廃棄物の処理は、原則として事業所等自身で処理が可能な場合は、産業廃棄物として事業者・管理者が処理する。その他、個人住宅等の建築物廃材については市が処理する。処理の方針は、国、県、市町村等による「災害廃棄物処理推進協議会」により、

搬送ルート、仮置場、最終処分場等について決定される。

防疫清掃班は、関係機関と協力し、焼失家屋等の焼け残り、倒壊及び解体により発生する廃木材やコンクリート等のがれき処理に必要となる情報を把握し、がれき処理計画を策定する。

(2) 処理方法

防疫清掃班は、処理方針に基づき、廃棄物処理業者との調整により、次のように実施する。

■がれきの処理方法

臨時集積地への仮置き	<ul style="list-style-type: none"> ○多量のがれきが発生した場合は、公用地等の臨時集積地に一時的に仮置きするとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。 ○臨時集積地への搬入協力を市内の廃棄物処理業者、土木建築業者等に要請する。市内業者で対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。 ○仮置場への搬入の際、材料別に分別する。 ○決定した処理方針によって適正処理、リサイクルを図る。また、アスベスト等有害な廃棄物は、適正な処理を行うよう注意する。
がれき処理対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○がれきの撤去は個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・県等の倒壊建物の解体処理等特例措置も含め、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
県への報告	<ul style="list-style-type: none"> ○県へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及びがれき発生量の報告をする。

(3) 災害ボランティアセンターへの要請

防疫清掃班は、必要に応じて、被災家屋の片付け、災害廃棄物等の搬出等を実施するボランティアによる支援について、福祉班を通じて災害ボランティアセンターに要請する。

なお、ボランティア、NPO団体の支援を受ける場合、あらかじめ戸田市社会福祉協議会、NPO団体と作業実施地区、作業内容等を確認する。

その後、戸田市社会福祉協議会にボランティアによる災害廃棄物等の搬出等を要請する。

3. 不法投棄の監視

防疫清掃班は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

4. 廃棄物のリサイクル

応急活動後、市及び県は、がれきの処理・処分の進捗状況をふまえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

5. 損壊家屋の解体

防疫清掃班は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連

携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請する。

第4 防疫活動

1. 防疫チームの編成

防疫清掃班は、市職員による防疫チームを編成し、防疫活動を指導・実施する。被災状況によっては、県及び自衛隊に応援を要請する。

■防疫チームの構成と役割

① 消毒指導係	被災地の消毒
② 清潔指導係	避難所の衛生管理
③ そ族駆除係	被災地の消毒、そ族等の駆除

2. 防疫用資機(器)材・薬剤の調達

防疫用資機(器)材・薬剤は、市備蓄品を使用する。不足する場合は、薬剤販売業者から調達する。

3. 消毒、そ族の駆除

防疫チームは、次の地域の消毒を行う。また、防疫清掃班は、自主防災会を通じて薬剤を配布する。

■防疫対象地域

- ① 水道管被害、液状化被害等によって浸水した区域
- ② 感染症患者が多く発生している地域
- ③ 避難所
- ④ その他衛生状況が良好でない地域

第5 検病調査・健康診断

1. 検病調査チームの編成

援護班（福祉保健センター）、医療班は、南部保健所と連携して検病調査チームを編成する。検病調査チームが不足する場合は、蕨戸田市医師会に編成を要請する。

2. 検病調査・健康診断等の実施

検病調査チームは、避難所等にて、健康診断及び検病調査を実施する。感染症等の発生のおそれのあるときは、県の指示により予防接種を実施する。

3. 感染症患者の収容

援護班（福祉保健センター）、医療班は、感染症患者又は病原菌保菌者が発生したときは、南部保健所へ報告する。

南部保健所は、感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置をとる。

第6 避難所における衛生管理

1. 衛生指導

防疫清掃班は、避難所運営委員会、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。物資班は、石けん、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

■避難所の衛生指導

- ① トイレの清掃・消毒
- ② 避難所居住スペースの清掃
- ③ ごみ置き場の清掃・消毒
- ④ 手洗い、うがいの励行

2. 食中毒等の予防

防疫チームは、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

第7 動物の保護及び飼養

1. 被災地域における動物の保護

防疫清掃班は、所有者不明の動物、負傷動物等を県の方針に基づいて動物指導センター、南部保健所等と連携して保護し、動物保護施設等へ搬送する。

2. 避難所における動物の適正な飼養

防疫清掃班は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難所での飼育動物の対策は以下を基本として、各避難所で詳細を定める。

■飼育動物の基本方針

- ① 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- ② 飼料、水、ケージ（小動物の場合）、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- ③ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。
- ④ 危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。
- ⑤ 飼育場所は居住スペースとは別のスペースを確保する。
- ⑥ 動物の飼育場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。

3. 死亡動物の処理

防疫清掃班は、死亡した動物について、南部保健所の指導等により適切に処理する。

第23節 応援受入計画

第1 計画の方針

市は地方公共団体からの応援の受入を行うため、県との連携を図り、応援の受入体制を確立する。

また、市内外からボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受入れるため、市及び戸田市社会福祉協議会は日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県社会福祉協議会等と連携を図り、ボランティア活動に関する情報提供や活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

第2 地方公共団体からの応援受入

1. 受入体制の確立

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、市は、県と連携し体制を確立する。

(1) 応援体制の種類

- ① 全国市長会からの応援
- ② 関東知事会からの応援
- ③ 九都県市からの応援
- ④ 他の都道府県又は市町村からの応援

(2) 応援活動の種類と機関

- ① 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- ② 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ③ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、被災建築物応急危険度判定等）
- ④ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助））

2. 受入体制の整備

(1) 受入窓口の設置

職員班は、市に派遣された応援職員等を受け付けるための受入窓口を設置する。

(2) 宿泊場所の確保

職員班は、市有施設の被害状況や災害対策での利用状況を踏まえて、応援職員の宿泊場所として市有施設を確保する。

また、市有施設の確保が困難な場合は、公園等の施設を応援職員の宿泊場所として確保する。

(3) 必要物資の確保

職員班は、市内や周辺区域での物資の販売状況を踏まえ、応援職員自身による食料や生活必需品の確保が困難な場合、物資班から応援職員分の物資を調達する。

(4) 相談窓口の設置

職員班は、応援職員が業務や生活面での相談が可能な相談窓口を設置する。

(5) 感染症を踏まえた空間の確保

他の地方公共団体の職員を受け入れる各班は、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫、テレビ会議の活用などの他の地方公共団体の職員等が使用する執務スペースの適切な空間を確保する。

3. 応援要請及び受入への対応

(1) 県との調整

職員班は、被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、県に対して応援の必要性を伝達する。

(2) 県職員等の受入れ

職員班は、県職員等の受入れにあたり、必要となる執務スペースを確保し、受入環境を準備する。

(3) 必要人数等の把握

職員班は、各受援対象業務の受援担当者から応援側に求める業務内容等と必要人数を収集し、整理する。

(4) 応援職員等の派遣要請

職員班は、災害対策本部長の承認を得て、県、協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、各受援対象業務の受援担当者が要請を行う場合、職員班と情報共有を図る。

(5) 災害マネジメント総括支援員等の派遣要請

職員班は、総括班から依頼を受け、災害マネジメント総括支援員を含めた総括支援チームの派遣を要請する。

(6) 応援職員等の受入れ

各受援対象業務の受援担当者は、受援シートで定めている執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。

なお、応援職員等が到着した際に被災地の状況や業務内容等を説明するとともに、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設ける。

(7) 応援職員等の状況把握

各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

(8) 引継ぎ状況の把握

各業務の受援担当者は、応援職員が交代の際に実施する引継ぎが適切に実施されているか把握し、必要に応じて、新たに派遣した応援職員に対して情報共有を行う。

(9) 追加の派遣要請

職員班は、各業務の受援担当者から現在の進捗状況を確認して、派遣期間終了時期を延長する必要がある場合、災害対策本部長の承認を得て、県、協定締結団体等に応援職員等の派遣を再度要請する。

(10) 応援職員等の撤収調整

各受援対象業務の受援担当者は、業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議する。

また、相互の了解のもとで応援の終了時期を決定し、職員班に報告する。

4. 費用の清算等

職員班は、県や応援職員等の派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

5. 協定締結団体以外の自治体等からの応援受入れ

職員班は、協定締結団体以外の自治体や団体から応援の申し出を受けた場合、各班の受援担当者と調整のうえ、応援の受入れを決定する。

第3 ボランティアの応援受入

1. ボランティア受入窓口の設置

福祉班は、戸田市社会福祉協議会と連携し、戸田市ボランティア・市民活動支援センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

災害ボランティアセンターは、戸田市社会福祉協議会が主体となって運営するものとし、福祉班と連携し活動計画を定める。

また、ボランティア団体等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

■災害ボランティアセンターにおける活動

- ① 被災者ニーズの把握
- ② ボランティアの振り分け
- ③ ボランティア活動用資機(器)材、物資等の確保
- ④ 一般参加ボランティアの受付
- ⑤ ボランティア団体への要請
- ⑥ 災害対策本部との調整
- ⑦ 県災害ボランティア支援センターへの要請

2. ボランティアへの協力要請

福祉班は、戸田市社会福祉協議会と連携し、各種応急対策活動に必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する。ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティア支援センターにボランティア募集の協力を要請する。また、広報紙、ホームページ等を活用して一般ボランティアの参加を募る。

3. 災害救助法が適用された場合の費用等

ボランティア活動と救助の調整事務を災害ボランティアセンターに委託する場合、当該事務に必要な人件費及び旅費は、災害救助法の国庫負担の対象として請求する。

第4 ボランティアの活動

1. ボランティアとの連携

(1) 災害ボランティアセンターとの連携

福祉班は、戸田市社会福祉協議会と連携し、災害対策本部における各種応急対策の実施に当たり、ボランティア活動との連絡調整、情報提供を行うとともに、災害ボランティアセンターの活動に必要な情報の収集や資機(器)材等の確保に努める。

(2) ボランティア活動の要請

福祉班は、災害対策本部による各種応急対策と調整を図り、各種応急対策活動に必要とするボランティアの種類、人数を調査し、災害ボランティアセンターに対して必要なボランティアの職種、必要人数、活動場所等を伝え、派遣を要請する。

■ボランティアの活動分野

区分	活動内容
専門ボランティア	① 医療看護（医師、歯科技師、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護福祉士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士） ⑧ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
一般ボランティア	① 救援物資の整理、仕分け、配分 ② 避難所の運営補助 ③ 清掃、防疫 ④ 災害時要配慮者等の介護、生活支援 ⑤ 広報資料の作成 ⑥ その他危険のない軽作業

2. ボランティア活動への支援

(1) ボランティア保険への加入

福祉班、戸田市社会福祉協議会は、広報によってボランティア保険への加入を促進するとともに、県と協議のうえ、その負担を検討する。

(2) ボランティア活動拠点の提供

福祉班、戸田市社会福祉協議会は、ボランティア活動が効率的に行われるよう戸田市ボランティア・市民活動支援センター（市役所敷地内）を災害ボランティア活動拠点として提供する。

また、他地域からのボランティアを多数受入れるため、キャンプ地等の確保を行う。

(3) 生活支援

ボランティアが応援活動に参加する際の宿泊場所、食事の確保等は自己完結を原則とする。

なお、ボランティア活動に必要な燃料や資機(器)材等の費用については、県と協議のうえ、その負担を検討する。

第5 連携体制の確保

1. 県災害ボランティア支援センターとの連携

災害ボランティアセンターは、県災害ボランティア支援センターとの連携を図り、要請できる活動内容、派遣可能な人材、人数等を把握し、ボランティアの派遣調整を行う。

2. 民間団体、事業所との連携

市は、民間団体、事業所等に対し、各種応急対策へ協力が得られるよう、連絡調整、情報収集・提供及び広報活動を行う。

第6 公共的団体からの応援受入

1. 受入体制の確立

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため、支援、指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

市は、活動の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対し、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

2. 公共的団体と活動の例示

(1) 公共的団体

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工業協同組合、商工会議所、商工会、生活協同組合、青年団、婦人会 等

(2) 活動

- ① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ② 広報等に協力すること
- ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- ④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ⑤ 被災者の救助業務に協力すること
- ⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ⑦ 被害状況の調査に協力すること

第24節 消防活動計画

第1 計画の方針

災害発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織の編成、消防施設の配備及び相互応援の方法等について定める。

第2 消防活動

1. 各機関の消防活動

(1) 消防本部

① 情報収集、伝達及び応援隊の受入

(ア) 災害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(イ) 把握結果の緊急報告

消防長は、災害の状況を市長（場合によっては埼玉県知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

(ウ) 応援隊の受入及びその準備

② 同時多発火災への対応

(ア) 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(ウ) 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(エ) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

(オ) 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(カ) 人命の安全確保の原則

火災現場では、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助・救急活動を総合的に判断し行動を行う。

(2) 消防団

① 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

② 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独、若しくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

③ 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

④ 避難誘導

避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

⑤ 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

⑥ 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

(3) 住民・自主防災会・事業所の活動

住民・自主防災会は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合はその指示に従う。

消防署班は、住民、自主防災会と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- ⑤ 立入り禁止措置等の実施

2. 消火活動

(1) 火災情報の収集

警防班は、住民、各消防署、蕨警察署からの火災発生等の情報を収集する。収集すべき情報は、次のとおりである。

■収集する情報の種類

- ① 火災の発生状況
- ② 通行可能な道路の状況
- ③ 無線通信の状況
- ④ 使用可能な消防水利の状況

(2) 消火活動

地震災害では、同時多発火災、道路等の通行支障、消火栓の断水等、消防活動の妨げとなる事象が多発する。

消防署は、次の点に留意して消防活動を効果的に行う。

■消火活動の原則

- ① 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
- ② 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
- ③ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- ④ 大工場、大量危険貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- ⑤ 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。
- ⑥ 火災現場では、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助・救急活動を総合的に判断し行動を決定する。

第3 応援要請

市は、市の消防力では十分な活動が困難である場合、「第4節 相互応援協力計画」に基づき、あらかじめ予め締結した埼玉県下「消防相互応援協定」に基づき県下の消防機関に応援を要請するとともに、県を通じて緊急消防援助隊を要請する。

第2章 南海トラフ地震臨時情報 発表に伴う対応措置

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1節 基本方針

第1 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図るものである。南海トラフ地震防災対策推進地域では、平成26年3月28日に1都2府26県707市町村が指定されている。

本市は、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震が発生した場合、震度5弱程度が推計されていることから、甚大な被害が発生する可能性は低い。南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないが、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、南海トラフ地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限に止めるため、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」を定める。

第2 南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件

1. 南海トラフ地震に関する情報の種類及び発表条件

南海トラフ地震に関する情報は、次の2種類の情報名で気象庁が発表する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合又は観測された異常な現象の調査結果を発表する場合を情報発表条件とする。

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合又は「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）を情報発表条件とする。

2. 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

南海トラフ地震臨時情報の後にキーワードを付記して、気象庁が発表する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合にキーワードを付記する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合にキーワードを付記する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）又は想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合にキーワードを付記する。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

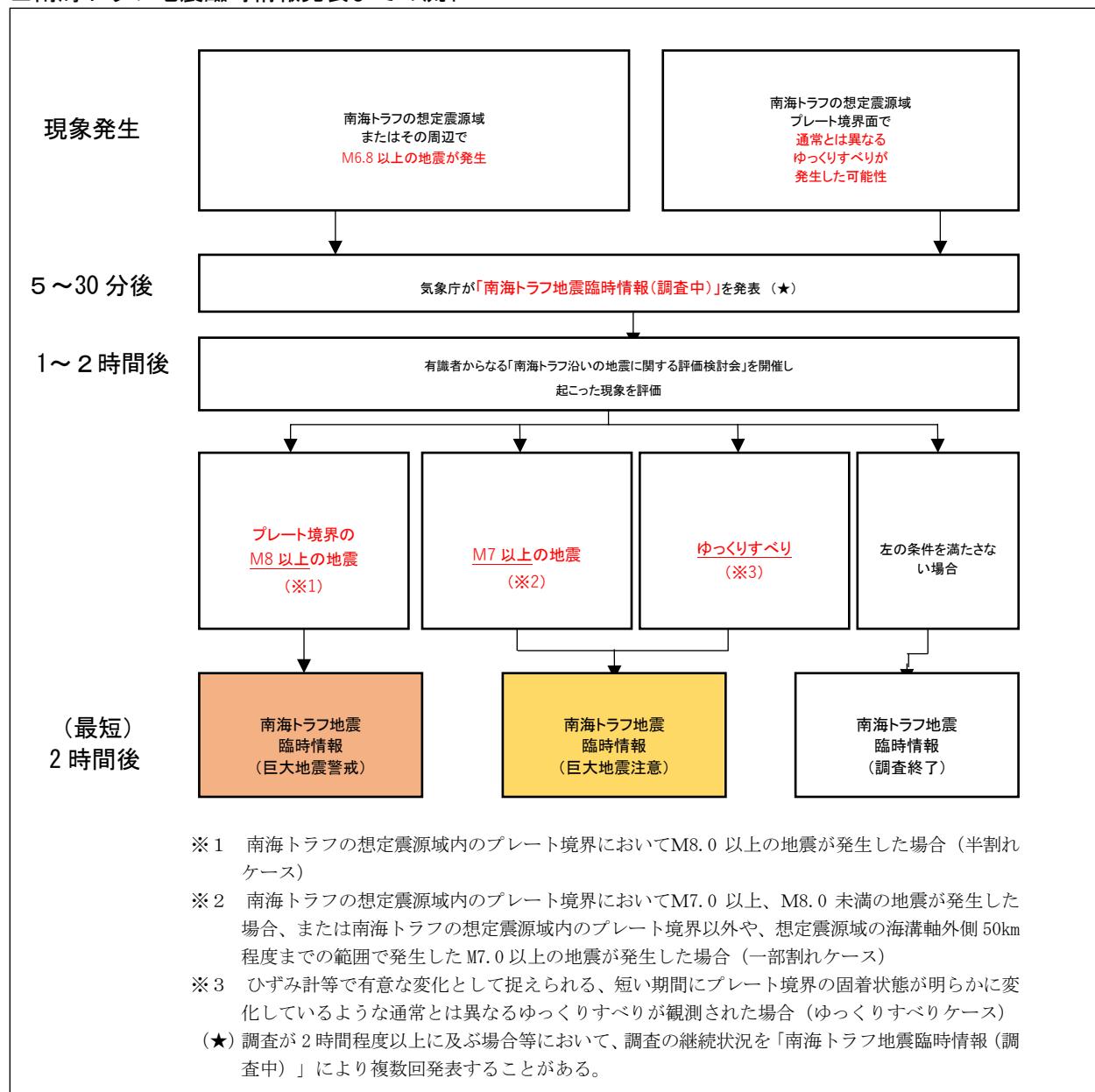
（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合にキーワードを付記する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

市は、気象庁や県から「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、府内及び防災関係機関に情報を伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第2 活動体制の準備等

南海トラフ地震臨時情報を受けた場合は、直ちに災害警戒本部等の準備等必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備える。

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

地震準備体制を配備し、南海トラフ地震の発生に備え、物資調達・輸送調整等支援システムを使用した備蓄状況の確認及び地域内輸送拠点の準備に関する連絡を中心とした活動を行う。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合

■防災体制

- (1) 災害警戒本部の設置準備に入る。
- (2) 配備体制は、レベルAとする。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時の所掌事務
 - ① 南海トラフ地震臨時情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
 - ② 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達
 - ③ 市民、企業等への呼びかけ

3. 南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合

戸田市域で発生した揺れに応じて、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第3 市民、企業等への呼びかけ

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）の連絡を受けた場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう市民、企業等に呼びかける。

■南海トラフ地震臨時情報の種類及び注意期間

種類	発生した事象	注意期間（警戒期間）
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	現象発生から1週間
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合	現象発生から1週間
	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

■呼びかけ内容

種別	防災対応
住民の防災対応	・日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。 (例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、指定緊急避難場所兼指定避難所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
	・日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない等
企業等の防災対応	・日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災 対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2編 災害復旧計画

第1章 迅速な災害復旧

第1節 災害復旧事業

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、次の基本方針に基づいて、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を作成する。

■災害復旧事業計画の基本方針

①災害の再発防止

被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再度防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図る。

②事業期間の短縮

被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間を短縮する。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

■災害復旧事業計画の種類

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の災害復旧事業計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。

財政課は、被災施設の復旧事業計画を基に、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

■法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ⑪ 水道法

第3 激甚災害に係る財政援助措置

1. 激甚災害の指定

市及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年（1962年）9月6日法律第150号）（以下、「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（激甚災害）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年（1962年）12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年（1968年）11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

2. 激甚災害による財政援助措置

激甚法により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

■激甚法による財政援助

援 助 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設復旧事業関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業 ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業 ⑭ たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
中小企業に関する特別の助成	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例 ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 日本私学振興財団の業務の特例 ④ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例 ⑤ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑥ 水防資材費の補助の特例 ⑦ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑧ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ⑨ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑩ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 ⑪ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

3. 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費は、事業費が決定され次第、速やかに措置されるよう県との連携を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し、県の監督指導等を受けながら行う。

第2章 計画的な災害復興

第1節 災害復興事業

第1 災害復興対策本部の設置

被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

第2 災害復興方針・計画の策定

1. 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。

方針決定後は、速やかにその内容を住民に公表する。

2. 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画並びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3 災害復興事業の実施

市は、建築基準法第84条に基づく建築制限区域を指定するため、特定行政庁（埼玉県越谷建築安全センター）に申出を行う。その後、市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手順と同様の手順で行う。

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。災害復興事業の実施は、技術的、財政的な支援を必要に応じて県より得ながら進める。

また、市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

第3章 生活再建等の支援

第1節 被災者の生活確保

第1 被災者に対する職業斡旋等

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

経済戦略室は、被災者にこれらの情報を提供する。

第2 市税等の徴収猶予及び減免の措置

税務課、収納推進課、健康長寿課、保険年金課は、災害によって被害を受けた住民の状況に応じ、市民税等に関して、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を行う。

■租税の減免等の種類

① 納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めると認めるとときは、当該期限の延長を行う。
② 徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）
③ 減 免	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

■介護保険料の減免等の種類

① 徴収猶予	災害により納付義務者等が財産に著しい被害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき徴収を猶予する。
② 減 免	納付義務者等が災害により甚大な被害を受けた場合減免を行う。

■税等の減免の内容

税 目	減 免 の 内 容
市 民 税	被災した納稅義務者等、本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	被災した固定資産（土地、家屋等）の被災の程度に応じて減免を行う。
国民健康保険税	被災した納稅義務者本人又は住宅、家財の被災の状況の程度に応じて減免を行う。
軽自動車税	被災した車両の被災の程度に応じて減免を行う。

第3 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

1. 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発令された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付局は集配郵便局とする。

(2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。

なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局は全ての郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

2. 郵便貯金事業

(1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の免除

被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

(2) 郵便貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等の非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局長限りで取扱いができる。

3. 簡易保険関係

(1) 簡易保険業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の払込期間の延伸等の非常取扱いを行う。

(2) 簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資を実施する。

第2節 被災者への融資等

第1 被災者台帳の作成

1. 被災者台帳の作成

財政課、税務課、収納推進課は、災害発生時に被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

■被災者台帳の記載（記録）内容

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 災害時要配慮者であるときは、その旨及び災害時要配慮者に該当する事由
- ⑧ その他（内閣府令等で定める事項）

第2 住家被害認定

1. 調査体制の整備

調査班は、住家被害認定調査に向けて、庁内連携及び対応職員の確保も含めて体制を構築し、必要に応じて、対口支援による応援職員の要請を実施する。

2. 自己判定方式の採用

調査班、避難所管理班は、市内の被害概況から明らかに準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害に該当する家屋について、住家被害認定調査を実施せずに、被災者が撮影した写真から、り災証明書を迅速に交付する自己判定方式の採用を検討する。

なお、準半壊に至らない（一部損壊）判定に合意が得られない場合や、自己判定方式で提出された写真等で、準半壊に至らない（一部損壊）と判断できない場合、現地調査（住家被害認定）により判定を実施する。

■自己判定方式の実施例

自己判定方式実施の広報	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報する。
申請書類等の配布	自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を配布する。

申請の受付	り災證明書に係る窓口等で、申請を受け付ける。 ※申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」のり災證明書を交付する。
-------	--

3. 被害認定調査及びり災證明書に関する広報

調査班、避難所管理班は、被害認定調査及びり災證明書に関する広報を行う。

■広報の内容

被害認定調査に関する広報	①被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定や損害保険・共済による損害調査との違い ②被害認定調査結果について再調査が可能 ③可能な限り家屋等の被害状況について写真撮影を実施し、保存の推奨
スケジュール等に関する広報	①り災證明書の交付スケジュール ②相談窓口
報道機関への対応	①報道機関に対して被害認定調査の概要、り災證明書の交付、相談窓口等を説明

4. 住家被害認定調査の実施

(1) 調査計画の作成

調査班は、被害情報を収集し、収集した被害情報に基づいて調査対象、調査地域等調査方針を定め、調査件数等を想定して、調査計画を作成する。

(2) 資器材等の調達

調査班は、被害認定調査で使用する資器材、調査票、車両等を確保し、被害認定調査終了後に調査票を整理する作業スペースや打合場所を確保する。

(3) 研修の実施

調査班は、調査員に具体的な調査手法の理解や、調査結果のばらつきを極力排除するため、被害認定調査に参加する調査員を対象に研修を実施する。

(4) 住家被害認定調査の実施

調査班は、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に基づいて、被害を受けた家屋の調査を実施する。

また、「災害に係る住家被害認定基準運用指針」に基づいて、住家の被害の程度を判定する。

(5) 再調査の実施

調査班は、避難所管理班が再調査の依頼を受け付けた場合、依頼内容を精査し、再調査が必要と考えられる場合、該当家屋の再調査を実施する。

第3 り災証明書の発行

1. 発行体制の整備

避難所管理班は、り災証明書の交付に向けて、府内連携及び対応職員の確保も含めて体制を構築し、必要に応じて、対口支援による応援職員の要請や臨時アルバイトの雇用を実施する。

2. 発行環境の整備

避難所管理班は、被災者生活再建支援システムの稼働準備を実施するとともに、パソコン、複合機等の機器類や電話、り災証明書の申請書等を用意する。

また、り災証明書の発行会場は、次の条件を満たす施設を確保する。

■り災証明書の発行会場の条件

- ① 被災者再建支援システムが使用可能であること。
- ② パソコン等の必要な機器が整備されているか、又は機器の搬入が容易な場所であるとともに、必要な電源が確保されていること。
- ③ 大勢の被災者が同時期に集まても十分な空間があり、安全を確保することができること
- ④ 感染症対策の観点から受付会場内の換気や被災者同士の距離の確保ができること。

3. 交付会場の設営

避難所管理班は、確保した会場のレイアウトを検討し、申請書の記入場所、申請書の提出窓口、調査結果の提示とり災証明書の交付スペース、判定に関する相談窓口、職員が休養するためのバッカヤード、調達した資器材等を設置する。

4. り災証明書の発行

避難所管理班は、被災者からり災証明発行の申請があった場合、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に基づいて遅滞なくり災証明書を発行する。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

■り災証明の範囲

- 家屋の全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

5. 再調査の受付

避難所管理班は、被災者に調査結果を説明した際に、理解を得られない場合、再調査の申請受付を行う。再調査の申請を受け付けた場合、調査班に連絡する。

第4 被災者個人への融資

1. 生活福祉資金

埼玉県社会福祉協議会は、戸田市社会福祉協議会の協力を得て、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して災害援護資金及び住宅資金の貸付けを予算の範囲内で行う。

なお「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

2. 住宅復興資金

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し「独立行政法人住宅金融支援機構法」に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

3. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 災害弔慰金

福祉総務課は、「戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

福祉総務課は、「戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金

福祉総務課は、「戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

第5 被災中小企業への融資

経済戦略室は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

また、中小企業団体等を通じて特別措置等の周知を図る。

■被災中小企業への融資制度

- ① 被災中小企業者に対する復興資金の貸付
- ② 県中小企業関係制度融資にかかる貸付金の償還期間の特例
- ③ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金償還期間の特例
- ④ 埼玉県信用保証協会による罹災補償の別枠の設定
- ⑤ 株式会社日本政策金融公庫の復旧資金融資 等

第6 被災農林漁業関係者への融資等

経済戦略室は、災害により被害を受けた農業者に対し、県、協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

■貸付金の種類

- ① 天災融資法第2条第1項の規定に基づく融資
- ② 自作農維持資金融通法による融資
- ③ 埼玉県農業灾害特別措置条例による融資
- ④ 農業灾害補償による補償
- ⑤ 株式会社日本政策金融公庫の復旧資金融資 等

第7 義援金の受入・配分計画

1. 義援金の受入

福祉総務課は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

また、日本赤十字社埼玉県支部、インターネット等を通じて募集を依頼する。

2. 義援金の配分

福祉総務課は、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

また、県又は日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に分配する。

第3節 被災者生活再建支援制度等

第1 被災者生活再建支援制度の活用

地震等の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

■被災者生活再建支援制度の概要

対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																										
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>																										
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>																										
支給金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p><全壊等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><中規模半壊></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								

市 の 対 応	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県 の 対 応	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付

第2 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

前記した法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした埼玉県と県内市町村による独自の制度により支援を行う。

■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																																															
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																																															
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2) ア～エで定めるもの																																															
支給金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td rowspan="3">—</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯の人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額</p>				種別	基礎支援金	加算支援金		計	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	解体	補修	100万円	200万円	長期避難	賃借（公営住宅以外）	50万円	150万円	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円		補修	100万円	150万円		賃借（公営住宅以外）	50万円	100万円	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円		補修	50万円	50万円		賃借（公営住宅以外）	25万円	25万円
種別	基礎支援金	加算支援金		計																																												
全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																												
解体		補修	100万円	200万円																																												
長期避難		賃借（公営住宅以外）	50万円	150万円																																												
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																												
		補修	100万円	150万円																																												
		賃借（公営住宅以外）	50万円	100万円																																												
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円																																												
		補修	50万円	50万円																																												
		賃借（公営住宅以外）	25万円	25万円																																												
市の対応	① 住宅の被害認定 ② 災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																																															
県の対応	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																																															

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

対象灾害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）					
対象灾害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかつた地域に限る。					
支援対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯					
給付金の額	<table border="1"> <tr> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※世帯の人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額</p>		補修	賃借（公営住宅以外）	50万円	25万円
補修	賃借（公営住宅以外）					
50万円	25万円					
市の対応	① 住宅の被害認定 ② 災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付					
県の対応	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定					